

ふん害等防止条例の概要

令和2年4月1日現在

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
由仁町 (北海道)	由仁町空き缶等のポイ捨て及び飼養動物のふんの放置防止条例 平成28年12月15日公布 平成29年1月1日施行	空き缶等のポイ捨て及び飼養動物のふんの放置等の防止に関し基本的な事項を定め、安全で快適な生活環境の整備に努め、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	町、町民等、事業者、飼い主等の責務 ポイ捨て、フンの放置の禁止 勧告及び命令、罰則	勧告書 命令書 告知書 過料処分決定 通知書	人口 登録犬 5,022人 260頭
栗山町 (北海道)	栗山町空き缶等ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置に関する条例 平成20年12月18日公布 平成21年4月1日施行	空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置(以下「ポイ捨て等」という)の防止に関し必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 町民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告		人口 登録犬 11,521人 597頭
恵庭市 (北海道)	きれいなまちづくり条例 平成15年3月31日公布 平成15年3月31日施行	空き缶・たばこの吸殻・犬の糞などの散乱を防止し、地域の環境美化を促進し市民の生活環境の向上に役立てる事を目的とする。	犬の糞害等の防止啓発	なし	人口 登録犬 約70千人 3,659頭
登別市 (北海道)	登別市不法投棄、ポイ捨て及びペットのふんの放置防止条例 平成16年12月21日公布 平成17年4月1日施行	市民、事業者、土地所有者及び滞在者等並びに市が一体となつてごみ及び再生資源の散乱の原因となる不法投棄、ポイ捨て及びペットのふんの放置を防止することにより、環境の保全、美観の保持及び資源の循環的な利用を推進し、もって自然及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害等勧告書 命令書 通知書	人口 登録犬 約4.7万人 2,209頭
洞爺湖町 (北海道)	洞爺湖町さわやか環境条例 平成19年12月19日公布 平成20年4月1日施行	町民、事業者、占有者等及び滞在者等(以下「町民等」という。)並びに町が一体となつて、ごみ及び再生資源の散乱の原因となる不法投棄、投げ捨て及びペットのふんの放置(以下「不法投棄等」という。)を防止することにより、環境の保全、美観の保持及び資源の循環的な利用を推進し、もって町民の健康で快適な生活の確保に寄与し、洞爺湖町の自然及び生活環境を後世に引き継ぐことを目的とする。	ペットのふんの適正処理 指導及び勧告	指導助言 勧告書 命令書 通知書	人口 登録犬 8,590人 約390頭
士別市 (北海道)	士別市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成17年9月1日公布 平成17年9月1日施行	市民、事業者及び土地所有者等、並びに市の責務を明らかにし、市民の清潔で快適な生活環境の確保と地域における環境美化の促進を図り、もってきれいなまちづくりに資する。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害等勧告書 指導書 命令書	人口 登録犬 約1.8万人 873頭
富良野市 (北海道)	富良野市まちをきれいにする条例 平成13年3月9日公布 平成13年4月1日施行	富良野市環境基本条例に基づく環境美化の促進を図るため、市、市民等、事業者及び土地所有者等が一体となつて、空き缶、空き瓶、たばこの吸い殻、飼い犬の糞等のごみ散乱を防止するとともに空地の適切な管理をすることにより、美しく快適な生活環境の保全及び良好な都市環境の形成に資することを目的とする。	市民等の責務、投棄の禁止、指導、勧告及び命令	勧告書、命令書	人口 登録犬 21,230人 922頭
愛別町 (北海道)	愛別町ごみのポイ捨て防止条例 平成13年3月13日公布 平成13年4月1日施行	空き缶等及び吸殻等のポイ捨てによるごみの散乱の防止について町、町民等及び事業者の責務を明らかにすることにより、清潔で美しいまちをつくり、快適な生活環境を確保することを目的とする。	ペット散歩の際、糞の処理袋等の携行 普及啓発 町民・事業者・土地所有者の協力	特になし	人口 登録犬 2,702人 100頭
斜里町 (北海道)	斜里町ポイ捨て禁止条例 平成21年3月19日公布 平成21年4月1日施行	知床世界遺産の自然景観を保全するとともに地域の環境美化を推進し、町民の生活環境の向上を図ることを目的とする。	犬、猫の糞を含む11種類のごみをみだりに捨てることを禁止(犬、猫の糞を回収しないことを禁止)指導→命令→勧告にに従わない場合は公表及び、環境美化推進地区においては罰金	勧告書・命令書・過料告知 弁明書・過料処分通知書	人口 登録犬 約1.1万人 603頭
網走市 (北海道)	網走市ポイ捨てゼロ条例 平成13年10月1日施行	ごみのポイ捨てやペットのふんの放置などをしない・させないという日常生活におけるルールやマナーを守り育て、自らの生活環境の美化を通して、清々しい快適な環境づくりを進めることを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	勧告書	人口 登録犬 約3.4万人 1,437頭
芽室町 (北海道)	芽室町ごみの散乱等防止に関する条例 平成9年5月3日公布 平成9年8月1日施行 (平成27年3月6日改正)	町の環境美化の推進について、町、町民等、事業者及び占有者等が一体となつて、ごみの散乱及び飼い犬等のふん害を防止することにより、良好で快適な環境を確保し、清潔で美しいまちづくりを進めることを目的とする。	飼い犬等の飼養者の責務として、(1)飼い犬等を移動又は運動させるときは、飼い犬等を制御できる者が、移動又は運動させること。(2)飼い犬等を移動又は運動させるときは、ふんを処理するための用具を携行するとともに、ふんは持ち帰り処理すること。		人口 登録犬 約1.8万人 1,976頭
中札内村 (北海道)	中札内村飼い犬のふん害防止条例 平成11年3月26日公布 平成11年4月1日施行 (平成14年9月17日改正)	飼い主の責任により、飼い犬のふん及び尿の処理等に関し必要な事項を定めることにより、飼い犬のふん害防止に関する意識の高揚を図り、良好で快適な生活環境を保持し、清潔なまちづくりを進めることを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守遵守事項 指導及び助言	飼い主のふん害等 勧告書 命令書	人口 登録犬 約3,900人 263頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
更別村 (北海道)	更別村ごみの散乱等の防止に関する条例 平成23年12月19日公布 平成23年12月19日施行	本村の環境美化を推進するために、村・村民等・事業者及び占有者が一体となって、ゴミの散乱及び犬のフン害を防止することにより、良好で快適な環境を確保し、清潔で美しいまちづくりを進めることを目的とする。	村等の責務 勧告 命令 立入検査 公表	勧告書 命令書	人口 登録犬 3,156人 250頭
根室市 (北海道)	根室市ポイ捨て等防止条例 平成11年6月22日公布 平成11年6月22日施行	この条例は、市民憲章に基づき、美しく住みよいまちづくりのため、市民(市内に滞在又は市内を旅行等により通過する者を含む。)、事業者、土地又は建物の所有者(土地や建物を現に使用している者、管理を任されている者を含む。)、市等が協力して、空き缶、空瓶、紙くず、タバコの吸殻等のごみ散乱や犬のふんの放置をなくし、より快適で潤いのある都市環境づくりを目的とする。	飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のフン害等勧告書 立入調査時の身分証明書	人口 登録犬 約2.5万人 1,003頭
標津町 (北海道)	標津町畜犬取締及び野犬掃とう条例 平成4年3月25日公布 平成4年4月1日施行 (平成19年1月15日改正)	畜犬及び野犬による、人又は犬は、家畜に危害を防止し、もって公共の安全を維持するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第14第2項に基づき、畜犬取締及び野犬掃とうに関し必要な事項を定めることを目的とする。	飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項指導 及び勧告	命令書	人口 登録犬 5,187人 385人
中泊町 (青森県)	中泊町空き缶、釣り糸等ポイ捨て防止に関する条例 平成17年3月28日公布 平成17年3月28日施行	中泊町、町民等、事業者及び占有者等が一体となり、ポイ捨てによる空き缶、釣り糸等の散乱及び犬のふんの放置を防止することにより、美しい海等の自然に恵まれた地域の環境美化及び保護を促進し、良好な環境の保全に資することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・町民等の責務 ・占有者等の責務 ・指導、助言及び勧告		人口 登録犬 約0.1万人 394頭
階上町 (青森県)	階上町環境美化条例 平成17年3月23日公布 平成17年4月1日施行	空き缶等の投げ捨て、自動車、船舶等の放置、飼い犬の放し飼い、違反ごみ出し等の防止及び空き地等の適正な管理について必要な事項を定めることにより、地域の環境保全の推進及び美観の保護を図るとともに、空き缶等の散乱を防止し、その回収による資源化を推進するための措置を講ずること等により、資源の有効利用を図り、もって環境に配慮した住民活動を促すとともに、環境と調和した地域社会の構築に資することを目的とする。	・飼い犬の放し飼い等の禁止 ・飼い主に対する指導		人口 登録犬 約1.3万人 840頭
平川市 (青森県)	環境保全条例 平成18年12月20日公布 平成19年4月1日施行 平成27年3月16日一部改正	公害の防止その他生活環境の保全に関し、健康で安全かつ快適な市民生活の確保に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項	なし	人口 登録犬 約3.0万人 1,079頭
おいらせ町 (青森県)	おいらせ町環境美化条例 平成19年3月14日公布 平成19年4月1日施行	町民一人ひとりの環境美化に対する意識を向上させ、町、町民等、事業者及び土地の占有者等の責任と役割を明確に示すとともに、それぞれが、協力連携し、快適でさわやかな生活環境のもとで誰もが安心して暮らせるまちづくりを目的とする。	・飼い犬の遵守事項 ・町民の協力 ・指導及び勧告	・違反行為是正勧告書 ・命令書 ・報告書	人口 登録犬 約2.5万人 1,529頭
六戸町 (青森県)	六戸町環境美化条例 平成21年3月31日公布 平成21年4月1日施行	町民一人ひとりの環境美化に対する意識を向上させ、町、町民等、事業者及び土地占有者等の責任と役割を明確に示すとともに、それぞれが協力連携し、快適でさわやかな生活環境のもとで誰もが安心して暮らせるまちづくりを目的とする。	ふんの放置の禁止 投棄・自動車等放置・資源ごみの持ち去り禁止 町・町民・事業者・土地専用者等の責務 指導又は勧告、措置命令	勧告書 命令書 その他	人口 登録犬 約1.1万人 803頭
五戸町 (青森県)	五戸町環境美化条例 平成23年3月17日公布 平成23年4月1日施行	町民一人ひとりの環境美化に対する意識を向上させ、町、町民等、事業者及び土地の占有者等の責任と役割を明確に示すとともに、それぞれが、協力連携することにより、快適でさわやかな生活環境のもとで誰もが安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・町民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	・不法投棄等情報受付処理簿 ・勧告書 ・命令書 ・改善状況報告書	人口 登録犬 約1.7万人 1,199頭
田子町 (青森県)	田子町美しいまちづくり条例 平成26年9月12日公布 平成26年10月1日施行	この条例は、自然の恵みに感謝し、人と環境が調和した健康で安全かつ快適な生活を営むことができる郷土を次世代に引き継ぐため、住民等、事業者、土地の所有者が相互に町と協働して、美しいまちづくりのための取組を推進することにより、生活環境の向上を図ることを目的とする。	・飼い犬の放し飼い等の禁止		人口 登録犬 約0.5万人 341頭
三戸町 (青森県)	三戸町環境美化条例 平成22年9月16日公布 平成22年11月1日施行	町民一人ひとりの環境美化に対する意識を向上させ、町、町民等、事業者及び土地占有者等の責任と役割を明確に示すとともに、それぞれが協力連携することにより、快適でさわやかな生活環境のもとで誰もが安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。	ふんの放置の禁止、散歩のマナー	勧告書 命令書 改善状況報告書	人口 登録犬 約1.0万人 672頭
一関市 (岩手県)	一関市ポイ捨てのないきれいなまちづくり条例 平成19年3月22日公布 平成19年6月1日施行	たばこの吸い殻、空き缶等の散乱の防止等に関し必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者の協働によるポイ捨て等のないきれいなまちづくりを推進し、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。	(飼い犬等のふんの放置禁止) 犬及び猫その他飼育を目的とした動物(以下「飼い犬等」という。)の飼い主は、当該飼い犬等が公共の場所においてふんを排泄した場合は、ふんを持ち帰る等適正な処理をし、当該飼い犬等のふんを放置してはならない。	なし	人口 登録犬 約11.4万人 6,985頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
平泉町 (岩手県)	平泉町きれいなまちづくり条例 平成20年6月26日公布 平成20年7月1日施行 (平成24年9月26日施行)	町民等、事業者及び町が一体となって、廃棄物の発生の抑制、再生利用等により廃棄物の減量と適正処理を図り、また、吸い殻等及び空き缶等のポイ捨て等を防止することにより、地域の環境美化の向上を促進し、清潔で美しいまちをつくることを目的とする。	(飼い犬等のふんの放置禁止) 犬及びその他飼育を目的とした動物(以下「飼い犬等」という。)の飼い主は、当該飼い犬等が公共の場所及び他人が占有し、又は管理する場所においてふんを排泄した場合は、ふんを持ち帰る等適正な処理をし、当該飼い犬等のふんを放置してはならない。	なし	人口 登録犬 約0.7万人 373頭
亘理町 (宮城県)	亘理町みんなできれいなまちにする条例 平成18年3月28日公布 平成18年7月1日施行	ごみの散乱、犬のふんの放置及び雑草の繁茂の防止について必要な事項を定め、町、町民等、事業者及び所有者等が協働して、快適な生活環境を保持することにより、清潔で美しいまちづくりを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の責務、遵守事項を規定 ・指導、助言、勧告、命令を規定	なし	人口 登録犬 約3.3万人 1,994頭
岩沼市 (宮城県)	岩沼市飼い犬のふんの放置の防止に関する条例 平成19年10月1日公布 平成20年1月1日施行	飼い犬のふんの放置の防止を図ることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	・市の責務、市民等の責務を規定 ・ふん放置防止重点地区の指定、施策推進のための行動計画策定を規定 ・指導、助言、勧告、命令を規定	なし	人口 登録犬 約4.4万人 2,238頭
松島町 (宮城県)	松島町環境美化の促進に関する条例 平成22年5月28日公布 平成22年5月28日施行 (平成30年6月15日改正)	町民等、事業者、土地又は建物の占有者等、町が一体となって、町の環境美化の促進を図るため、良好でさわやかな環境を確保し、清潔で美しいまちづくりを進めることを目的とする。	(町民等の責務)町民等は、飼育又は管理する犬又は猫等が家庭外でふんをしたときはそのふんを持ち帰って適正に処理しなければならない。	なし	人口 登録犬 13,820人 690頭
富谷市 (宮城県)	富谷市環境美化の促進に関する条例 昭和60年3月20日公布 昭和60年4月1日施行 (平成30年6月15日一部改正)	市民、事業者、土地又は建物の占有者、市などが一体となって、空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻等のごみの散乱、住宅団地内の空き地の雑草の繁茂及び枯れ草の放置並びに犬のふんの放置を防止するとともに、散乱ごみの清掃又は雑草及び枯草の除去を行うことにより、環境美化の促進を図ることを目的とする。	・市民等の責務、投棄の禁止等 ・命令、公表、罰則を規程	なし	人口 登録犬数 約52千人 3,268頭
大衡村 (宮城県)	大衡村環境美化の促進に関する条例 平成17年3月9日公布 平成17年4月1日施行 (平成30年6月15日一部改正)	村民、事業者、土地又は建物の占有者、町などが一体となって、空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻等のごみの散乱、住宅団地等の空き地の雑草の繁茂及び枯れ草の放置並びに犬のふんの放置を防止するとともに、散乱ごみの清掃又は雑草及び枯れ草の除去を行うことにより、環境美化の促進を図ることを目的とする。	・村民等の責務、投棄の禁止等 ・命令、公表、罰則を規程	なし	人口 登録犬数 約6千人 413頭
色麻町 (宮城県)	色麻町ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例 平成17年3月31日条例第12号 平成17年4月1日施行	ごみの散乱の防止について必要な事項を定めることにより、町、事業者、町民等、土地所有者等及び自主的活動団体の協働によるごみの散乱のない快適なまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって町民の生活環境の向上に資することを目的とする。	(町民等の責務) 町民等は、屋外において自ら生じさせたごみを持ち帰り、又は適正に処理する等みだりにごみを捨ててはならない。	なし	人口 登録犬 約0.7万人 316頭
涌谷町 (宮城県)	涌谷町を清潔で美しいまちにする条例 平成13年3月14日公布 平成13年4月1日施行	町、町民等、事業者、占有者等及び飼い主が一体となって、粗大ごみ及び家庭ゴミの不正投棄、ポイ捨てによる空き缶などの散乱及び飼い犬のふん害を防止するとともに、ごみの減量化及び資源リサイクルを推進することにより、快適な生活環境を確保し、清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	・飼い犬の責務、遵守義務を規程 ・指導、助言、勧告、命令、罰則を規程	勧告書 命令書 通知書	人口 登録犬 約1.6万人 824頭
石巻市 (宮城県)	石巻市環境美化の促進に関する条例 平成17年4月1日公布 平成17年4月1日施行	環境美化の促進を図ることにより、清潔で緑豊かな美しいまちづくりを目指し、もって市民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。	(市民等の責務)市民等は、飼い犬を散歩させるときは、当該飼い犬の排せつしたふんを回収しなければならない。	なし	人口 登録犬 約14.5万人 7,140頭
気仙沼市 (宮城県)	気仙沼市ごみの散乱防止条例 平成18年3月31日制定 平成18年3月31日施行 最終改正 平成21年8月31日	ごみの散乱の防止に関し必要な事項を定めることにより、市、市民等、事業者及び占有者等の協働によるごみの散乱のない快適なまちづくりを推進し、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。(第1条より)	条例内での「ごみ」の定義に、「飼犬のふん」も含めている。(第2条第1項)	なし	人口 登録犬 約6.2万人 2,541頭
南三陸町 (宮城県)	南三陸町ポイ捨て禁止及び環境美化を推進する条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行	町、町民等、事業者及び占有者等が一体となって空き缶等のポイ捨てを禁止し、美化清掃活動の推進に努めることにより、清潔で美しいまちづくりを目指し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	(町民等の責務) 陸上、海上を問わず屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器、吸い殻入れ等に収納しなければならない。 ※空き缶等→飲料又は食料を収納していた缶、びん、ペットボトルその他の容器、たばこの吸い殻、ガムのかみかす、飼い犬の糞、紙くずその他これらに類する物で容易に投棄されることによって、ごみの散乱の原因となるものをいう。	なし	人口 登録犬 約1.2万人 473頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
秋田県	秋田県空き缶等の散乱の防止に関する条例 平成13年3月16日公布 平成13年4月1日施行	この条例は、秋田県環境基本条例(平成九年秋田県条例第六十号)第三条に定める基本理念にのっとり、県民、事業者、土地の占有者、市町村及び県が一体となって、空き缶等の散乱の防止を図り、もって快適な生活環境の確保及び美しいふるさとづくりに寄与することを目的とする。	・公共の場所及び他人の土地への犬の糞の放置禁止を規定		人口 登録犬(令和2年3月31日) 約95.6万人 25,599頭
大館市 (秋田県)	大館市環境保全条例 平成10年9月18日公布 平成11年4月1日施行 (平成13年3月30日一部改正施行) (平成13年6月29日一部改正施行)	この条例は、大館市環境基本条例(平成10年条例第18号)の基本理念にのっとり、大館市公害防止条例(昭和49年条例第1号)及び大館市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成7年条例第10号)に定めるもののほか、生活環境及び自然環境の保全に関し必要な事項を定めるとともに、教育環境及び文化環境の保全に関し必要な事項を定め、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保及び安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。	・汚物の衛生的な処理と、屋外に連れ出す場合にあっては汚物を処理するための用具の携帯を規程		人口 登録犬(令和2年3月31日) 70,902人 2,779頭
男鹿市 (秋田県)	男鹿市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例 平成22年12月27日公布 平成23年4月1日施行	この条例は、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬猫のふんの散乱の防止並びに喫煙の制限に関し、必要な事項を定めることにより、市、事業者及び市民等が協働して美しいまちづくりを推進し、もって市民の安全で快適な生活環境、さらには観光都市男鹿にふさわしい環境を確保することを目的とする。	・犬猫の飼い主は、公共の場所又は他人の土地において、当該飼い犬猫がふんをしたときは、そのふんを回収しなければならないことを規定		人口 登録犬(令和2年3月31日) 約2.6万人 1,058頭
横手市 (秋田県)	横手市環境保全条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行	この条例は、市民の健康で文化的な生活に必要な環境を保全するために、環境の保全に関する施策の基本となる理念及び事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の福祉の増進を図ることを目的とする。	・所有するペットが、周辺的生活環境を損なわないよう管理することを規定		人口 登録犬(令和2年3月31日) 約8.8万人 2,793頭
潟上市 (秋田県)	潟上市環境保全条例 平成17年3月22日公布 平成17年3月22日施行	この条例は、潟上市環境基本条例(平成17年潟上市条例第135号)の基本理念にのっとり、潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成17年潟上市条例第132号)及び潟上市空き家等の適正管理に関する条例(平成26年潟上市条例第2号)に定めるもののほか、生活環境及び自然環境の保全に関し必要な事項を定め、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	・所有するペット、特に犬の放し飼いや糞により周辺的生活環境を損なわないよう管理することを規定		人口 登録犬(令和2年3月31日) 約3.2万人 1,484頭
にかほ市 (秋田県)	にかほ市住みよい環境づくり条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行	この条例は、市民が健康で文化的な生活を営むためには、住みよい環境づくりが極めて重要なことにかんがみ、市、市民等及び事業者のそれぞれの責務を明らかにし、もって将来にわたって良好な環境を保全することを目的とする。	・所有する愛玩動物が住民に危害又は迷惑をかけないように適切に管理することを規定		人口 登録犬(令和2年3月31日) 約2.4万人 921頭
由利本荘市 (秋田県)	由利本荘市住みよい環境づくり条例 平成17年3月22日公布 平成17年3月22日施行 (平成27年7月1日一部改正)	この条例は、市民が健康で文化的な生活を営むためには、住みよい環境づくりが極めて重要なことにかんがみ、市、市民等及び事業者のそれぞれの責務を明らかにし、もって将来にわたって良好な環境を保全することを目的とする。	・所有する愛玩動物が住民に危害又は迷惑をかけないように適切に管理することを規定		人口 登録犬(令和2年3月31日) 約7.5万人 3,111頭
大潟村 (秋田県)	大潟村をきれいにする条例 平成9年6月9日公布 平成9年6月9日施行 (平成21年12月21日一部改正施行)	この条例は、空き缶、瓶、吸い殻等、ビニール、肥料等、その他の廃棄物の散乱を防止することに関し、村、村民等、事業者、土地または建物の占有者及び所有者等の責務を明らかにするとともに、これらに関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び美観の保護を図り、もって良好な環境の保全及び創造に寄与することを目的とする。	・所有する犬猫の糞尿等で道路、河川、公園等の公用の場所及び他人が所有する土地等を汚さないように管理することを規定		人口 登録犬(令和2年3月31日) 約0.3万人 165頭
河北町 (山形県)	河北町快適な住みよいまちづくり条例 平成19年3月15日公布 平成19年4月1日施行	快適な住みよいまちづくりに必要な事項を定め、町民、事業者及び町が一体となって生活環境の保全向上を図ることを目的とする。	・町民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導、勧告	・勧告書	人口 登録犬 約1.8万人 678頭
中山町 (山形県)	きれいな中山町の環境づくり条例 平成13年12月21日公布 平成14年4月1日施行	豊かで美しい自然と人との共生を願い、住みよい生活環境と自然空間を守り育て、未来の世代がこの恵みを十分受けられるよう、ごみのないきれいな環境づくりを目的とする。	・飼主の遵守事項 ・勧告、措置命令	・勧告書 ・措置命令	人口 登録犬 約1.1万人 394頭
舟形町 (山形県)	舟形町環境美化推進条例 平成12年6月16日公布 平成13年1月1日施行	飲食料容器並びに吸殻等及びごみ等の散乱防止に関し、町、町民等、事業者等の責務及び必要事項を定めるところにより、本町全域の環境美化推進及び美観の保護を行い、清潔で美しい生活環境の形成に資することを目的とする。	・町民等の協力 ・公共等の場所において、排泄したふんの放置禁止 ・罰則		人口 登録犬 0.5万人 191頭
戸沢村 (山形県)	戸沢村環境美化の推進等に関する条例 平成10年3月23日公布 平成10年4月1日施行	村、村民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、戸沢村の区域内において廃棄物の不法な投棄を禁止し、並びに空き缶等及び吸殻等の散乱を防止することにより、村内の環境美化を推進し、及び美観の保護を行い、もって村民の良好な生活環境の形成に資することを目的とする。	・村民の協力 ・飼い主のふんの放置の禁止 ・悪質な禁止行為違反者についての告発		人口 登録犬 約0.5万人 194頭
長井市 (山形県)	長井市ポイ捨て等防止条例 平成16年3月25日公布 平成16年7月1日施行	市長、市民等及び事業者が一体となって、公共の場所等におけるポイ捨てによる空き缶・吸い殻等の散乱及び飼養する動物のふんの放置防止により、環境の美化を図り、もって長井市環境保全基本条例(平成6年条例第9号)に掲げる市民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。	飼い主のふんの放置の禁止 市民の協力 勧告及び命令		人口 登録犬 約2.7万人 942頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
鶴岡市 (山形県)	鶴岡市空き缶等の散乱防止に関する条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行	空き缶等の投棄による散乱及びふん害の防止に必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び美観の保護を行い、清潔で美しい地域社会の構築に資することを目的とする。	・市民の啓蒙 ・市民の協力 ・飼い主のふん害等の防止に関する啓発	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約12.5万人 3,427頭
酒田市 (山形県)	酒田市美観保護条例 平成17年11月1日公布 平成17年11月1日施行 (平成22年3月5日改正)	市民等、事業者及び市が一体となって、廃棄物の不法投棄の防止及び放置自動車等の発生の防止をすることにより、美観を保護するとともに、市民の清潔で快適な生活環境の維持に資することを目的とする。	・市民等の協力 ・勧告、措置命令	措置勧告書	人口 登録犬 約10.0万人 3,341頭
鮭川村 (山形県)	鮭川村環境基本条例 平成14年12月26日制定 平成15年1月1日 施行	環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに村民、事業者及び村の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来における村民の、健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	(村民の責務) 環境保全に勤めなければならない。		人口 登録犬 約4,000人 168頭
東根市 (山形県)	東根市安全で安心な住みよいまちづくり条例 平成16年12月16日公布 平成17年4月1日施行	安全で安心な住みよいまちづくりについて、基本理念及び市民、事業者、関係行政機関、関係団体等の役割を明らかにするとともに、市民生活に危害を及ぼす犯罪や事故等を予防するための安全環境の確保及び迷惑行為の禁止にかかる施策を定め、安全で安心な住みよいまちづくりの実現を図ることを目的とする。	・市民の啓蒙 ・市民の協力 ・ふんを放置する行為の禁止 ・指導、勧告		人口 登録犬 約4.8万人 1,959頭
大蔵村 (山形県)	大蔵村環境美化推進条例 平成11年3月10日公布 平成11年4月1日施行	飲食物容器等並びに吸い殻等及びごみ等(以下「容器包装類」という。)の散乱防止に関し、村、村民等、事業者、占有者等の責務及び必要事項を定めるところにより、本村全域の環境美化推進及び美観の保護を行い、清潔で美しい生活環境の形成に資することを目的とする。	飼い主のふんの放置の禁止 村民の協力 勧告及び命令		人口 登録犬 約0.3万人 105頭
二本松市 (福島県)	二本松市ポイ捨て等のない快適なまちづくり推進条例 平成24年12月25日公布 平成25年4月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び飼い犬のふんの放置の防止について必要な事項を定めることにより、市、市民等、事業者及び土地所有者等が協力して環境の美化を推進し、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	市の施策への協力 飼い犬の所有者の責務 飼い犬のふんの放置の禁止 ポイ捨て防止の啓発 規定に違反している者への勧告、命令 命令に従わないときは氏名、違反の内容の公表	飼い犬のふんの放置に係る 勧告書 命令書	人口 登録犬 約54,000人 2,957頭
本宮市 (福島県)	本宮市美しいまちづくり推進条例 平成19年1月1日公布 平成19年1月1日施行	第1条 この条例は、空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに飼い犬のふんの放置の防止に関し、本市、市民等、事業者、占有者等の責務及び必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び美観の保護を行い、もって清潔で美しいまちづくりの形成に資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民等の責務 飼い主の禁止行為 環境美化推進員の啓発活動	飼い犬のふん害等 勧告書 指導書 命令書	人口 登録犬 約30,000人 1,693頭
田村市 (福島県)	田村市空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例 平成17年3月1日公布 平成17年3月1日施行	空き缶等のポイ捨てによる散乱及び犬のふんの放置防止について必要な事項を定め、環境の美化を推進することにより、市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	市の責務 重点区域の指定 施策の重点実施 犬のふんの放置禁止 ふんの回収命令 罰則	飼い犬のふん 回収命令書	人口 登録犬 約36,000人 2,136頭
鏡石町 (福島県)	鏡石町美しいまちづくり推進条例 平成9年3月21日公布 平成9年7月1日施行	町、町民、事業者、占有者等が一体となって空き缶等及び吸殻等の散乱を防止し、快適な生活環境を確保するとともに、町内の環境美化の推進及び美観の保護を行い、清潔で美しいまちづくりをめざすことを目的とする。	ふん回収容器の携帯 飼い犬のふんを公共の場所に放置することを禁止 勧告、命令、公表	ポイ捨て中止等 勧告書 ポイ捨て中止等 命令書	人口 登録犬 約12,000人 800頭
平田村 (福島県)	平田村環境をよくする条例 平成15年3月18日公布 平成15年3月18日施行	すべての村民(平田村への通勤、旅行者等を含む。)が、健康で快適な生活を営むことができるよう村民の自覚と協力のもとに、関係法令等に定めるもののほか、生活環境をよくすることがらの実施について必要な事項を定めることを目的とする。	ふん尿の責任ある処理		人口 登録犬 約5,900人 497頭
三春町 (福島県)	三春町ポイ捨て等の防止に関する条例 平成12年3月17日公布 平成12年7月1日施行	空き缶等のごみのポイ捨て、飼い犬のフンの放置及びペットの遺棄等を防止することにより環境美化を推進し、もって町民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	町の責務 飼い犬のふんを公共の場所に放置することを禁止 勧告、命令 罰則		人口 登録犬 約17,400人 985頭
小野町 (福島県)	小野町ポイ捨て等の防止に関する条例 平成12年9月28日公布 平成13年1月1日施行	空き缶等のポイ捨てによる散乱及び犬のふんの放置防止について必要な事項を定め、環境の美化を推進することにより、町民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	町の責務 重点区域の指定 施策の重点実施 ポイ捨て等防止指導員の設置 飼い犬のふんを公共の場所に放置することを禁止		人口 登録犬 約9,600人 588頭
白河市 (福島県)	白河市美しいふるさとづくり条例 平成17年11月7日公布 平成17年11月7日施行	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び飼い犬のふんの放置の防止に関し必要な事項を定めることにより、市、市民等事業者及び土地所有者等が協力して美しいふるさとづくりを推進し、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。	飼い主の責務啓発 指導及び勧告	なし	人口 登録犬 約60,000人 3,257頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
矢吹町 (福島県)	矢吹町さわやか環境条例 平成11年6月30日公布 平成12年6月1日施行	さわやかな田園都市にふさわしい水のきれいな、空気の澄んだ緑豊かなまちづくりを目指し、町民等、事業者、所有者等及び町の責務を明確にしながら一体となって取り組むべき事項を定めることにより、清潔で快適な環境の確保を図り、もって町民福祉の増進に寄与することを目的とする。	(愛がん動物の飼育管理) 町民等は、愛がん動物の適正な飼育管理に努めるとともに、良好な生活環境が損なわれないよう相互に協力しなければならない。	なし	人口 登録犬 約17,000人 928頭
棚倉町 (福島県)	棚倉町ポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例 平成22年3月24日公布 平成22年4月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び犬のふんの放置の防止に関し必要な事項を定めることにより、環境美化を推進し、もって町民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	飼い主のふんの放置禁止 指導及び勧告	命令書	人口 登録犬 約14,000人 663頭
矢祭町 (福島県)	矢祭町空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例 平成19年3月20日公布 平成19年4月1日施行 (平成20年3月11日改正)	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び犬のふんの放置防止について必要な事項を定め、環境の美化を推進することにより、町民の快適な生活を確保することを目的とする。	(町の責務)「犬のふんの放置防止に係る必要な施策の推進」に努めなければならない。	なし	人口 登録犬 約5,600人 334頭
会津若松市 (福島県)	会津若松市生活環境の保全等に関する条例 平成12年3月31日公布 平成12年3月31日施行	会津若松市環境基本条例(平成9年会津若松市条例第18号)第3条に定める基本理念にのっとり、法令に特別の定めがある場合を除くほか、生活環境の保全等について、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び創造に資することを目的とする。	啓発 市民の責務・協力 飼い主の遵守事項 生活環境保全重点区域の指定 立入調査 指導、助言、命令 罰則(2万円以下の罰金)	命令書 身分証明書	人口 登録犬 118,694人 4,274頭
喜多方市 (福島県)	喜多方市ポイ捨て等の防止に関する条例 平成18年1月4日公布 平成18年1月4日施行	市民等、事業者、土地の占有者及び市が一体となって、空き缶等の散乱の防止等を図り、もって快適な生活環境の確保及び美しいまちづくりに寄与することを目的とする。	飼い主の遵守事項 指導、助言、命令 立入調査 罰則(2万円以下の過料)	命令書 身分証明書	人口 登録犬 45,963人 1,799頭
西会津町 (福島県)	西会津町快適環境づくり条例 平成26年6月13日公布 平成26年10月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び犬のふんの放置防止について必要な事項を定め、環境の美化を推進することにより、町民の快適な生活を確保することを目的とする。	町民の責務・協力 飼い主の遵守事項 重点区域の指定 助言、指導、命令 立入調査 罰則(2万円以下の過料)	命令書 身分証明書	人口 登録犬 6,068人 246頭
磐梯町 (福島県)	磐梯町ポイ捨て等の防止に関する条例 平成20年9月16日公布 平成20年10月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び犬のふんの放置に関し必要な事項を定め、快適な生活環境の確保及び美しいまちづくりに寄与することを目的とする。	町民の責務・協力 飼い主の遵守事項 重点区域の指定 指導、助言、命令 立入調査	犬のふん回収 命令書 身分証明書	人口 登録犬 3,500人 133頭
会津坂下町 (福島県)	会津坂下町ポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例 平成12年3月21日公布 平成12年10月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び犬のふんの放置防止に関し必要な事項を定め、環境の美化を推進することにより、町民の快適な生活を確保することを目的とする。	町民の責務・協力 飼い主の遵守事項 重点区域の指定 指導、助言、命令 罰則(2万円以下の罰金) 立入調査	命令書 身分証明書	人口 登録犬 3,234人 466頭
柳津町 (福島県)	柳津町ポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例 平成20年9月24日公布 平成21年1月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び犬のふんの放置防止に関し必要な事項を定め、環境の美化を推進することにより、町民の快適な生活を確保することを目的とする。	町民の責務・協力 飼い主の遵守事項 指導、助言	身分証明書	人口 登録犬 3,234人 105頭
会津美里町 (福島県)	会津美里町ポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び犬のふんの放置防止に関し必要な事項を定め、環境の美化を推進することにより、町民の快適な生活を確保することを目的とする。	町民の責務・協力 重点区域の指定 飼い主の遵守事項 指導、助言	身分証明書	人口 登録犬 20,008人 672頭
相馬市 (福島県)	相馬市快適なまちづくり推進条例 平成14年3月20日公布 平14年10月1日施行	市、市民等、事業者及び土地所有者等が協力して、環境美化活動を実施することにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発指導及び勧告	勧告書 命令書	人口 登録犬 約3.4万人 2,002頭
浪江町 (福島県)	浪江町の環境を良くする条例 平成6年3月24日公布 平成6年6月1日施行	町民、事業者、土地又は建物の占有者、町などが一体となって、空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻等のごみの散乱を防止するとともに、散乱ごみの清掃を行うことなどにより、環境美化の促進を図ることを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発町民の協力	なし	人口 登録犬 約1.7万人 440頭
広野町 (福島県)	広野町ポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例 平成22年12月16日公布 平成23年4月1日施行 令和元年12月13日改正	(目的) 第1条 この条例は、空き缶等のポイ捨てによる散乱及び犬のふんの放置防止について必要な事項を定め、環境の美化を推進することにより、町民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	ごみのポイ捨て、犬のふんの放置防止について指導及び勧告	勧告書 命令書	人口 登録犬 約0.5万人 364頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
富岡町 (福島県)	富岡町環境美化条例 平成12年12月25日公布 平成13年4月1日施行 (平成16年12月20日一部改正)	この条例は、町、町民及び事業者が一体となって環境美化活動を実践することにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。	飼い犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者)は、飼い犬が公共の場所等でふんをしたときは、これを放置してはならない。	飼い犬のふん害等勧告書 命令書 公表	人口 登録犬 約1.3万人 233頭
大熊町 (福島県)	大熊町空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置防止に関する条例 平成22年6月18日公布 平成22年10月1日施行	たばこの吸殻、空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置防止並びに喫煙のマナーの向上に関し、必要な事項を定めることにより、町、町民等及び事業者が協同して、地域における環境美化の促進に努めるとともに、町民一人ひとりのモラル、マナーの向上を図り、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 町民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害等勧告書 命令書 通知書	人口 登録犬 約1万人 151頭
日立市 (茨城県)	日立市飼い犬のふん害の防止に関する条例 平成10年3月30日公布 平成10年10月1日施行 (平成11年12月22日一部改正)	飼い犬のふん害の防止に関し必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。	市及び市民の責務 飼い主の遵守事項 立入調査 命令 罰則	命令書	人口 登録犬 約17.4万人 8,338頭
土浦市 (茨城県)	土浦市さわやか環境条例 平成6年9月29日公布 平成7年1月1日施行 (平成18年2月20日一部改正)	ごみのない、美しくさわやかな環境の形成を目指して市民、事業者及び市が一体となって取り組むべき事項を定めることにより、清潔で快適な環境の確保に寄与することを目的とする。	飼い犬のふん害防止を目的として、飼い主の遵守事項と違反者に対する指導を規定。		人口 登録犬 約14.1万人 8,046頭
古河市 (茨城県)	古河市飼い犬のふん害等の防止に関する条例 平成17年9月12日公布 平成17年9月12日施行	飼い犬のふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、地域の環境美化の促進に寄与するため、飼い犬のふん及び尿の処理等に関し必要な事項を定めることを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 立入調査等 罰則	・命令書 ・指定職員証	人口 登録犬 142,618人 7,948頭
石岡市 (茨城県)	石岡市環境美化条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行	市民が良好な環境のもと快適な生活を営むため、市、事業者及び市民が環境美化の観点から取り組むべき事項を定めることにより、清潔な環境のまちづくりの推進を図ることを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	なし	人口 登録犬 72,715人 5,795頭
結城市 (茨城県)	結城市ごみ等の散乱防止に関する条例 平成18年12月19日公布 平成19年4月1日施行	清潔で美しい街の保全及び快適な生活環境の確保を図るため、ごみ等(空き缶、空き瓶その他の容器、タバコの吸殻、チューインガムのかみかす及び包装紙その他の投げ捨て又は放置による散乱性の高い廃棄物並びに飼い犬の散歩中の糞)の投げ捨て及び放置によるごみの散乱防止について、必要な事項を定めることにより、地域環境の保全美化を促進し、美しい街づくりに寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 指導及び勧告	飼い犬のふん害等勧告書	人口 登録犬 51,580人 2,608頭
龍ヶ崎市 (茨城県)	龍ヶ崎市歩きタバコ・ポイ捨て等禁止条例 平成22年12月22日公布 平成23年5月30日施行	快適な生活環境を確保するため、市、市民等及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、公共の場所における清浄保持、喫煙禁止区域の指定を定め、もって市民の健康を保護するとともに、良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害等勧告書 命令書	人口 登録犬 約7.7万人 4,454頭
常陸太田市 (茨城県)	常陸太田市ごみ等の散乱の防止に関する条例 平成10年3月24日公布 平成10年4月1日施行 (平成16年12月1日改正施行)	この条例は、清潔で美しい街の保全及び快適な生活環境の確保を図るため、ゴミ等の投げ捨てによる散乱を防止し、環境美化の促進を図ることを目的とする。	投げ捨てによる散乱性の高いごみ並びに飼い犬の散歩中の糞害の防止	飼い主のふん害等勧告書・ 勧告履行命令書	人口 登録犬 約4.8万人 2,951頭
笠間市 (茨城県)	笠間市すみよい環境条例 平成18年3月19日施行	ごみのない、美しく、さわやかな、すみよい環境の形成をめざして市民、事業者及び市が一体となって取り組むべき事項を定めることにより、清潔で快適な環境の確保に寄与することを目的とする。	市民の責務 飼い主の遵守事項 飼い主に対する指導		人口 登録犬 約7.4万人 5,501 頭
取手市 (茨城県)	取手市まちをきれいにする条例 平成10年12月25日公布 平成11年4月1日施行 (平成18年4月1日改正)	この条例は、空き缶等の散乱、歩行中の喫煙及び犬のふん害の防止に関し、市、市民等、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、こちらに関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、市内の環境美化の促進と市民の快適な生活環境の確保を図り、もって清潔できれいなまちづくりに寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 飼い主の遵守事項 指導		人口 登録犬 107,017人 5,620頭
牛久市 (茨城県)	牛久市環境美化の推進に関する条例 平成16年3月26日条例第3号公布 平成16年6月1日施行 平成18年9月20日条例第32号改正	ゴミの投げ捨て、宣伝物等の放置及びふん害等のまちなみを害する行為を市、事業者、市民等及び土地所有者が協働し防止することについて必要な事項を定めることにより、快適な生活環境の確保及び清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	ペット類の飼い主は、ペット類が公共の場所等で、ふんをした時は、直ちに回収し、持ち帰らなければならない。	なし	人口 登録犬 約8.5万人 4,496頭
	牛久市動物の愛護及び管理に関する条例 平成23年3月22日公布 平成23年4月1日施行	動物の愛護及び管理に関する必要な事項並びに動物の福祉に配慮し、人と動物との調和のとれた共生社会の推進のために必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、健康で豊かな生活環境の形成に寄与することを目的とする。	(犬の飼養者の厳守事項) 屋外で運動させるときは、他人へのかみつき行為を予防し、ふん、尿等を直ちに回収し、持ちかえること。	なし	

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
つくば市 (茨城県)	つくば市きれいなまちづくり条例 平成19年11月1日施行	清潔できれいな生活環境の保持について、市、事業者、市民等の責務を明らかにするとともに、空き缶、吸い殻等の投棄の禁止その他必要な事項を定めることにより、清潔できれいなまちをつくり、もって快適な市民生活の確保に寄与することを目的とする。	(飼い犬等のふん放置の禁止) 飼い犬等の所有者又は管理者は、公共の場所等に、当該飼い犬等のふんを放置してはならない。	なし	人口 登録犬 23.8万人 14,952頭
ひたちなか市 (茨城県)	ひたちなか市まちをきれいにする条例 平成18年3月30日公布 平成18年7月1日施行	清潔な美しいまちづくりを目指し、市、市民等、飼い主、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、ごみ等の投捨て及び犬のふん害を防止することを目的とする。	ごみ等の投捨て及び犬のふん害防止に関する措置、指導、意識の啓発、高揚等 市民・飼い主、事業者、土地所有者の遵守事項 指導及び勧告	※条例施行規則 中止・原状回復命令書 立入調査員証 勧告書 勧告履行命令書	人口 登録犬(令和2年3月31日) 約15.5万人 6,923頭
鹿嶋市 (茨城県)	鹿嶋市まちをきれいにする条例 平成14年1月1日施行	散乱ごみのない快適な生活環境を形成するため、市、事業者、市民等及び土地所有者の責務を明らかにするとともに、ごみ等のポイ捨て及び犬のふん害を防止し、清潔な美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	飼い主は、飼い犬を屋外で運動させる場合、飼い犬を綱、鎖等でつなぎ、制御できるようにする、飼い犬のふんを処理するための道具を携帯すること、飼い犬のふんにより公共の場所又は他人の土地、建物若しくは工作物を汚したときは、直ちに処理すること。		人口 登録犬 67,447人 4,265頭
潮来市 (茨城県)	潮来市環境美化条例 平成16年9月30日公布 平成17年1月1日施行	空き缶等の投げ捨て、湖岸等の美化促進、自転車・家具・家電製品等の放置、飼い犬のふん害、違反ごみ出しの防止について必要な事項を定めることにより、地域の環境保全の推進及び美観の保護を図るとともに、環境と調和した地域社会の構築に資することを目的とする。	飼い犬のふんの放置の禁止 飼い主の遵守事項 指導及び勧告		人口 登録犬 27,815人 1,991頭
守谷市 (茨城県)	守谷市ポイ捨て等防止に関する条例 平成19年12月17日公布 平成20年5月30日施行	ポイ捨て、路上等喫煙及び飼い犬等のふん放置の防止等に関して、市、市民等、事業者等の責務を明らかにするとともに、ポイ捨て等の禁止、回収容器の設置、ポイ捨て禁止強化区域の指定その他必要な事項を定めることにより、市内の環境美化の推進及び歩行者等の安全を図り、もって清潔で快適な生活環境を保持することを目的とする。	ポイ捨て等の禁止 市、市民等、事業者等の責務 土地所有者等の責務 飼い主等の責務 ポイ捨て等禁止強化区域の指定等 過料・勧告	告知・弁明書 過料処分通知書 勧告書 意見書	人口 登録犬 約6.8万人 4,123頭
筑西市 (茨城県)	筑西市きれいなまちづくり条例 平成22年12月28日公布 平成23年4月1日施行	清潔できれいなまちづくりを推進するために必要な事項を定めることにより、市民等が協働して地域の環境美化を図り、もって快適な生活環境の維持に資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 飼い主の遵守事項 勧告、命令及び罰則	飼い犬のふん害等勧告書 命令書	人口 登録犬 約10万人 5,435頭
稲敷市 (茨城県)	稲敷市環境美化条例 平成17年3月22日公布 平成17年3月22日施行	空き缶等の投げ捨て、自動車・家具・家電製品等の放置、飼い犬のふん害、違反ごみ出しの防止、空き地等の適正な管理並びに霞ヶ浦の美化促進等について必要な事項を定めることにより、地域の環境保全の推進及び美観の保護を図るとともに、空き缶等の散乱を防止し、その回収による資源化を促進するための措置を講ずること等により、資源の有効利用を図り、もって環境に配慮した住民活動を促すとともに、環境と調和した地域社会の構築に資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 飼い主の遵守事項		人口 登録犬 約39.4千人 2,747頭
かすみがうら市 (茨城県)	かすみがうら市環境美化に関する条例 平成17年3月28日公布・施行 平成26年3月31日改正	この条例は、地域の環境保全の推進及び美観の保護を図り、もって環境に配慮した住民活動を促し、環境に調和した地域社会を構築することを目的とする。	第5章 飼い犬のふん害防止 (飼い犬のふんの放置の禁止) 第20条 飼い犬(所有者のある犬をいう。以下同じ。)の所有者(所有者以外の者が飼養し、及び管理する場合は、その者を含む。以下「飼い主」という。)は、当該飼い犬が屋外においてふんを排泄した場合には、当該ふんを放置してはならない。 2 飼い主は、飼い犬を屋外で運動させる場合は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 飼い犬を鎖、綱等でつなぎ、制御できるようにすること。 (2) 飼い犬のふんを処理するための用具を携行すること。 (3) 飼い犬のふんにより公共の場所並びに他人の土地、建物及び工作物を汚したときは、直ちに処理すること。 (飼い主に対する指導) 第21条 市長は、飼い主が前条第1項の規定に違反して、同条第2項各号に掲げる事項を遵守していないと認めるときは、当該飼い主に対し、必要な指導をすることができる。	なし	人口 登録犬 約4.1万人 2,518頭
桜川市 (茨城県)	桜川市を美しくする環境条例 平成17年10月1日公布・施行	この条例は、ごみのない美しくさわやかな環境の形成を目指して市民、事業者及び市が一体となって取り組むべき事項を定めることにより、清潔で快適な環境の確保に寄与することを目的とする。	飼い主の遵守事項 指導		人口 登録犬 約3.9万人 2,519頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
神栖市 (茨城県)	神栖市きれいなまちづくり推進条例 平成17年6月24日公布 平成17年8月1日施行	散乱ごみ等のない快適な生活環境を形成するため、市、事業者、市民等及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、ごみ等のポイ捨て及び犬のふん害を防止し、清潔なきれいなまちづくりを目指すことを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 飼い主の遵守事項 指導		人口 登録犬 約9.5万人 6,199頭
鉾田市 (茨城県)	鉾田市まちをきれいにする条例 平成17年10月11日公布 平成17年10月11日施行	空き缶、吸い殻等の散乱及びその他の廃棄物の散乱を防止することに関し、市、市民等、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、これらに関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進と市民の快適な生活環境の確保を図り、もって清潔できれいなまちづくりに資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の責務 飼い主の遵守事項 指導及び勧告		人口 登録犬 48,513人 3,974頭
つくばみらい市 (茨城県)	つくばみらい市環境保全条例 平成18年9月1日公布 平成18年9月1日施行 (平成24年11月1日一部改正)	市民が健康で文化的な生活を営む上において、環境を健全で恵み豊かなものとして享受する権利を有し、それを維持することが極めて重要であることにかんがみ、環境の保全についての市、市民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項その他の必要な事項を定めることにより、その施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって良好な環境を将来にわたって確保することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止 飼い主の遵守事項 指導及び韓国	適正飼育勧告書	人口 登録犬 51,930人 2,665頭
小美玉市 (茨城県)	小美玉市環境美化条例 平成18年3月27日公布 平成18年3月27日施行	良好な環境の形成を目指して市、市民等及び事業者、占有者が一体となって取り組むべき事項を定めることにより、その施策の総合勝計画的な推進を図り、持って清潔で快適な環境を将来にわたって確保することを目的とする。	(1)飼い犬を鎖、綱等でつなぎ、制御できるようにすること。 (2)飼い犬のふんを処理するため用具を携帯すること。 (3)飼い犬のふんにより公共の場所並びに他人の土地、建物及び工作物を汚したときは直ちに処理すること		人口 登録犬 約5万人 3,571頭
茨城町 (茨城県)	茨城町まちをきれいにする条例 平成29年3月31日公布 平成29年6月1日施行	良好な環境の保全を目指して茨城町、町民等及び事業者、土地所有者等が一体となって取り組むべき事項を定めることにより、茨城町環境基本計画の総合的かつ計画的な推進を図り、もって清潔で快適な環境を将来にわたって確保すること	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 町民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	なし	人口 登録犬 約3.2万人 2,056頭
大洗町 (茨城県)	大洗町環境美化の推進に関する条例 平成19年4月1日施行	ごみの投げ捨て、ふん害及びその他まちの美観を害する行為を町、町民等、事業者等及び土地使用者等が協働し防止することについて必要な事項を定めることにより、快適な生活環境の確保及び清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	(公共の場所等における禁止行為等)ペット類の飼い主は、ペット類が公共の場所等で、ふんをしたときは、直ちに回収し、持ち帰らなければならない。	なし	人口 登録犬 約1万7千人 725頭
城里町 (茨城県)	城里町環境基本条例 平成31年3月25日公布・施行	この条例は、自然に恵まれた本町の環境の保全及び向上(以下「環境の保全等」という。)について基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに福祉の向上に貢献することを目的とする。	(環境美化の促進) 町は、環境美化を促進するため、ごみの投棄、ふん害の防止その他の必要な措置を講ずるものとする。	なし	人口 登録犬 約1.9万人 1,155頭
美浦村 (茨城県)	美浦村環境美化条例 平成26年3月20日公布 平成26年4月1日施行	空き缶等の投げ捨て、自動車・家具・家電製品等の放置、飼い犬のふん害、違反ごみ出しの防止、空き地等の適正な管理並びに霞ヶ浦湖岸の美化促進等について必要な事項を定めることにより、地域の環境保全の推進及び美観の保護を図るとともに、空き缶等の散乱を防止し、その回収による資源化を促進するための措置を講ずること等により、資源の有効利用を図り、もって環境に配慮した住民活動を促すとともに環境と調和した地域社会の構築に資することを目的とする。	飼い犬のふんの放置の禁止 飼い主への指導		人口 登録犬 15,144人 1,043頭
阿見町 (茨城県)	阿見町環境美化条例 平成10年10月5日公布 平成11年4月1日施行	空き缶等の投げ捨て、自動車・家具・家電製品等の放置、飼い犬のふん害、違反ごみ出しの防止、空き地等の適正な管理並びに霞ヶ浦湖岸の美化促進等について必要な事項を定めることにより、地域の環境保全の推進及び美観の保護を図るとともに空き缶等の散乱を防止し、その回収による資源化を促進するための措置を講ずること等により、資源の有効利用を図り、もって環境に配慮した住民活動を促すとともに、環境と調和した地域社会の構築に資することを目的とする。	飼い犬のふん害防止 飼い主に対する指導		人口 登録犬 (令和2年3月31日現在) 約4.8万人 2,699頭
河内町 (茨城県)	河内町ごみの散乱防止に関する条例 平成18年3月24日公布 平成18年4月1日施行	空き缶、空き瓶、たばこの吸殻、包装紙等の散乱性の高いゴミのポイ捨てによる散乱の防止について必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進を図り、もって快適な生活環境の確保を図ることを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項		人口 登録犬 8,704人 511頭
五霞町 (茨城県)	五霞町ポイ捨て等防止条例 平成31年3月18日公布 平成31年4月1日施行	町内における空き缶等のポイ捨て及び飼い犬等のふんの放置の防止に関し必要な事項を定め、町、町民等及び事業者並びに土地所有者等の責務を明らかにするとともに、それぞれが協働して環境美化を推進することにより、清潔で住みよいまちづくりの実現を図ることを目的とする。	飼い主は、飼い犬等が公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地にふんをしたときは、そのふんを放置することなく、適切に処理しなければならない。	勧告書 命令書	人口 登録犬 8,484人 624頭
足利市 (栃木県)	足利市飼い犬猫のふん害等の防止に関する条例 平成16年3月24日公布 平成16年7月1日施行	飼い主の責任としての飼い犬猫のふん及び尿の処理等に関し必要な事項を定めることにより、飼い犬猫のふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、良好な生活環境の保全とともに清潔で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。	飼い犬猫のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告 命令・罰則	飼い犬猫のふん害等防止勧告書 防止勧告履行命令書	人口 登録犬 (令和元年度末) 約14万5千人 7,040頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
佐野市 (栃木県)	佐野市きれいなまちづくり推進 条例 平成26年9月30日公布 平成26年11月1日施行	生活環境の保全について、市、市民等、事業者及び所有者等の責務を明らかにするとともに、良好な生活環境の保全に関し必要な事項を定めることにより、きれいなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。	意識啓発 飼い犬等のふんの適正処理 指導及び勧告 命令 過料	指導書 勧告書 命令書	人口 登録犬 (令和元年度 末) 約11万8千人 6,366頭
鹿沼市 (栃木県)	鹿沼市きれいなまちづくり推進 条例 平成15年12月26日公布 平成16年1月1日施行 (平成25年6月1日改正)	鹿沼市のきれいな水と緑を未来に引き継ぐため、環境美化の促進に関して必要な事項を定めることにより、地域の良好な環境を保持し、清潔できれいなまちづくりを推進することを目的とする。	飼い主の遵守事項 指導又は勧告 命令 公表 過料	勧告書 命令書 過料処分通知 書	人口 登録犬 (令和元年度 末) 約9.6万人 5,124頭
日光市 (栃木県)	日光市飼い犬のふん害等の防 止に関する条例 平成18年3月20日公布 平成18年3月20日施行 (平成27年4月1日改正)	飼い主の責任としての飼い犬のふん及び尿の処理等に関し必要な事項を定めることにより、飼い犬のふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、市民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。	飼い犬のふん害等の防止に関する 啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん 害等防止勧告 書 防止勧告履行 命令書	人口 登録犬 (令和元年度 末) 約8万人 4,626頭
小山市 (栃木県)	小山市環境美化条例 平成15年12月25日公布 平成16年4月1日施行 (平成24年3月26日改正)	環境美化に関する市、市民等、事業者、土地所有者等及び飼主の責務及び役割を定めることにより、市民等の環境美化意識の高揚を図り、もって清潔で快適な環境を確保するとともに、良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする	飼主の責務 飼主の遵守事項 指導及び勧告 立入調査 命令 公表	勧告書 命令書	人口 登録犬 (令和元年度 末) 約16万7千人 9,026頭
大田原市 (栃木県)	大田原市の豊かで美しい環境 を守り、創造し、後世に引き継 ぐ条例 平成8年4月1日公布 平成8年4月1日施行 (平成26年9月1日改正)	豊かで美しい自然と人間との共生を願い、環境を守り、創造し、後世に引き継ぐため、市民参画による「環境保全都市大田原」の実現を目的とする。	飼い主の遵守事項 市の責務 事業者の責務 市民の責務		人口 登録犬 (令和元年度 末) 約7万4千人 3,717頭
さくら市 (栃木県)	さくら市環境美化条例 平成21年3月18日公布 平成21年4月1日施行	市民が良好な環境の中で快適な生活を営めるよう、市、市民、事業者及び土地所有者の責務その他必要な事項を定めることにより環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする	飼い犬等の管理 調査 指導 勧告及び命令 公表 代執行	指導書 勧告書 命令書 過料処分通知 書	人口 登録犬 (令和元年度 末) 約4万5千人 2,432頭
那須烏山市 (栃木県)	那須烏山市美しい住みよい環 境づくりに関する条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行	市をより美しく住みよい環境にすることについて、法令等に特別の定めがあるもののほか、基本となる事項を定めるとともに、市、市民等、事業者及び所有者等の責務を明らかにすることによって、潤いと誇りに満ちたまちづくりの推進に資することを目的とする	禁止行為等 勧告 命令等 公表 立入調査等	勧告書 中止・原状回 復命令書	人口 登録犬 (令和元年度 末) 約2万5千人 1,520頭
下野市 (栃木県)	下野市環境美化条例 平成18年1月10日公布 平成18年1月10日施行	空き缶等の投げ捨て禁止、特定容器等の資源化促進、粗大ごみの投棄の禁止、自動車の放置の禁止、愛がん動物の管理、ごみの出し方、空き地等の適正な管理及び地域の美化促進等に関し必要な事項を定め、市民等が良好な環境の中で快適な生活を営めるよう、また、清潔で美しいまちをめざすことを目的とする。	所有者等の責務		人口 登録犬 (令和元年度 末) 約6万人 3,127頭
益子町 (栃木県)	益子町環境保全条例 平成11年3月19日公布 平成11年3月19日施行 (平成28年4月1日改正)	豊かで美しい自然と人間の共生を願い、環境を守り、創造し、後生に引き継ぐため、町民参画による「環境保全の町益子」の実現を目的とする。	飼い主の遵守事項 改善勧告 措置命令	改善勧告書 措置命令書	人口 登録犬 (令和元年度 末) 約2万2千人 1,221頭
芳賀町 (栃木県)	芳賀町から不法投棄をなくす条 例 平成15年3月17日公布 平成15年4月1日施行	空き缶等の散乱、ふん害、廃棄自動車等の放置を防止するため、町民等、事業者、所有者等及び町の責務その他必要な事項を定めることにより、地域における環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	飼い主の責務 勧告及び命令 公表	勧告書 勧告履行報告 書 命令書 命令履行報告 書	人口 登録犬 (令和元年度 末) 約1万5千人 861頭
壬生町 (栃木県)	壬生町飼い犬のふん害等の防 止に関する条例 平成25年3月8日公布 平成25年4月1日施行	飼い犬のふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、地域の環境美化の促進に寄与するため、飼い犬のふん及び尿の処理等に関し必要な事項を定めることを目的とする。	町の責務 飼い主の遵守事項 指導		人口 登録犬 (令和元年度 末) 約4万人 2,266頭
野木町 (栃木県)	野木町うるおいのあるまちづく り条例 平成2年12月25日公布 平成2年12月25日施行 (平成21年4月1日改正)	うるおいのあるまちづくりについて必要な事項を定めることにより、良好な住環境整備・景観形成等を図り、もってうるおいのあるまちの実現に寄与することを目的とする。	愛がん動物の飼育者の責務 飼い犬の飼育者の遵守事項		人口 登録犬 (令和元年度 末) 約2.5万人 1,466頭
栃木市 (栃木県)	栃木市をきれいで住みよいまち にする条例 平成25年3月26日公布 平成25年4月1日施行	環境の美化等に関し、必要な事項を定めることにより、環境美化意識の向上を図り、市民等、事業者、所有者等及び市が協働して安全で快適な生活環境の実現に努めるとともに、きれいで住みよいまちづくりを推進することを目的とする。	飼い主の遵守事項 指導又は勧告 命令		人口 登録犬 (令和元年度 末) 約15万5千人 8,663頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
高根沢町 (栃木県)	高根沢町の美しく住みやすい環境づくりに関する条例 平成9年3月10日公布 平成9年4月1日施行 平成28年4月1日改正	町をより美しく住みやすい環境にすることについて、この法令等に特別の定めがあるもののほか、基本となる事項を定め、並びに町、町民等、事業者及び所有者等の責務を明らかにすることによって、潤いと誇りに満ちた町づくりの推進に資することを目的とする。	飼い主の遵守事項 勧告、命令		人口 登録犬 (令和元年度末) 約3万人 1,450頭
館林市 (群馬県)	館林市みんなでまちをきれいに する条例 平成16年3月24日公布 平成16年10月1日施行	市、市民等及び事業者が協力して市内における河川等の水質浄化及び環境美化に取り組むことにより、市民が求める清潔できれいなまちづくりを目指すため必要な事項を定めるものとする。	・飼い犬のふん害防止の啓発及び監視体制の整備 ・飼い主の遵守事項 ・市民の協力、原状回復命令、公表、罰金	・命令書 ・原状回復命令の報告書	人口 登録犬 約7.5万人 3,833頭
板倉町 (群馬県)	板倉町美しいまちづくり条例 平成17年3月17日公布 平成17年10月1日施行 平成29年1月1日改正	光と水と緑につつまれた板倉町の生活環境を守りはぐくむため、町、町民及び事業者が協力して清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	・飼い犬のふん害禁止 ・町民の協力 ・原状回復命令、過料	原状回復命令書	人口 登録犬 約1.4万人 909頭
明和町 (群馬県)	明和町ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成16年3月22日公布 平成16年10月1日施行	環境への負担の低減及び快適な生活環境の保全を図るため、ポイ捨て及びふん害の防止について必要な事項を定め、清潔で美しい街づくりを推進する。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発、 ・飼い主の遵守事項 ・町民の協力 ・原状回復命令、過料	・命令書 ・原状回復命令等報告書	人口 登録犬 約1.1万人 769頭
千代田町 (群馬県)	千代田町ごみのポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成16年9月14日公布 平成17年4月1日施行	ごみのポイ捨て及び犬のふん害の防止について必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保全に努めることを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・町民の協力 ・原状回復命令、過料	原状回復命令の報告書	人口 登録犬 約1.1万人 1,046頭
大泉町 (群馬県)	大泉町ポイ捨て等の防止に関する条例 平成16年3月10日公布 平成16年10月1日施行	ポイ捨て等の防止に関し必要な事項を定めることにより、町、町民等、事業者及び所有者が一体となって清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・町民の協力 ・原状回復命令 ・過料		人口 登録犬 約4.2万人 2,019頭
邑楽町 (群馬県)	邑楽町ごみのポイ捨て及び犬のふん害の防止に関する条例 平成15年3月10日公布 平成15年10月1日施行	ごみのポイ捨て及び犬のふん害の防止について、必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境を保全する。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・町民の協力 ・原状回復命令、過料		人口 登録犬 約2.6万人 1,775頭
みなかみ町 (群馬県)	みなかみ町環境美化に関する条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行	この条例は、ポイ捨て、ふん害、落書き及び野焼き(以下「ポイ捨て等」という。)の防止について必要な事項を定めることにより、町民等、事業者、所有者等及び町が一体となり生活環境の保全と清潔で美しい町づくりの形成に資することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・町民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告・命令・公表		人口 登録犬 約1.8万人 1,161頭
富岡市 (群馬県)	富岡市きれいなまちづくり条例 平成16年9月22日公布 平成17年4月1日施行 (合併前) 平成18年3月27日公布 平成18年3月27日施行 (合併後)	この条例は、きれいなまちづくりを推進するため、市民一人ひとりの環境美化に対する意識を向上させ、市、市民等、事業者、所有者等の責任と役割を明確に示すとともに、それぞれが協力、連携し地域の環境を自ら守り、市民の誰もが安心して気持ちよく暮らせるまちにすることを目的とする。	・ふんの放置の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導又は勧告、命令、公表、過料	・状況報告 ・勧告書 ・命令書 ・通知書	人口 登録犬 約4.8万人 2,509頭
下仁田町 (群馬県)	下仁田町環境美化に関する条例 平成17年3月23日公布 平成17年10月1日施行 平成28年7月1日改正	この条例は、町民一人ひとりの環境美化に対する意識を向上させ、町、町民、事業者、所有者の責任と役割を明確に示すとともに、それぞれが協力連携し、快適で安全な生活環境のもとで誰もが安心して暮らせる町づくりに資することを目的とする。	・ふんの放置の防止に関する啓発 ・町民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導又は勧告、命令、公表		人口 登録犬 約0.7万人 455頭
中之条町 (群馬県)	中之条町環境にやさしいまちづくり条例 平成18年12月20日公布 平成19年4月1日施行	美しく良好で快適な環境の保全及び創出などの環境にやさしいまちづくりに関する基本理念を定め、町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。	・飼い主等に対しペットのふんの放置禁止		人口 登録犬 約1.5万人 1,089頭
安中市 (群馬県)	安中市ポイ捨て等防止条例 平成18年3月18日公布 平成18年3月18日施行	この条例は、散乱ごみのない快適な生活環境の形成を目指すため、ごみ等の散乱及びふん害の防止に関し必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する措置、指導、啓発、及び施策 ・飼い主の遵守事項 ・市民の協力 ・指導、過料		人口 登録犬 約5.7万人 3,488頭
伊勢崎市 (群馬県)	伊勢崎市まちをきれいに する条例 平成18年3月27日公布 平成18年4月1日施行 平成24年4月1日改正 平成26年2月28日改正	身近な生活環境の美化に関し、市、市民等、事業者及び土地所有者等の責任と役割を明確に定めることにより、それぞれが協力連携し、まちの環境美化に努め、もって清潔できれいなまちづくりを推進することを目的とする。	・飼い主等に対し犬のふんの放置の禁止 ・指導及び勧告、公表	・勧告書 ・公表	人口 登録犬 約21万人 11,217頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
太田市 (群馬県)	太田市ポイ捨ての防止に関する条例 平成17年3月28日公布 平成17年3月28日施行	この条例は、ポイ捨ての防止に関し必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者が協力して清潔できれいなまちづくりを推進し、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い主等に対し犬のふんの放置の禁止、啓発 ・飼い主の遵守事項 ・市民の協力、原状回復命令、罰金	・命令書 ・原状回復命令の報告書	人口 登録犬 約22万人 12,302頭
沼田市 (群馬県)	沼田市くらしの環境美化条例 平成25年3月29日公布 平成25年10月1日施行	この条例は、市、市民等、事業者及び土地所有者等が連携し、及び協力して市内の環境美化に取り組むことにより、市民の快適なくらしの確保及び良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。	飼い犬や猫のふんを放置する行為の禁止		人口 登録犬 約4.7万人 2,668頭
桐生市 (群馬県)	桐生市ポイ捨て等防止に関する条例 平成27年3月26日公布 平成27年4月1日施行	この条例は、清潔で美しいまちづくりを推進することを目的として、市、市民等、事業者及び土地所有者等が協力してポイ捨て及び飼い犬のふんの放置を防止することについて必要な事項を定めるものとする。	・飼い主等の責務(ふんの回収、持ち帰り、適正処理)、禁止行為、指導、勧告、命令、罰則	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約10.9万人 4,846頭
鳩山町 (埼玉県)	鳩山町環境保全条例 平成5年12月15日公布 平成6年4月1日施行 (平成16年3月22日一部改正)	環境の保全についての町、町民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項その他の必要な事項を定めることにより、その施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって良好な環境を将来にわたって確保することを目的とする。	・飼い犬のふん害等防止に関する啓発 ・助言及び指導		人口 登録犬 約1.4万人 1,055頭
羽生市 (埼玉県)	羽生市飼い犬ふん害等防止条例 平成7年3月30日公布 平成7年4月1日施行	飼い主の責任としての飼い犬のふん及び尿の処理等に関し必要な事項を定めることにより、飼い犬のふん害等防止に関する意識の高揚を図り、市民の快適な生活環境の推進に寄与すること	・飼い犬のふん害等防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告		人口 登録犬 約5.5万人 3,123頭
毛呂山町 (埼玉県)	毛呂山町環境保全条例 平成8年4月2日公布 平成8年10月1日施行 (平成20年4月1日一部改正)	環境の保全に関し町、町民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定めることにより、その施策の総合的推進を図り、もって良好な環境を確保することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導		人口 登録犬 約3.3万人 1,853頭
嵐山町 (埼玉県)	嵐山町環境保全条例 平成7年3月17日公布 平成7年10月1日施行 (平成23年6月10日一部改正)	現在及び将来の町民が健康で文化的な生活を営む上において、環境を健全で恵み豊かなものとして享受する権利を有し、それを維持することが極めて重要であることにかんがみ、環境の保全についての町、町民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項その他の必要な事項を定めることにより、その施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって良好な環境を将来にわたって確保することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	適正管理勧告書	人口 登録犬 約1.8万人 808頭
新座市 (埼玉県)	新座市飼い犬ふん害等防止条例 平成8年3月29日公布 平成8年4月1日施行 (平成13年6月1日一部改正)	飼い犬のふん及び尿の処理等について飼い主の責任としての必要な事項を定めることにより、飼い犬のふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、市民の良好な生活環境の維持に寄与することを目的とする。	・飼い犬のふん害等防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導、勧告、命令、公表	・指導書 ・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約16万人 7,122頭
滑川町 (埼玉県)	滑川町の環境をよくする条例 平成15年3月7日公布 平成15年4月1日施行	この条例は、町民、事業者、土地又は建物の占有者及び町が一体となって空き缶等のごみの散乱を防止するとともに、空き缶等のごみの清掃や雑草等の刈り払いを行うことにより環境美化の促進を図り、清潔で美しい町づくりを目指すことを目的とする。	・飼い犬のふん害等防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導、勧告、命令		人口 登録犬 約1.9万人 1,068頭
飯能市 (埼玉県)	飯能市環境保全条例 平成8年3月29日公布 平成8年7月1日施行 (平成21年10月1日一部改正)	市民が健康で文化的な生活を営む上において、良好な環境が極めて重要であることにかんがみ、環境の保全について、本市、市民及び事業者それぞれの責務を明らかにし、環境の保全に関する基本的な事項その他の必要な事項を定めることにより、その施策の総合的な推進を図り、もって良好な環境を保全することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導及び助言		人口 登録犬 約8万人 4,156頭
日高市 (埼玉県)	日高市環境保全条例 平成9年9月30日公布 平成10年4月1日施行 (平成23年3月22日一部改正)	環境の保全と創造についての市、市民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する基本的な事項その他の必要な事項を定めることにより、その施策の総合的な推進を図り、もって良好な環境を将来にわたって確保することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導		人口 登録犬 約5.5万人 3,275頭
蕨市 (埼玉県)	蕨市さわやか環境条例 平成10年6月23日公布 平成10年7月1日施行	快適な生活環境の形成について、市民、事業者及び市の果たすべき責務を明らかにするとともに、ごみの散乱の防止、空き地及び空き家の適正な管理その他の必要な事項を定めることにより、これらの者が一体となって地域の環境美化を推進し、もって清潔でさわやかな生活環境を確保することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導		人口 登録犬 約7.5万人 2,716頭
吉川市 (埼玉県)	吉川市環境保全条例 平成10年3月23日公布 平成10年10月1日施行 (平成22年7月1日一部改正)	自然の保護、地域の美化及び環境汚染の防止について、市、市民及び事業者が果たすべき責務を明確にし、もって環境の保全及び向上を図ることを目的とする。	・飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・命令		人口 登録犬 約7万人 4,612頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
坂戸市 (埼玉県)	坂戸市環境保全条例 平成9年12月18日公布 平成10年10月1日施行 (令和2年4月1日改正)	ふん害等の防止について、 飼い犬・猫について、ふん害等の防止のため、飼い主(所有者又は飼養管理する者)の遵守事項を定め、市民の快適な生活の確保を目的とする。	飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	なし	人口 登録犬 約10.1万人 4,393頭
狭山市 (埼玉県)	狭山市ポイ捨ての防止に関する条例 平成11年7月1日公布 平成11年10月1日施行	市、市民及び事業者が協力して清潔できれいなまちづくりを推進し、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。	・市民の責務 ・ポイ捨ての禁止 ・行為の中止又は原状回復命令		人口 登録犬 約15万人 7,750頭
上尾市 (埼玉県)	上尾市ポイ捨て等の防止及び環境美化の促進に関する条例 平成11年3月30日公布 平成11年10月1日施行	空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関し必要な事項を定める事により、市、事業者及び市民等が一体となって環境美化の促進を図り、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	・飼い犬のふん害等防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・禁止行為 ・勧告、命令、公表	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約23万人 9,242頭
	上尾市人と動物の調和のとれた共生に関する条例 平成22年6月30日公布 平成22年7月1日施行	人と動物との調和のとれた共生社会の推進について、基本となる理念を定めるとともに、市、市民及び飼い主の責務を明らかにし、もって人と動物とが共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	・飼い主の責務 ・市民の協力		
志木市 (埼玉県)	志木市ポイ捨て防止に関する条例 平成11年12月22日公布 平成12年2月1日施行	この条例は、ポイ捨ての防止について必要な事項を定めることにより、市、市民等、事業者及び市民団体の協同によるポイ捨てのない快適なまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。	・禁止行為 ・命令		人口 登録犬 約7.7万人 3,300頭
鶴ヶ島市 (埼玉県)	鶴ヶ島市の環境を保全する条例 平成11年12月22日公布 平成12年4月1日施行 (平成14年4月1日一部改正)	公害の防止、環境の美化等の推進を図り、もって市民の健康で文化的な生活を保護するとともに、総合的に環境の保全を図ることを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・飼い犬の管理 ・指導		人口 登録犬 約7万人 3,335頭
松伏町 (埼玉県)	松伏町環境保全条例 平成12年3月15日公布 平成12年10月1日施行 (平成18年6月1日一部改正)	環境の保全及び創造に関し、町、事業者及び町民の果たすべき責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する必要な事項を定め、もって町民の健康と快適な生活の確保に寄与することを目的とする。	・飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・指導勧告 ・市民の協力		人口 登録犬 約2.9万人 2,217頭
朝霞市 (埼玉県)	朝霞市ポイ捨ての防止に関する条例 平成12年3月21日公布 平成12年10月1日施行 (平成18年10月1日一部改正)	ポイ捨ての防止について必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進を図り、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。	・市民等の責務 ・禁止行為 ・勧告、公表	・勧告書	人口 登録犬 約14.2万人 4,252頭
和光市 (埼玉県)	和光市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例 平成13年12月27日公布 平成14年4月1日施行	空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止について必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図り、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い主等の責務 ・飼い犬のふんの放置の禁止 ・勧告、命令、公表	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約8.4万人 2,218頭
八潮市 (埼玉県)	八潮市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例 平成16年9月28日公布 平成16年10月1日施行	市民、事業者及び市が協働して環境美化を推進することにより、清潔できれいなまちづくりの実現を図ることを目的とする。	・市民の協力 ・飼い主等の責務 ・飼い犬のふんの放置の禁止 ・勧告、命令 ・罰則	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約9.2万人 4,409頭
越生町 (埼玉県)	越生町環境保全条例 平成16年6月10日公布 平成16年10月1日施行	現在及び将来的な環境の保全に関し町、町民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定めることにより、その施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって良好な環境を確保することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導		人口 登録犬 約1.1万人 657頭
小川町 (埼玉県)	小川町環境保全条例 平成16年12月17日公布 平成17年4月1日施行	環境の保全及び創造に関する基本理念を定め、町、町民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項その他の必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な推進を図り、もって良好な環境を将来にわたって確保することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	・適正管理勧告書	人口 登録犬 約3万人 1,412頭
秩父市 (埼玉県)	秩父市環境保全条例 平成17年4月1日公布 平成17年4月1日施行 (平成20年12月18日一部改正)	市、市民及び事業者それぞれの環境の保全についての責務を明らかにするとともに、その施策の総合的な推進を図るために必要な事項を定めることにより、良好な環境を保全することを目的とする。	・飼犬のふん害等の防止		人口 登録犬 約6万人 3,224頭
小鹿野町 (埼玉県)	小鹿野町環境保全条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行 (平成22年12月13日一部改正)	町の優れた自然環境の保全及び生活環境の保全に関し、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、生活環境の保全に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康の保護及び安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。	・飼犬のふん害等の防止		人口 登録犬 約1.2万人 713頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
深谷市 (埼玉県)	深谷市くらしの環境美化条例 平成18年1月1日公布 平成18年1月1日施行	市内の環境美化の推進を図り、市民の快適なくらしの確保及び良好な環境の保全に寄与することを目的とする。	・犬のふんの放置の禁止 ・指導、勧告、命令、公表	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約14.3万人 7,460頭
草加市 (埼玉県)	草加市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例 平成18年3月24日公布 平成18年10月1日施行	市民、事業者、土地所有者等及び市が協働して環境美化の推進を図り、快適な都市環境を確保し、清潔できれいなまちづくりを実現することを目的とする。	・飼い主の責務 ・飼い犬のふんの放置の禁止 ・勧告、命令 ・罰則	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約25万人 13,000頭
宮代町 (埼玉県)	宮代町きれいなまちづくり条例 平成18年10月1日施行	町、事業者及び町民等がその責務を明らかにしながら、それぞれが協働して環境美化を推進することにより、清潔できれいなまちづくりの実現を図ることを目的とする。	・飼い主の責務 ・指導、勧告、命令 ・過料	・勧告書 ・命令書 ・過料処分通知書	人口 登録犬 約3.3万人 1,746頭
富士見市 (埼玉県)	富士見市をきれいにする条例 平成19年6月25日公布 平成19年10月1日施行	この条例は、空き缶等及び犬のふんの散乱の防止並びに路上喫煙の防止について、必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。	・市民等の責務 ・放置の禁止 ・指導及び勧告	・勧告書	人口 登録犬 約11万人 4,108頭
鴻巣市 (埼玉県)	鴻巣市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨て並びに犬のふんの放置の防止に関する条例 平成19年10月1日公布 平成20年1月1日施行	市、市民等、事業者及び土地所有者等が協働して環境美化の促進を図り、もって快適な生活環境を確保し、安心、安全できれいなまちづくりの推進に資することを目的とする。	・市民等の責務 ・犬のふんの放置の禁止 ・勧告、命令 ・過料	・勧告書 ・命令書 ・過料処分通知書	人口 登録犬 約12万人 5,599頭
戸田市 (埼玉県)	戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例 平成19年12月17日公布 平成20年6月1日施行	市、市民等及び事業者が一体となり、ポイ捨ての防止、飼い犬のふん放置防止及び歩行喫煙の防止に関し、必要な事項を定めることにより、きれいで、安全で、快適な生活環境を確保し、戸田市にかかわるすべての人に愛されるようなきれいなまちを実現することを目的とする。	・公共の場所等における飼い犬のふんの回収 ・指導勧告		人口 登録犬 約14.0万人 4,976頭
行田市 (埼玉県)	行田市愛犬条例 平成21年3月31日公布 平成21年4月1日施行	飼い主が愛情を持ってその犬を飼養するとともに、飼い主としての責任を持ち、飼い犬を適切につけることにより市民と飼い犬との共生に配慮しつつ、公衆衛生の向上を図り、もって市民の快適な生活環境を確保すること	・飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・指導勧告		人口 登録犬 約8.0万人 5,003頭
久喜市 (埼玉県)	久喜市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例 平成22年3月23日公布 平成22年3月23日施行	この条例は、空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関し必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	・飼い主の責務 ・飼い犬のふんの放置の禁止 ・飼い犬のふんの放置防止重点区域 ・指導、勧告及び命令 ・過料	・勧告書 ・命令書 ・過料処分通知書	人口 登録犬 約15.3万人 7,826頭
加須市 (埼玉県)	加須市環境保全条例 平成22年3月23日公布 平成22年3月23日施行	市民が健康で文化的な生活を営む上において、良好な環境が極めて重要なことにかんがみ、環境の保全について、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、環境の保全に関する基本的な事項を定めることにより、当該施設の総合的かつ計画的な推進を図り、もって良好な環境を将来にわたって確保すること	・市民の協力 ・助言及び指導		人口 登録犬 約11.3万人 7,606頭
ふじみ野市 (埼玉県)	ふじみ野市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例 平成23年3月23日公布 平成23年6月1日施行	この条例は、路上喫煙の制限又は禁止及び空き缶等の散乱防止、犬のふんの放置並びに建物等の汚損防止の禁止について、必要な事項を定めることにより、清潔できれいなまちづくりを推進し、もって安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い犬のふんの放置の禁止		人口 登録犬 約11万人 4,126頭
川島町 (埼玉県)	川島町環境保全条例 平成25年3月29日公布 平成25年4月1日施行	現在及び将来の町民が健康で文化的な生活を営む上において、環境を健全で恵み豊かなものとして享受する権利を有し、それを維持することが極めて重要であることにかんがみ、環境の保全についての町、町民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項その他の必要な事項を定めることにより、その施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって良好な環境を将来にわたって確保することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発及び周知 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告		人口 登録犬 約2万人 1,221頭
桶川市 (埼玉県)	桶川市環境美化に関する条例 平成25年12月27日公布 平成26年4月1日施行	ごみ等のポイ捨て及び飼い主等のふんの放置等の防止その他環境美化の推進に関し、市民等、事業者、所有者等、飼い主等及び市の責務その他必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の実現に資することを目的とする。	・飼い主の責務 ・飼い犬のふんの放置の禁止 ・指導、勧告及び命令 ・過料	・勧告書 ・命令書 ・過料処分通知書	人口 登録犬 約7.5万人 3,852頭
三芳町 (埼玉県)	三芳町をきれいにする条例 平成28年6月28日公布 平成29年12月1日施行	空き缶等及び犬のふんの散乱の防止並びに路上喫煙の防止について必要な事項を定め、きれいなまちづくりを推進することにより安全で快適な生活環境を確保し、もって住民福祉の向上に資することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導、勧告及び命令	・勧告書	人口 登録犬 約3.8万人 1,777頭
三郷市 (埼玉県)	三郷市動物の愛護に関する条例 平成28年12月26日公布 平成29年12月1日施行	人と動物との調和のとれた共生社会の推進について基本となる理念を定め、並びに市、市民及び飼い主の責務を明らかにし、動物の愛護に関し必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図り、もって人と動物とが共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。	・飼い主の遵守事項		人口 登録犬 約14万人 7,100頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
習志野市 (千葉県)	習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例 平成14年12月27日公布 平成15年4月1日施行 (平成21年10月1日改正)	この条例は、市、市民、事業者及び土地所有者等が一体となり、空き缶等の投棄の防止、違反ごみ出しの防止並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置防止を図ることにより、清潔できれいなまちづくりを推進することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の責務 飼い犬又は飼い猫のふんの放置禁止 違反者への指導	-	人口 登録犬 約17.4万人 6,977頭
鎌ヶ谷市 (千葉県)	鎌ヶ谷市ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例 平成17年9月30日公布 平成18年4月1日施行	この条例は、市、市民等、事業者及び土地所有者等が一体となって、空き缶等のポイ捨てによるごみの散乱防止策を講ずることにより、市内の環境美化を図るとともに、あわせて家庭、地域、学校等を通じ、環境美化の高揚運動を展開し、もってひとまちの資質の向上を促し、市民参加による快適な環境のまちづくりを確保することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 指導及び勧告	勧告書	人口 登録犬 110,038人 5,462頭
市川市 (千葉県)	市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例 平成15年9月22日公布 平成16年4月1日施行 (平成22年4月1日改正)	市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持について市民等、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、路上禁煙・美化推進地区の指定、公共の場所における禁止行為等を定めることにより、健康で安全かつ清潔な都市市川市の実現を図ることを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告(路上禁煙・美化推進地区外での違反) 過料(路上禁煙・美化推進地区内での違反)	告知・弁明書 過料処分通知書 勧告書 措置命令書	人口 登録犬 約49.1万人 17,597頭
浦安市 (千葉県)	浦安市空き缶等の散乱防止等に関する条例 平成9年3月31日公布 平成9年10月1日施行	空き缶等及び吸い殻等の散乱防止及び飼い犬のふんの放置防止について必要な事項を定めることにより、清潔できれいなまちづくりの推進を図ることを目的とする。	(市民等の責務) 飼い犬を散歩、運動等させるときは、袋等ふんを収容するための用具を携帯し、当該飼い犬がふんをしたときは、当該用具に収容して持ち帰り、適切に処理すること。	なし	人口 登録犬 約17.1万人 5,795頭
流山市 (千葉県)	流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例 平成14年6月28日公布 平成14年10月1日施行 (平成30年4月1日最終改正)	この条例は、市、事業者、市民等及び土地所有者等が一体となって路上喫煙、ポイ捨て及び飼い主による動物のふん尿の放置等を防止することにより、歩行者等の安全の確保及びきれいなまちづくりの推進を図り、もって清潔で、安全かつ快適な生活環境を確保することを目的とする。	飼い主の責務。 飼い犬のふんの放置の禁止。 違反した者には指導又は勧告をすることができる。勧告に従わぬ場合は過料に処する。	勧告書 過料処分通知書	人口 登録犬 196,652人 8,191頭
我孫子市 (千葉県)	我孫子市さわやかな環境づくり条例 平成9年6月26日公布 平成10年1月1日施行 (平成17年4月1日改正)	清潔で快適な環境の確保並びに環境美化及び再資源化の推進について、市、市民等、事業者等の責務を明らかにし、空き缶類、吸い殻類等の散乱防止、路上喫煙等の防止、自動販売機の管理等に関し必要な事項を定める。もって本条例は、清潔で、安全かつ快適な環境を確保し、緑豊かな美しいまちづくりと資源循環型社会の構築に寄与することを目的とする。	犬のふん害防止 空き缶類等ポイ捨て及び路上喫煙等の禁止 禁煙重点地区の指定 自動販売機の設置届 自動車のアイドリングの自粛	ポイ捨て・路上喫煙等・犬のふん害措置命令書 ポイ捨て・路上喫煙等・犬のふん害過料処分通知書	人口 登録犬 約13.2万人 6,061頭
野田市 (千葉県)	野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例 平成9年3月31日公布 平成9年5月1日施行 (平成27年4月1日改正)	事業者、市民等、土地等所有者等、飼い主及び市が一体となり、路上等喫煙、ポイ捨て及び飼い犬等の排泄物等の放置等を防止することにより、生活環境を保全するとともに市域の環境美化を促進し、もって快適な生活環境の創造並びに公衆衛生及び公衆道徳の向上に資することを目的とする。	路上等喫煙、ポイ捨て及び飼い犬等の排泄物等の放置等の禁止	勧告書 告知・弁明書 過料処分通知書	人口 登録犬(令和2年3月31日) 約15.4万人 9,567頭
四街道市 (千葉県)	四街道市まちをきれいにする条例 平成11年3月30日公布 平成11年11月1日施行	空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに飼い犬のふんの放置の防止、自動車の適正な使用等に関し必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び美観の保護を図り、もって清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	ゴミのポイ捨て禁止 飼い犬のふんの放置の禁止 自動車の放置の禁止	勧告書 命令書	人口 登録犬 94,865人 4,955頭
八街市 (千葉県)	八街市さわやかな環境づくり条例 平成10年6月29日公布 平成10年11月1日施行	この条例は、市民等、事業者、土地所有者等及び市が一体となって清潔で美しいまちづくりを進め、空き缶等及び吸い殻等の散乱防止並びに飼い犬のふんの放置防止について、必要な事項を定めることにより、さわやかな居住環境を確保することを目的とする。	放し飼いの禁止 ふん害防止	-	人口 登録犬 約7.0万人 4,545頭
白井市 (千葉県)	白井市まちをきれいにする条例 平成14年9月24日公布 平成15年4月1日施行	市、市民等、事業者及び土地所有者等が一体となり、清潔で美しいまちづくりを進めるため、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止、落書きの防止並びに飼い犬のふんの放置の防止に関し必要な事項を定め、もって快適な生活環境を確保する。(条例第1条抜粋)	市の責務・飼い主の責務 投棄等の禁止 勧告 命令	-	人口 登録犬 約6.3万人 3,629頭
酒々井町 (千葉県)	酒々井町ポイ捨て等防止条例 平成30年4月1日施行	たばこの吸い殻のポイ捨ての温床となる歩行喫煙について規制し、もって町内における空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のふんの放置(以下、「ポイ捨て等」という。)の防止に関し必要な事項を定め、町、町民等及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、それぞれが協働して環境美化を推進することにより、清潔できれいなまちづくりの実現を図ることを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	勧告書 命令書	人口 登録犬 約2万人 約900頭
銚子市 (千葉県)	銚子市空き缶等の散乱及び飼い犬等のふんの放置の防止に関する条例 平成29年3月22日公布 平成29年4月1日施行	空き缶等の散乱及び飼い犬等のふんの放置の防止に関し、市、市民等、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、これらに関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の推進及び美観の保護を図り、もって清潔で快適な生活環境の確保に資することを目的とする。	・ふん害等の防止に関する啓発 ・市、市民、事業者、土地所有者等の責務 ・投棄等の禁止 ・市による指導	-	人口 登録犬 約59,920人 3,450頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
旭市 (千葉県)	旭市環境美化推進に関する条例 平成17年7月1日公布 平成17年7月1日施行	(目的) 第1条 この条例は、市民等、事業者、土地所有者等及び市が一体となってきれいなまちづくりを進めるために、それぞれの責務を明らかにするとともに、空き缶等及び吸い殻等の散乱防止、飼い犬のふんの放置防止、自転車の適正な使用等並びに空き地の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び美観の保護を図り、もって清潔で快適な生活環境を確保することを目的とする。	第4条 市民等は、次の各号に掲げる行為をするように努めなければならない。 (2) 飼い犬を散歩、運動等させるときは、袋等ふんを収容するための用具を携帯し、飼い犬がふんをしたときは、当該用具に収容して持ち帰り、適切に処理すること。 2 市民等は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。 (2) 自己が所有若しくは管理する土地又は建物以外の場所に飼い犬の糞を放置すること。	—	人口 登録犬 約6.5万人 3,295頭
匝瑳市 (千葉県)	匝瑳市まちをきれいにする条例 平成18年1月23日公布 平成18年1月23日施行	(目的) 第1条 この条例は、空き缶等及び吸い殻等の散乱防止、飼い犬等の適正な飼養管理、自転車の適正な使用等並びに空地の適正な管理に関し、市、市民等、事業者、土地所有者等及び飼い主の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、環境美化の促進及び美観の保護を図り、もって清潔できれいなまちづくりに資することを目的とする。	市民の協力 飼い主の遵守事項責務 飼い主のふん害等の防止	—	人口 登録犬 約35,881人 2,602頭
大網白里市 (千葉県)	大網白里市まちをきれいにする条例 平成22年3月23日公布 平成22年4月1日施行 (平成25年1月1日改正)	市民等、事業者及び市が一体となって住みよいまちをつくるため、環境衛生の向上及び快適な市民生活に支障となる行為の防止に関し必要な事項を定め、もって生活環境の美化を推進し、公衆衛生の向上に資することを目的とする。	愛がん動物の飼養等 飼い犬及び愛がん動物の排せつ物の回収及び適切な処理	ふん害に関する様式は無し	人口 登録犬 約4.9万人 4,001頭
東金市 (千葉県)	東金市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例 平成12年12月27日公布 平成13年4月1日施行 (平成27年4月1日改正)	東金市民憲章の精神に基づき、環境を整え住みよいまちをつくるため、環境衛生の向上及び快適な市民生活に支障となる行為の防止に関し必要な事項を定め、もって生活環境の美化の推進と公衆衛生の向上に資することを目的とする。	・犬の飼養者の責務(ふんの適正処理) ・愛玩動物等の飼養者等の責務(ふん尿による臭気の発生の防止)		人口 登録犬 約5.8万人 3,448頭
九十九里町 (千葉県)	九十九里町環境美化条例 平成25年3月25日公布 平成25年4月1日施行 (平成27年4月1日改正)	この条例は、町民等、業者及び町が一体となって住みよいまちづくりの推進を図るため、環境衛生の向上及び快適な住民生活に支障となる行為の防止に関し必要な事項を定め、もって生活環境の美化を推進し、公衆衛生の向上に資することを目的とする。	飼い犬の飼養者の責務 愛がん動物の飼養者の責務	—	人口 登録犬 15,561人 882頭
茂原市 (千葉県)	茂原市ポイ捨て防止条例 平成12年6月29日公布 平成13年1月1日施行	この条例は、空き缶等及び吸殻等のポイ捨て並びに飼い犬のふんの放置の防止について必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりの推進を図ることを目的とする。	飼い主のふん害等の防止の責務 市民の協力 禁止行為及び罰則	—	人口 登録犬 約8.9万人 5,071頭
芝山町 (千葉県)	芝山町をきれいにする条例 平成13年6月18日公布 平成13年10月1日施行	町、町民等、事業者及び所有者等が一体となって清潔で美しいまちづくりを進め、空き缶等(犬のフンを含む)の散乱の防止を定めることにより、地域の環境美化の促進及び美観の保護を図り、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。	1 町民等は、家庭外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納しなければならない。 2 町民等は、地域又は職域における清掃活動等、空き缶等の散乱防止の実践活動に積極的に参加するよう努めるとともに、町が実施する施策に協力しなければならない。 3 町民等は、環境美化推進の町の一員として他の模範となるような環境美化活動に努めるものとする。	なし	人口 登録犬 約7,200人 546頭
睦沢町 (千葉県)	睦沢町ポイ捨て行為の防止に関する条例 平成10年6月26日公布 平成10年10月1日施行 (平成27年4月1日改正)	町、町民及び事業者が一体となり、ポイ捨て行為(飼い犬が排せつしたふんを放置する行為を含む)を防止することによって、環境美化の推進を図ることを目的とする。	ポイ捨て行為の防止に関する啓発 町民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	—	人口 登録犬 約0.7万人 516頭
勝浦市 (千葉県)	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例 平成14年9月26日公布 平成15年4月1日施行 (平成29年4月1日改正)	環境を良好に整え住みよいまちをつくるため、環境衛生の向上及び快適な市民生活に支障となる行為の防止に関し必要な事項を定め、もって生活環境の美化の推進と公衆衛生の向上に資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項	—	人口 登録犬 約1.7万人 810頭
いすみ市 (千葉県)	いすみ市環境保全条例 平成17年12月5日公布 平成17年12月5日施行	生活環境の保全等に関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制を行うことにより、生活環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発	—	人口 登録犬 約3.7万人 2,199頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
御宿町 (千葉県)	御宿町のきれいな海浜環境を守る条例 平成6年9月27日公布 平成7年4月1日施行 (平成19年4月1日改正)	この条例は町民及び町が一体となってきれいな海浜環境を守るため、空き缶等のごみの散乱や、犬の排せつ物の放置を防止するとともに、清掃活動の充実により、環境美化の促進を図り、清潔できれいな町づくりを目指すことを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発	－	人口 登録犬 約0.7万人 465頭
館山市 (千葉県)	館山市まちをきれいにする条例 平成10年3月31日公布 平成10年7月1日施行	空き缶等、釣り具及び吸い殻等の散乱の防止並びに飼い犬のふんの放置の防止に関し、市、市民等、事業者、土地所有者等及び飼い主の責務を明らかにするとともに、これらに関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び美観の保護を図り、もって清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	市の責務 飼い主の責務 勧告・公表	勧告書	人口 登録犬 4.5万人 2,165頭
南房総市 (千葉県)	南房総市環境美化推進に関する条例 平成18年3月20日公布 平成18年3月20日施行	清潔で美しいまちづくりを進め、市民及び市を訪れる人々にさわやかな気持を持ってもらい、市民一人ひとりが環境美化に対する関心を高めるため、市民等、旅行者等、事業者、占有者及び市が一体となって空き缶等のポイ捨てを防止することにより、市内の快適な生活環境づくりを推進することを目的とする。	市民等の責務 旅行者等の責務 飼い犬が排泄したふんのポイ捨て、又は放置の禁止 勧告・命令・公表	－	人口 登録犬 3.7万人 2,233頭
鴨川市 (千葉県)	鴨川市まちをきれいにする条例 平成17年2月11日公布 平成17年2月11日施行	空き缶等、吸い殻等その他の廃棄物の散乱を防止することに関し、市、市民等、事業者及び所有者等の責務を明らかにするとともに、これらに関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び美観の保護を図り、もって良好な環境の保全及び創造に寄与することを目的とする。	飼い主等の遵守事項 ふん尿等の汚物の適正処理	－	人口 登録犬 3.2万人 1752頭
木更津市 (千葉県)	木更津市まちをきれいにする条例 平成26年12月17日公布 平成27年4月1日施行	空き缶等及び吸い殻等の散乱、飼い犬のふん害並びに空き地における雑草等の繁茂の防止に関して、本市、事業者、飼い主、所有者等及び市民等の責務を明らかにするとともに、空き缶等及び吸い殻等のポイ捨ての禁止、飲料等の自動販売機による販売に係る回収設備の設置、飼い主の遵守事項、空き地における雑草等の繁茂に対する指導その他必要な事項を定めることにより、地域の生活環境の美化の促進及び美観風致の維持を図り、もって快適な生活環境の形成及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。	飼い主の遵守事項 市民の協力 勧告及び命令 罰則(命令違反者に対し、罰金)	改善勧告書 改善命令書	人口 登録犬 135,372人 8,548頭
君津市 (千葉県)	君津市まちをきれいにする条例 平成9年3月31日公布 平成9年10月1日施行	空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関し、市、市民等、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、これらに関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び美観の保護を図り、もって清潔できれいなまちづくりに資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	－	人口 登録犬 約8.4万人 5,265頭
富津市 (千葉県)	富津市まちをきれいにする条例 平成9年3月27日公布 平成9年10月1日施行	空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関し、市、市民等、事業者及び所有者等の責務を明らかにするとともに、これらに関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び美観の保護を図り、もって清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	飼い犬のふん害防止 第8条 飼い主への遵守事項 飼い主への指導	－	人口 登録犬 約4.45万人 2,521頭
袖ヶ浦市 (千葉県)	まちをきれいにする条例 平成9年3月28日公布 平成9年10月1日施行	空き缶等及び吸殻等の散乱の防止並びに飼い犬のふんの放置の防止に関し、市、市民等、事業者、土地使用者等及び飼い主の責務を明らかにするとともに、これらに関する背作の推進に必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び美観の保護を図り、もって清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	市、市民等、事業者、土地所有者、 飼い主の責務 飼い主のふん放置の禁止 他	－	人口 登録犬 約6.4万人 3,744頭
市原市 (千葉県)	市原市ポイ捨て行為の防止に関する条例 平成9年3月18日公布 平成9年10月1日施行	市、市民及び事業者が一体となり、飼い犬が排せつしたふんを放置するなどのポイ捨て行為を防止することによって、環境美化の推進を図ることを目的とする。	飼い主の責務事項 (屋外移動・運動時のふん処理用具 携帯、排せつしたふんの回収・適正 処理)	－	人口 登録犬 約27.4万人 18,314頭
千代田区 (東京都)	千代田区生活環境条例 平成14年6月25日公布 平成14年10月1日施行	区民等がより一層安全で快適に暮らせるまちづくりに関し必要な事項を定め区民等の主体的かつ具体的な行動を支援するとともに、生活環境を整備することにより、安全で快適な都市千代田区の実現を図ることを目的とする。	愛玩動物の適切な管理 (ふんの放置等迷惑行為の禁止)		人口 登録犬(平成 31年3月31日) 約6.6万人 1,660頭
港区 (東京都)	港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例 平成9年10月3日公布 平成10年4月1日施行 (平成26年7月1日一部改正)	この条例は、港区(以下「区」という。)内における環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関し、区、区民等、事業者、地域活動団体及び関係行政機関の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、快適な生活環境を確保することを目的とする。	(区民等の責務) 区民等は、飼い犬を散歩等させるときは、その飼い犬のふんを持ち帰るよう努めなければならない。		人口 登録犬 約26.2万人 10,666頭
台東区 (東京都)	台東区ポイ捨て行為の防止に関する条例 平成9年9月26日公布 平成10年4月1日施行	ポイ捨て行為の防止について必要な事項を定めることにより、台東区におけるまちの環境美化の促進を図り、もって区民の生活環境の向上に寄与することを目的とする。	(区民等の責務)「犬を散歩させる場合は、ふんを持ち帰るための用具を携帯し、犬がふんをしたときは、その用具により処理すること。」		人口 登録犬 20.3万人 6,798頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
江東区 (東京都)	江東区みんなでまちをきれいにする条例 平成9年10月14日公布 平成10年1月1日施行	空き缶・吸い殻等の散乱防止等に関し必要な事項を定めることにより、美しく快適な生活環境の保全を図り、もって江東区のまちをきれいにすることを目的とする。	(区民等の責務) 「飼い犬のふんを公共の場所に放置すること」をしてはならない。		人口 登録犬 約52.5万人 23,812頭
目黒区 (東京都)	目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例 平成15年3月17日公布 平成15年7月1日施行 (一部平成16年1月1日) (平成19年11月30日最終改正)	身近な生活環境の美化(以下「まちの環境美化」という。))に関し、その基本方針を定め、目黒区、区民等及び事業者の果たすべき役割と責任を明らかにするとともに、ポイ捨ての防止等について必要な事項を定めることにより、清潔で美しく快適な生活を営むことのできる地域社会の形成に寄与することを目的とする。	飼い主の責務 禁止行為 指導、勧告、命令、罰金	勧告書 命令書	人口 登録犬 約28.3万人 11,316頭
世田谷区 (東京都)	世田谷区環境美化等に関する条例 平成9年10月3日公布 平成10年4月1日施行 (平成30年4月1日一部改正施行)	まちの環境美化の推進及び喫煙による迷惑行為又は給餌による迷惑行為の防止について区、区民等、事業者等の責務を明らかにするとともに、空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに喫煙による迷惑行為の防止その他必要な事項を定めることにより、清潔できれいな、かつ、安全で快適なまちづくりを推進し、もって区民の生活環境の向上を図ることを目的とする。	(区民等の責務)「飼い犬を散歩させるときは、ふんを処理するための用具を携帯し、飼い犬のふんをその用具により適正に処理する。」		人口 登録犬 約92.1万人 38,190頭
渋谷区 (東京都)	きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例 平成9年12月2日公布 平成10年4月1日施行	「きれいなまち渋谷をみんなでつくる」という理念の下に、たばこの吸い殻、空き缶等の投げ捨て及び落書き等の防止、空き地の雑草の除去、路上障害物等の除去並びに青少年育成にとって良好な環境の整備に関し必要な事項を定め、もって美しく健全なまちづくりを総合的に推進することを目的とする。	・飼い主等の責務 (犬のふんの放置禁止) ・罰則 (2万円以下の罰金)		人口 登録犬(令和2年3月31日) 約23.1万人 9,645頭
中野区 (東京都)	中野区吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等に関する条例 平成10年9月28日公布 平成11年1月1日施行	吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等について必要な事項を定めることにより、まちの美化の推進並びに区民等の身体及び財産の安全を図り、もって区民の良好な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い犬のふんを持ち帰らず放置すること(禁止行為) ・飼い犬に散歩、運動等をさせるときは、ふんを持ち帰るための用具を携帯し、それにふんを収納すること(区民等の責務)		人口 登録犬 33.6万人 9,224頭
杉並区 (東京都)	杉並区生活安全及び環境美化に関する条例 平成15年3月17日公布 平成15年10月1日施行 (平成16年11月1日最終改正施行)	生活安全及び環境美化について必要な事項を定めることにより、生活安全及び環境美化に関する区民等及び事業者の意識の高揚に努め、その自主的な活動を支援するとともに、地域の犯罪の防止及び環境美化の促進を図り、もって安全で快適な杉並区をつくることを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告 ・罰則(モデル地区内において)		人口 登録犬 約57.6万人 20,770頭
荒川区 (東京都)	荒川区まちの環境美化条例 平成8年10月15日公布 平成9年4月1日施行 平成20年12月17日改正	荒川区におけるまちの環境美化を促進するために必要な事項を定めることにより、区民の生活環境の向上を図ることを目的とする。	(公共の場所等における禁止行為) 何人も、飼い犬を放し飼いにし、又はそのふんを公共の場所等に放置してはならない。		人口 登録犬 約21.7万人 6,854頭
板橋区 (東京都)	エコポリス板橋クリーン条例 平成10年10月9日公布 平成11年2月2日施行 平成16年7月1日一部改正施行	ごみの投げ捨て等を防止し、地域の環境美化活動の一層の推進を図り、もって区民の良好な生活環境を確保すること。	・飼い主の啓発 ・区民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	その他 (勧告通知書)	人口 登録犬 約57万人 17,412頭
練馬区 (東京都)	練馬区ポイ捨ておよび落書き行為の防止に関する条例 平成9年3月17日公布 平成9年7月1日施行 (平成22年4月1日一部改正)	ポイ捨ておよび落書き行為の防止について必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進を図り、もって区民の生活環境の向上に資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する責務 処理に関する関係機関への要請	勧告通知書	人口 登録犬 約74.2万人 25,120頭
足立区 (東京都)	足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例 平成10年4月1日施行 (令和元年7月4日改正) ※犬のふん害に関する記載の変更はなし	喫煙による火傷その他の被害の防止及びまちの美化について足立区、区民等、事業者及び団体等の責務を明らかにするとともに、歩行喫煙及びごみの散乱防止その他必要な事項を定め、各人がそれを実行することにより、快適な公共空間の確保及びまちの美化の推進を図ることを目的とする。	区内に居住する者は、その居住する地域において、ごみ(犬のふん及びブラッシングした毛等)の散乱防止について、連帯して意識の醸成を図るとともに、美化活動の充実等に努めなければならない。		人口 登録犬 約69万人 25,998頭
葛飾区 (東京都)	葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例 平成17年3月29日公布 平成17年8月1日施行	区民及び事業者が協力して、吸い殻、空き缶等をみだりに捨てる行為や飼い犬等のふんの放置の防止に取り組むことで、快適で住みよい地域社会の形成に寄与することを目的とする。	まちを汚す行為の禁止 区の責務 区民等の責務 事業者の責務 重点地域		人口 登録犬 約42万6千人 12,026頭
青梅市 (東京都)	青梅市ポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置の防止ならびに路上喫煙の制限に関する条例 平成21年12月25日公布 平成22年1月1日施行 平成22年7月1日施行 平成23年1月1日施行 ※段階的に施行	ポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置を防止し、ならびに路上喫煙を制限することにより、地域の環境美化を推進し、かつ、安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。	飼い犬のふんの放置の防止等に関する施策の推進 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導、勧告および命令	勧告書 措置命令書	人口 登録犬 約13.3万人 7,229頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
府中市 (東京都)	府中市まちの環境美化条例 平成15年12月26日公布 平成16年4月1日施行	市、市民、事業者及び土地所有者が協力して、まちの環境美化を推進するために市内における空き缶等及び吸い殻等の錯乱防止等について必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境を確保する。	・禁止行為(飼育する犬・猫のふんの放置)に対する指導、勧告及び罰則規定		人口 登録犬 約26万人 9,265頭
昭島市 (東京都)	昭島市まちをきれいにする条例 平成13年9月28日公布 平成14年4月1日施行	市、市民、事業者及び土地所有者が協力して市の区域内におけるごみの散乱及び犬・猫のふんの放置を防止することにより、快適な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い主の啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告、委任 ・罰則(5万円以下の過料)		人口 登録犬 約11.3万人 5,489頭
小金井市 (東京都)	小金井市まちをきれいにする条例 平成9年12月3日公布 平成10年4月1日施行 (平成15年12月1日一部改正施行)	市民等、事業者、土地所有者等及び市が協力して市域における空き缶等及び吸い殻等の投棄を防止し、清潔で美しいまちづくりを推進するとともに、道路等における喫煙による危険及び迷惑を防止するため、必要な事項を定めることを目的とする。	犬・猫のふん害防止 飼い主の遵守事項		人口 登録犬 約12.2万人 4,379頭
日野市 (東京都)	日野市みんなでまちをきれいに する条例 平成12年9月29日公布 平成12年10月1日施行 (平成20年4月1日一部改正施行)	この条例は、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止し、まちの環境美化と資源の有効利用を推進するとともに、日野市環境基本計画において目標とする「ごみゼロ社会の実現」に向け、地域環境に与える負荷の低減と、市民意識の向上を図ることを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告 ・罰則 ・その他		人口 登録犬(平成 31年3月31 日) 約18.5万人 8,344頭
国立市 (東京都)	国立市ポイ捨て及び飼い犬の ふんの放置の防止並びに路上 喫煙等の制限に関する条例 平成25年12月25日公布 平成26年4月1日施行	ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置を防止し、並びに路上喫煙等を制限することにより、地域の環境美化及び受動喫煙の防止を推進し、もって、安全で快適な市民生活を確保することを目的とする。	市の責務 市民等の責務		人口 登録犬 約8万人 3,100頭
福生市 (東京都)	福生市清潔で美しいまちづくり 条例 平成22年12月17日公布 平成23年7月1日施行	市内におけるポイ捨て及び犬のふんの放置を防止し、並びに路上喫煙及び歩行喫煙を規制することにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	ポイ捨て及び犬のふんの放置の防止並びに路上喫煙及び歩行喫煙の規制 市民、事業者、飼い主、喫煙者の責務 指導、勧告及び命令		人口 登録犬 57,378人 2,245頭
清瀬市 (東京都)	清瀬市まちを美しくする条例 平成10年3月30日公布 平成10年5月1日施行 平成26年9月30日改正	この条例は、空き缶等、吸い殻等及び飼い犬のふんの散乱の防止並びに公共の場所等における喫煙の防止について、市、市民等、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、空き缶等、吸い殻等の投棄及び飼い犬のふんの放置並びに歩行中等の喫煙の禁止その他の必要な事項を定めることにより、地域が一体となって環境美化を推進し、潤いと安らぎのある都市環境の創造に寄与することを目的とする。	ふん害防止のための飼い主の義務 土地所有者の責務 違反者への過料	勧告書 改善命令書	人口 登録犬 約7.4万人 2,861頭
東久留米市 (東京都)	東久留米市ポイ捨て等の防止 及び路上喫煙の規制に関する 条例 平成17年6月23日公布 平成18年3月1日施行	市民及び事業者が協力し、ポイ捨て等を防止することによりまちの美化の推進を図るとともに、路上喫煙を規制することにより快適で安全な生活環境を確保することを目的とする。	・公共の場所等において自己が飼育し、または管理する犬その他の動物のふんの放置禁止 ・犬等のふんの処理		人口 登録犬 約11.6万人 4,921頭
武蔵村山市 (東京都)	武蔵村山市空き缶・吸い殻等 の散乱及び犬のふんの放置等 の防止に関する条例 平成17年3月31日公布 平成17年4月1日施行 (一部の規定は平成17年10月1 日より施行)	空き缶・吸い殻等の散乱及び犬のふんの放置等を防止することにより、清潔できれいなまちづくりを推進することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	勧告書 命令書 告知・弁明書 過料処分通知書(いずれも 条例施行規則 で規定してい る。)	人口 登録犬 約7.2万人 3979頭
多摩市 (東京都)	多摩市まちの環境美化条例 平成24年3月30日公布 平成24年10月1日施行 (平成31年4月1日改正)	路上喫煙等による他人への迷惑及び吸い殻、紙くず、空き缶その他のごみの散乱を防止するまちの環境美化を、多摩市が多摩市民及び多摩市内に土地を所有する者等と協力して行うことによって、市民の良好な生活環境を確保し、安全で快適な美しいまちの実現を図る。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	勧告書	人口 登録犬(平成 31年3月31日 時点) 約14.9万人 5,637頭
稲城市 (東京都)	稲城市まちをきれいにする市 民条例 平成12年3月31日公布 平成12年10月1日施行 (平成15年4月1日改正)	市民、事業者及び土地所有者並びに市が協働して、市内における空き缶等、吸い殻及び一般ごみ等の散乱の原因となる投棄、犬・猫のふん及び簡易広告物の放置並びにたん・つばの吐き出しを防止するため、市民等の創意による主体的な行動を推進する上で必要な事項について定め、もって清潔で美しいまちづくりを進め、安全で快適な生活環境の確保・維持に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導、勧告及び命令	(条例施行規則) 勧告書 命令書	人口 登録犬 約9.1万人 3,842頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
羽村市 (東京都)	羽村市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止並びに路上喫煙の制限に関する条例 平成24年4月1日公布 平成24年7月1日施行 (平成24年10月1日罰則施行)	この条例は、羽村市美しいまちづくり基本条例(平成2年条例第12号)に基づき、羽村市(以下「市」という。)の区域内(以下「市内」という。)におけるポイ捨て及び飼い犬のふんの放置を禁止し、生活環境の保全及び向上を図るとともに、市内における路上喫煙を制限し、市民が健康で安心して生活することができる地域社会の実現に資することを目的とする。	飼い犬のふんの放置の禁止に関する施策の推進 同啓発 市民等の協力 飼い犬のふんの放置の禁止 飼料の放置の禁止 指導・勧告・命令・過料の適用	勧告書 勧告調書 命令書 命令調書 引継書 過料処分の告知兼弁明書 過料処分の告知兼弁明書(謄本) 過料処分決定通知書 過料処分決定調書 督促状	人口 登録犬 55,091人 2,320頭
檜原村 (東京都)	檜原村環境保全条例 平成21年3月24日公布 平成21年4月1日施行	村の豊かな自然環境を保護するとともに、清潔で美しい生活環境を保持し、住民の健康で文化的及び衛生的な生活の確保に寄与すること。	公共の場所にふん等をしたときは、飼育者が直ちに回収し、適切に処理しなければならない。	なし	人口 登録犬 2,194人 132頭
大島町 (東京都)	大島町環境保護条例 平成17年3月22日公布 平成17年4月1日施行	この条例は、大島町の環境保護、回復及び創造(以下「環境の保護等」という。)について基本理念を定め、大島町、町民等及び事業者の責務を明らかにすると共に、協働して環境の保護等に取り組むことができるよう町の推進する基本的施策並びに活動について定め、更に総合的かつ計画的な施策及びその推進体制について定めて、環境保護を図るためにごみの投げ捨て、ごみの散乱等の防止、空き地の適正管理その他必要な対策を講じて、緑の自然環境が町民の生活に欠く事ができないという、またそれ故に美しいまちづくりに資することを目的とする。	飼い主はふん害を防止し、町民等の良好な生活環境が損なわれないように努めるとともに、町が実施する施策に協力しなければならない。	勧告書	人口 登録犬 約0.8万人 412頭
新島村 (東京都)	新島村ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成26年6月16日公布 平成26年7月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、地域の環境衛生及び美化に努め、清潔で安心安全な生活環境を確保することを目的とする。	(飼い主の責務) 飼い主は、ふん害を防止し、村民の良好な生活環境が損なわれないよう努めるとともに、村が実施するふん害の防止に関する施策に協力するものとする。	身分証明書 勧告書 勧告履行命令書	人口 登録犬 2,636人 181頭
伊勢原市 (神奈川県)	伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例 平成6年12月21日公布 平成7年4月1日施行 (平成27年10月1日一部改正)	市、市民及び事業者が一体となって、廃棄物の発生を抑制し、再利用及び再生利用を促進するとともに、廃棄物の適正な処理を推進し、並びにポイ捨て等を防止することにより、資源の循環による有効な利用、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する条例		人口 登録犬 約10.2万人 5,028頭
南足柄市 (神奈川県)	南足柄市美しい環境をつくる条例 平成8年12月13日公布 平成9年7月1日施行 (平成27年6月15日一部改正)	この条例は、南足柄市環境基本条例(平成8年南足柄市条例第19号)の本旨を達成するため、空き缶等及び吸い殻等の散乱、飼養し、及び保管する動物のふんの放置及び投棄並びに落書きの防止について必要な事項を定めることにより、地域における環境美化の促進及び美観の保護を図り、もって潤いと安らぎのある都市環境の創造に寄与することを目的とする。	ふんの放置及び投棄の禁止	特になし	人口 登録犬 約4.0万人 2,837頭
平塚市 (神奈川県)	平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例 平成18年3月28日公布 平成18年10月1日施行 平成29年12月20日改正 平成30年6月1日施行	さわやかで清潔なまちづくりを推進するため、市民、事業者及び市の役割を定めるほか、路上喫煙、深夜花火、ふんの放置その他禁止行為及びこれに違反した者に対する罰則、地区の美化活動に対する支援等を定めたもの。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発	様式は平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例による 勧告書 命令書	人口 登録犬 257,670人 15454頭
小田原市 (神奈川県)	小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例 平成6年9月30日施行 (平成21年3月26日改正施行)	空き缶等、吸い殻等その他の廃棄物の散乱を防止し、並びに深夜における花火、落書及び歩行中の喫煙その他の屋外の公共の場所における喫煙を規制することに関し、市、市民等、事業者及び所有者等の責務を明らかにするとともに、これらに関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進、美観の保護及び良好な生活環境の確保を図り、もって良好な環境の保全及び創造に寄与することを目的とする。	汚物の適正処理、悪臭、衛生害虫等の発生の防止など	なし	人口 登録犬 約19.0万人 10,825頭
茅ヶ崎市 (神奈川県)	茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例 平成14年3月27日公布 平成14年6月1日施行 平成19年7月1日最終改正施行	この条例は、美しく健康的な生活環境を守るための行動の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、市域の美観の保持及び健康的な生活環境の保全に資することを目的とする。	飼育動物の迷惑防止 飼育犬のふん投棄及び放置禁止	なし	人口 登録犬 約24.2万人 14,298頭
逗子市 (神奈川県)	逗子市空き缶等の散乱防止等に関する条例 平成10年6月22日公布 平成10年10月1日施行	市民等、事業者、市及び所有者等が一体となって、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止するとともに、美化・清掃活動の充実に努めることにより、清潔で美しい街をつくり、かつ、資源の有効な利用を図り、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項		人口 登録犬 約5.7万人 約3,300頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
三浦市 (神奈川県)	「まちをきれいに」みんなで守る条例 平成15年3月24日公布 平成15年7月1日施行	市域の美観保持及び安全で健康的な生活環境の保全を図り、もって良好な都市環境の創造に寄与することを目的とする。	犬のふんの放置防止の啓発	なし	人口 登録犬 約4.2万人 2,721頭
秦野市 (神奈川県)	秦野市ごみの散乱防止等に関する条例 平成8年9月27日公布 平成9年4月1日施行	市、市民等及び事業者が一体となつてごみの散乱を防止するとともに、不法投棄に対する措置その他必要な事項を定めることにより、まちを美化する心をはぐくみ、もって本市における良好な環境を確保することを目的とする。	不法投棄等(飼い主のふん害等の防止含む)に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告		人口 登録犬 約16.5万人 9,197頭
厚木市 (神奈川県)	厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例 平成15年3月31日公布 平成15年10月1日施行 (平成22年4月1日改正)	市、市民等及び事業者が一体となつて守るべき事項を定め、環境美化を推進し、もって美しい環境のまちづくりの実現を目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項指導及び勧告	なし	人口 登録犬 約22.4万人 12,032頭
大和市 (神奈川県)	大和市ポイ捨て等の防止に関する条例 平成22年6月29日公布 平成22年10月1日施行 (平成24年7月1日一部改正、 但し罰則適用は平成25年1月1日施行)	市民等、事業者及び市の相互協力のもとでポイ捨てや犬のふんの放置を防止することにより、ごみの散乱のない清潔できれいなまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の責務 指導、勧告、命令 罰則の適用	勧告書 命令書	人口 登録犬 23.9万人 12,658頭
海老名市 (神奈川県)	海老名市まちの美化に関する条例 平成11年4月8日公布 平成11年10月1日施行 (平成30年12月18日一部改正)	まちの美化について、海老名市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止並びに資源化が可能な物の回収その他必要な事項を定めることにより、清潔なまちをつくり、かつ、資源の有効活用を促進することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 飼い主の遵守事項	なし	人口 登録犬 約13.3万人 6,626頭
座間市 (神奈川県)	座間市環境美化条例 平成30年3月26日公布 平成31年4月1日施行	公共の場所における喫煙の制限、空き缶等の投棄等の禁止、飼い犬等のふんの放置等の禁止、落書きの禁止について必要な事項を定めることにより、地域環境の美化を促進し、市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	市民等は、公共の場所に飼い犬等のふんを放置し、又は投棄してはならない。	勧告書 命令書	人口 登録犬 約13.1万人 6,066頭
綾瀬市 (神奈川県)	綾瀬市ごみの投棄防止によるきれいなまちづくり条例 平成19年3月23日公布 平成19年7月1日施行	ごみの投棄防止によるきれいなまちづくりについて、市、事業者、市民等及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、空き缶等、吸い殻等及び粗大ごみ等の投棄防止について必要な事項を定めることにより、きれいなまちづくりを推進することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 飼い主の遵守事項	なし	人口 登録犬 約8.5万人 5,298頭
葉山町 (神奈川県)	葉山町の美化促進に関する条例 平成12年7月4日公布 平成13年6月1日施行	葉山町内における空き缶及び吸い殻等の散乱を防止することに関し、町、事業者、町民等及び所有者等の責務を明らかにするとともに、これらの推進に必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び美観の保護を図り、かつ、資源の有効利用の促進に努め、潤いと安らぎある環境を保全に美しいまちづくりに資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力		人口 登録犬 3.3万人 2,684頭
大磯町 (神奈川県)	大磯町美しいまちづくり条例(飼い犬等のふんの放置等の禁止) 平成23年10月4日公布 平成24年4月1日施行	町、町民等、事業者及び所有者等の責務を明らかにし、環境への負荷行為を低減するため必要な事項を定め、もって地域の環境美化の推進と清潔でさわやかな生活環境を確保することを目的とする。	飼い犬等のふんの放置等の禁止 町民等、事業者及び所有者等の協力指導及び勧告、命令 命令に違反したものは罰則	勧告書 命令書	人口 登録犬 31,131人 2,044頭
大井町 (神奈川県)	大井町環境美化条例 平成13年3月21日公布 平成13年4月1日施行	廃棄物の不法投棄及びその散乱の防止並びに土地建物等の適切な管理に関し、町、町民等及び所有者等の責務を明らかにするとともに、これらに関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び創造を図ることを目的とする。	町民の協力 不法投棄の禁止 飼い主のふん害等の防止に関する啓発 指導及び勧告	定めなし	人口 登録犬 17,149人 1,203頭
開成町 (神奈川県)	開成町きれいなまちをつくる条例 平成21年3月13日公布 平成21年7月1日施行	この条例は、町、町民等、事業者及び土地所有者等が一体となつて、空き缶等及び吸殻等の散乱を防止するとともに、地域の環境美化活動に努めることにより、まちを美化する心をはぐくみ、清潔で美しいまちづくりの実現を図ることを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 罰金	なし	人口 登録犬 約1.8万人 1,077頭
箱根町 (神奈川県)	箱根町をきれいにする条例 平成13年6月25日公布 平成13年10月1日施行	地域の環境美化の促進及び美観の保護を図り、良好な環境の保全及び創造に寄与することを目的とする。	①ふん等の汚物を適正に処理し、悪臭、衛生、害虫等の発生を防止する。 ②公共の場所又は他人が所有する等の土地や建物をふん等の汚物で汚さない。	飼い主のふん害等 勧告書 命令書	人口 登録犬 約1.1万人 496頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
愛川町 (神奈川県)	愛川町みんなで守る環境美化のまち条例 平成23年12月20日公布 平成24年4月1日施行	環境美化の推進に関し、町、町民等、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、良好な生活環境の保全のために必要な事項を定めることにより、きれいで住み良い環境のまちづくりを推進することを目的とする。	飼い犬等の適正管理に関する義務 飼い犬等の糞の放置・投棄の禁止 飼い犬等の糞を持ち帰るための道具等の携行義務 指導・勧告、命令及び公表	なし	人口 登録犬 約4.0万人 2,893頭
藤沢市 (神奈川県)	藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例 平成19年6月29日公布 平成19年7月20日施行	きれいで住みよい環境づくりを進めるために、市、市民等、事業者及び所有者等の責務を明らかにするとともに、地域の環境美化の促進及び空き缶の投棄、路上喫煙等の防止に関し必要な事項を定め、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導、勧告、命令及び罰則	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約43.5万人 22,630頭
寒川町 (神奈川県)	寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例 平成19年3月27日公布 平成19年7月1日施行 平成27年4月1日最終改正施行日	この条例は、寒川町環境基本条例(平成13年寒川町条例第12号)の本旨を達成するため、町民等、事業者、所有者等及び町が協力し行動することにより、地域の環境美化を推進し、もって健康的な生活環境の保全及び向上を図ることを目的とする。	飼育動物の迷惑防止 飼育犬のふん投棄	なし	人口 登録犬 約4.8万人 2,861頭
湯河原町 (神奈川県)	湯河原町の環境美化促進に関する条例 平成10年4月1日公布 平成10年4月1日施行 (平成16年2月16日改正)	湯河原町の環境問題に対応し、廃棄物の散乱を防止することに関し、町、町民等、事業者並びに土地又は建物の所有者、占有者及び管理者の責務を明らかにするとともに、これらの推進に必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び美観の保護を図り、良好な環境の保全及び創造に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 町民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	なし	人口 登録犬 約2.4万人 1,418頭
村上市 (新潟県)	村上市ごみの散乱等防止条例 平成20年4月1日公布 平成20年4月1日施行	市の環境美化の推進について、市、市民等、事業者、所有者等及び飼い主の責務その他の必要事項を定めるとともに、岩船地域と連携して、ごみの散乱及びふん害を防止することにより、快適な生活環境を確保し、清潔で美しいまちづくりを進めることを目的とする。	市民への啓発 飼い主の遵守事項 指導及び助言・勧告	勧告書 命令書	人口 登録犬 約5.9万人 2,518頭
関川村 (新潟県)	関川村ごみの散乱等防止条例 平成12年12月26日公布 平成13年4月1日施行 平成20年3月22日改正	村の環境美化の推進について、村、村民等、事業所、所有者等及び飼い主の責務その他の必要事項を定め並びに岩船広域と連携して、ゴミの散乱及び憤慨を防止することにより快適な生活環境を確保し、清潔で美しい村づくりを進めることを目的とする。	飼い主の要件 容器入り飲料の説明 回収容器の要件 飼い犬のふん害等の関する啓発	なし	人口 登録犬 約0.6万人 226頭
粟島浦村 (新潟県)	粟島浦村ごみの散乱等防止条例 平成12年12月21日公布 平成13年4月1日施行	村の環境美化の推進について、村、村民等、事業者、所有者等及び飼い主の責務その他の必要事項を定めると共に、岩船地域と連携して、ごみの散乱及びふん害を防止することにより、快適な生活環境を確保し、清潔で美しい村づくりを進めることを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 村民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害等 勧告書 命令書 通知書	人口 登録犬 約0.03万人 6頭
新発田市 (新潟県)	新発田市環境美化推進条例 平成12年3月21日公布 平成12年10月1日施行 (平成17年5月1日一部改正)	新発田市の環境美化を図るため、ごみの投げ捨て、ごみの散乱及び飼い犬のふん害の防止並びに空き地の適正管理その他必要な対策を講ずることにより、美しく住みよいまちづくりに資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	勧告書 命令書	人口 登録犬 約9.7万人 5,057頭
胎内市 (新潟県)	胎内市環境美化推進条例 平成17年9月1日公布 平成17年9月1日施行	ごみの投げ捨て及び散乱並びに飼い犬等のふん害の防止その他必要な対策を講ずることにより、もって美しく住みよい地域づくりに資することを目的とする。	(飼い主の責務)飼い主は、ふん害を防止し、市民等の良好な生活環境が損なわれないように努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。	なし	人口 登録犬 約2.9万人 1,122頭
阿賀野市 (新潟県)	阿賀野市ごみの散乱防止等に関する条例 平成16年4月1日公布 平成16年4月1日施行	ごみの散乱及びふん害の防止について必要な条例を定めることにより、環境美化の促進を図り、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止	飼い主のふん害等 勧告書 命令書	人口 登録犬 約4.1万人 2,141頭
聖籠町 (新潟県)	聖籠町環境美化推進条例 平成12年3月24日公布 平成12年10月1日施行 (平成15年6月23日一部改正)	この条例は、町の環境美化を図るため、ごみの投げ捨て、ごみの散乱及び飼い犬のふん害の防止並びに空き地の適正管理対策、その他必要な対策を講ずることにより、もって美しく住みよいまちづくりに資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 町民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告 罰則	なし	人口 登録犬 約1.4万人 736頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
五泉市 (新潟県)	五泉市空き缶等散乱及びふん害の防止に関する条例 平成18年1月1日公布 平成18年1月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び飼い犬のふん害を防止することにより、地域の環境美化と快適な生活環境の保全を図り、清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	ポイ捨てやふん害等の防止の啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導・勧告・指導・命令・立ち入り調査・公表	五泉市空き缶など散乱及びふん害の防止に関する条例施行規則より ポイ捨て防止 勧告書 回収容器設置 勧告書 回収容器適正 管理勧告書 ふん害防止勧 告書 飼い犬の立入 防止勧告書 ポイ捨て防止 命令書 回収容器設置 命令書 回収容器適正 管理命令書 ふん害防止命 令書 飼い犬の立入 防止命令書 身分証明書	人口 登録犬 約4.8万人 2,187頭
阿賀町 (新潟県)	阿賀町のきれいな空気、おいしい水及び安全な土を守り続ける条例 平成17年4月1日公布 平成17年4月1日施行	現在及び将来にわたり、町民が健康で快適な生活を営むのに必要な環境の維持及び向上を図るための基本理念を定め、並びに町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する町の施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来町民及び事業者等の自覚と参加のもとに総合的に推進し、もって町民の福祉の向上に寄与することを目的とする。	環境の美化及び清潔の保持に関する飼い主の遵守事項	なし	人口 登録犬 約1.0万人 717頭
三条市 (新潟県)	三条市ポイ捨て等禁止条例 平成18年3月23日公布 平成18年8月1日施行	ポイ捨てによるたばこの吸い殻、空き缶の等の散乱及び飼い犬のふん害の防止に関し必要な事項を定めることにより、市、市民等、事業者及び土地所有者等が協働して清潔で美しいまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境の確保に資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害等勧告書 命令書	人口 登録犬 約9.7万人 3,627頭
燕市 (新潟県)	燕市ポイ捨て等防止条例 平成18年3月20日公布 平成18年3月20日施行	ポイ捨てによる空き缶その他の廃棄物の散乱及び飼い犬等のふん害を防止することにより、地域の環境美化と快適な生活環境の保全を図り、清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	勧告書 命令書	人口 登録犬 約7.9万人 3,081頭
田上町 (新潟県)	田上町環境美化推進条例 平成20年12月19日公布 平成21年4月1日施行	町、町民等、事業者及び土地所有者等が協働して良好な生活環境の保全及び生活環境の美化を推進することにより、快適な生活環境を保全し、清潔で美しいまちづくりに寄与することを目的とする。	飼い主の責務 勧告・命令 過料	-	人口 登録犬 約1.2万人 498頭
弥彦村 (新潟県)	弥彦村環境美化条例 平成11年3月26日公布 平成11年7月1日施行	村民、事業者及び土地所有者等、並びに市の責務を明らかにし、市民の清潔で快適な生活環境の確保と地域における環境美化の促進を図り、もってきれいなまちづくりに資する。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発	飼い犬のふん害等勧告書 命令書 通知書	人口 登録犬 約0.8万人 350頭
長岡市 (新潟県)	長岡市生活環境の保全及び美化に関する条例 平成15年12月26日公布 平成16年10月1日施行 (平成22年3月31日一部改正)	この条例は、市民の参加と協働による美しいまちづくりを行い、うるおいと魅力にあふれる生活環境の創造を図るため、良好な生活環境の保全及び生活環境の美化に対する市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、良好な生活環境を保全し、及び生活環境の美化を推進するための措置について、必要な事項を定めることを目的とする。	・犬等のふんの適正処理 ・助言及び指導 ・勧告及び命令 ・公表 ・立入調査 ・罰則	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約26.7万人 9350頭
見附市 (新潟県)	見附市ふるさと美化条例 平成16年6月24日公布 平成16年10月1日施行	この条例は、市、市民等、事業者及び空き地の所有者等が一体となつて、それぞれの責務を果たしながら、良好な生活環境の保全と環境の美化を推進し、市民が誇れる美しいふるさとづくりに資することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導 ・勧告及び命令 ・公表 ・立入調査 ・罰則	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約4.0万人 1,355頭
出雲崎町 (新潟県)	出雲崎町環境美化推進条例 平成14年3月25日公布 平成14年3月25日施行 (平成18年1月1日改正)	この条例は、先人の英知と努力により開拓され、町民の生活基盤を築いてきた本町の環境を保全し、また、環境美化に対する意識啓発を行い、環境破壊の原因となるごみの不法投棄等の防止に関し、必要な事項を定め、町、町民等、事業者及び土地所有者等が協力して清潔で美しいまちづくりを推進し、もって良好な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い主の責務 ・指導、助言又は勧告、命令 ・公表 ・立入調査	・出雲崎町環境美化推進についての勧告書 ・出雲崎町環境美化推進についての命令書	人口 登録犬 約0.4万人 136頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
魚沼市 (新潟県)	魚沼市ごみの散乱及びふん害防止条例 平成17年3月28日公布 平成17年4月1日施行	空き缶、吸い殻等の散乱及び飼い犬等のふん害を防止することにより、清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約3.5万人 1,326頭
柏崎市 (新潟県)	柏崎市環境クリーン推進条例 平成13年12月20日公布 平成14年4月1日施行	ごみの投棄及び飼い犬のふん害の防止並びに空き地の適正管理に関し、市、市民等、事業者等の責務を明らかにするとともに、これらの推進に必要な事項を定めることにより、本市の環境美化の促進及び美観の保護を図り、もって健全で恵み豊かな自然環境を確保し、美しく住みよいまちづくりに資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約8.2万人 3415頭
妙高市 (新潟県)	妙高市ごみの散乱防止に関する条例 平成8年12月19日公布 平成8年12月19日施行 (平成17年6月23日一部改正)	この条例は、市の環境美化の推進について、市、市民等、事業者及び占有者等の責務その他の必要事項を定め、ごみの散乱を防止することにより、快適な環境を確保し、清潔で美しいまちづくりを進めることを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民等の責務 禁止行為 指導及び勧告 公表 罰則	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約3.2万人 1,449頭
糸魚川市 (新潟県)	糸魚川市環境美化推進条例 平成18年3月22日公布 平成18年4月1日施行	この条例は、市民等及び事業者が参加し、又は協働して、良好な生活環境の保全及び生活環境の美化並びにごみの減量化(以下「生活環境の保全及び美化等」という。)を推進することにより、清潔で美しいまちづくりに寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	勧告 命令	人口 登録犬 約4.2万人 1,478頭
佐渡市 (新潟県)	佐渡市ポイ捨て等の防止に関する条例 平成20年12月26日公布 平成21年4月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等その他の廃棄物の散乱及び飼い犬のふん害を防止することにより地域の環境美化及び快適な生活環境の保全を図り清潔で美しい島づくりに資することを目的とする。	・飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・指導・改善 ・罰則(過料)	・勧告書(ポイ捨て等と兼用) ・告知書(〃) ・弁明書(〃) ・過料処分決定通知書(〃)	人口 登録犬 約5.3万人 1,879頭
黒部市 (富山県)	黒部市環境美化促進条例 平成18年3月31日公布 平成18年3月31日施行	市、市民等、事業者及び飼い主が一体となって、空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のふん害防止及び自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図ることにより、快適な生活環境を確保し、清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	特になし	人口 登録犬 約4.1万人 1,677頭
入善町 (富山県)	入善町ポイ捨て防止に関する条例 平成11年3月19日公布 平成11年4月1日施行	町、町民等及び事業者が一体となって空き缶等の散乱及びポイ捨てを防止することにより、清潔できれいな街づくり、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 町民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	指定なし	人口 登録犬 24,362人 940頭
朝日町 (富山県)	朝日町不法投棄の防止等に関する条例 平成14年3月22日公布 平成14年8月1日施行	町、町民等、事業者及び飼い主が一体となつて、空き缶等のポイ捨てを含む不法投棄及び飼い犬のふん害を防止することにより、地域の環境美化を推進し、もつて美しい自然と快適な生活環境を保持することを目的とする。	飼い主のふん害の防止 町民の協力 指導、勧告、命令、公表	勧告書 命令書	人口 登録犬 11,740人 475頭
魚津市 (富山県)	魚津市まちの環境美化推進条例 平成15年10月1日公布 平成16年4月1日施行	まちの良好な生活環境の保全と美化を推進するため、市、市民等、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、美化を損なう行為の禁止等及び市民の自発的な環境美化活動の推進について必要な事項を定め、市民の手による美しいまちづくりに寄与することを目的とする。	市民等の責務 飼い犬のふんの放置の禁止 指導又は勧告	勧告書 命令書 弁明等通知書	人口 登録犬 約4.1万人 1,673頭
滑川市 (富山県)	滑川市環境美化促進条例 平成13年12月25日公布 平成14年4月1日施行	空き缶等の散乱、飼い犬等のふん害及び空き地の雑草繁茂を防止することにより、快適な生活環境の保全と清潔で美しいまちづくりに寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	勧告書 命令書	人口 登録犬 約3.3万人 1,481頭
舟橋村 (富山県)	舟橋村環境美化の促進に関する条例 平成13年3月12日公布 平成13年4月1日施行	村内における環境美化の保持及び快適な村民生活の向上に資するため、村民、事業者及びペット等の飼い主が一体となって、空き缶等の散乱及びペット等のふん害を防止することにより、地域の環境美化を促進し、もって美しい村づくりをめざすことを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告		人口 登録犬 約26,000人 約1,200頭
立山町 (富山県)	立山町環境美化の推進に関する条例 平成13年3月28日公布 平成13年4月1日施行 (平成25年4月1日改正)	吸い殻等及び空き缶等の散乱、家電廃棄物等及び廃棄自動車等の投棄並びに廃棄物の放置を防止することによって、地域の環境美化を図り、貴重な自然環境と快適な生活環境を保全し、もって美しいまちづくりを推進することを目的とする。	所有者及び管理者の飼い犬の糞の適切な処理の遵守	なし	人口 登録犬 3,159人 155頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
高岡市 (富山県)	高岡市市民の手による美しいまちづくり推進条例 平成17年11月1日公布 平成17年11月1日施行	市民自らの手によるまちの良好な生活環境の保全と美化を推進するため、前文に掲げる基本理念に基づき、市、市民等、事業者、公共的団体等及び土地等管理者の責務を明らかにするとともに、まちの良好な生活環境の保全と美化を損なわないようにするための努力と損なう行為の禁止等及び市民の自発的活動の促進について必要な事項を定めることにより、市民の参加と協働による清潔で住み良いまちの創造を目指し、もって潤いと魅力にあふれる快適環境の確保に資することを目的とする。	犬の飼い主の責務 禁止行為 勧告 命令 公表	勧告書(禁止行為用) 命令書	人口 登録犬数 (R1年度末時点) 約16.9万人 6,202頭
射水市 (富山県)	射水市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例 平成17年11月1日公布・施行 (平成19年10月1日改正)	射水市安全で快適なまちづくり条例(平成19年射水市条例第4号)に基づき、空き缶等のポイ捨て、釣り具の散乱及び飼い犬のふん害の防止(以下「空き缶等のポイ捨て防止等」という。))に関し必要な事項を定めることにより、快適な生活環境を確保し、清潔で美しいまちづくりに寄与することを目的とする。	(飼い主の責務) 第7条 飼い主は、ふん害を防止し、市民の快適な生活環境が損なわれないように努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。 (禁止行為) 3 飼い主は、その飼い犬のふんを処理するための用具を携帯し、公共の場所等において、飼い犬のふんを放置してはならない。	なし	人口 登録犬 約9.3万人 3,599頭
氷見市 (富山県)	氷見市住みよい環境づくり条例 平成17年3月18日公布 平成17年4月1日施行	環境の保全及び創造(快適で恵み豊かな環境を保全し、及び創造することをいう。以下同じ。))について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	(愛がん動物、家畜等の飼育者の責務) 犬、猫その他の愛がん動物の飼育者は、当該動物が他人に迷惑を及ぼすことのないよう管理するとともに、責任をもってふん尿を処理しなければならない。	なし	人口 登録犬 46,420人 2,051頭
砺波市 (富山県)	砺波市環境美化及びポイ捨て防止に関する条例 平成16年11月1日公布 平成16年11月1日施行	市、市民等及び事業者が一体となって地域の環境美化を推進し、空き缶等の散乱及びポイ捨てを防止することにより、快適な生活環境を確保するとともに、市民生活の向上に資することを目的とする。	市の責務 市民等の責務 禁止行為 指導及び助言、勧告、命令	勧告書 命令書	人口 登録犬 約4.8万人 2,113頭
小矢部市 (富山県)	小矢部市をきれいにするまちづくり条例 平成12年6月27日公布 平成13年1月1日施行	空き缶等(飲食物を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器、たばこの吸殻、チューインガムのかみかす、紙くず、愛がん用動物のふんその他これらに類するもの)の散乱の防止に関する市、市民等、事業者、土地占有者等の責務及び空き缶等の散乱防止に関する基本的な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進を図り、もって清潔できれいなまちづくりの形成に資することを目的とする	市:地域の実情に即した空き缶等の散乱の防止に関する施策を推進 市民:空き缶等を持ち帰り、又は回収容器等に収納し、環境美化の促進に努める 所有者等:適正な管理を行い、みだりに空き缶等が投棄されない環境づくりに努める	条例第10条第2項の規定による証明書 勧告通知書	人口 登録犬 約3万人 1,307頭
能美市 (石川県)	能美市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例 平成17年2月1日公布 平成17年2月1日施行	この条例は、廃棄物の排出の抑制及び再利用の促進による廃棄物の減量化を推進し、廃棄物の適正な処理並びに地域の清潔を保持することにより循環型社会の形成を推進し、資源の有効な利用、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の豊かで快適な環境の形成に寄与することを目的とする	・ペット等の飼い主及び飼育管理する者は、ペット等を屋外に連れ出すときは、排泄物等の処理用具を携帯し、ペット等の排出物を持ち帰らなければならない。	なし	人口 登録犬 約5.0万人 2,610頭
加賀市 (石川県)	加賀市生活環境保全条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行 加賀市ポイ捨て等のない美しいまちづくりの推進に関する条例 平成24年12月18日公布 平成25年1月1日施行	(加賀市生活環境保全条例) この条例は、加賀市民の環境及び安全を守る条例に基づき、法令及びふるさと石川の環境を守り育てる条例に特別の定めがあるもののほか、生活環境の保全に関し必要な事項を定め、もって市民の良好な生活環境の確保に資することを目的とする。 (加賀市ポイ捨て等のない美しいまちづくりの推進に関する条例) この条例は、観光都市である本市におけるポイ捨て、飼い犬等のふんの放置及び路上喫煙等のない美しいまちづくりについて、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、美しいまちづくりを推進するための基本となる事項等を定めることにより、市、市民等及び事業者が一体となって美しいまちづくりを総合的に推進し、もって良好な生活環境の確保に資することを目的とする。	(加賀市生活環境保全条例) ・飼養者等による動物等の適正な管理 ・指導及び勧告、公表 (加賀市ポイ捨て等のない美しいまちづくりの推進に関する条例) ・飼い犬等のふんの放置の禁止 ・重点区域の指定 ・指導、勧告、命令、10,000円以下の過料(いずれも重点区域内に限る。)	(加賀市ポイ捨て等のない美しいまちづくりの推進に関する条例) ・勧告書 ・命令書 ・告知書 ・弁明書 ・過料処分決定書	人口 登録犬 約6.6万人 2,910頭
白山市 (石川県)	白山市環境基本条例 平成17年2月1日公布 平成17年2月1日施行	この条例は、良好で快適な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする環境を確保することを目的とする。	飼犬、飼猫その他の愛がん動物の飼育者は、人に迷惑を及ぼすことのないよう飼犬等を管理するとともに、責任を持ってそのふん尿を処理しなければならない。	なし	人口 登録犬 約11.4万人 5,382頭
野々市市 (石川県)	野々市市環境美化推進条例 平成9年9月22日公布 平成10年4月1日施行	第9条 市内の環境美化の推進に関し、市、市民、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、空き缶等その他の廃棄物の散乱の防止、空き地の管理及び回収容器の設置について必要な事項を定めることにより、市民の快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	飼い犬のふん害等の防止	飼い犬のふん害等 ・勧告書 ・命令書 ・公表	人口 登録犬 約5.3万人 1,904頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
津幡町 (石川県)	津幡町環境美化推進条例 平成24年4月1日公布 平成24年4月1日施行 一部平成24年10月1日施行	津幡町のごみのない美しい生活環境の形成を目指して町、町民及び事業者が一体となって取り組むべき事項を定めることにより、清潔で快適な環境の確保に寄与することを目的とする。	・飼い主による動物等の適正な管理 ・糞回収用具の携帯 ・指導、勧告、命令、公表 ・罰則	飼い犬のふん害等 ・勧告書 ・命令書 ・過料処分通知書	人口 登録犬 約3.7万人 1,930頭
かほく市 (石川県)	かほく市環境保全条例 平成16年3月1日公布 平成16年3月1日施行	環境の保全について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、公害の防止その他の環境の保全を図るために必要な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。	飼い主の飼養または保管に関する適正な管理	なし	人口 登録犬 約3.6万人 1,790頭
内灘町 (石川県)	内灘町環境美化条例 平成10年3月13日公布 平成10年4月1日施行 (平成26年4月1日一部改正)	内灘町のごみのない美しい生活環境の形成を目指して町民、事業者及び町が一体となって取り組むべき事項を定めることにより、清潔で快適な環境の確保に寄与することを目的とする。 (飼い犬のふんの回収) 第十条 飼い犬を所有する者又は飼養管理する者は、自らが所有し、又は飼養管理する犬が公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所でふんをしたときは、直ちにこれを回収しなければならない。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発	なし	人口 登録犬 約2.6万人 1,394頭
七尾市 (石川県)	七尾市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例 平成18年3月29日公布 平成18年6月1日施行 (平成25年3月25日改正)	廃棄物の発生の抑制及び再利用の促進による廃棄物の減量化を推進し、廃棄物を適正に処理し、並びに地域の清潔を保持することにより、資源の有効な利用、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって本市の豊かで快適な環境の形成に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発	なし	人口 登録犬 約5.2万人 2,008頭
	七尾市ばい捨て等を防止する条例 平成26年3月25日公布 平成26年10月1日施行	本市で暮らす誰もが快適な生活を営むのに必要な生活環境を確保するため、不法投棄の禁止に関し、必要な事項を定め、市、市民等及び事業者が各々の責任を明確にし、空き缶等のばい捨て、廃棄物の投棄、飼い犬等のふんの放置及び路上喫煙等を防止することによって、環境美化の促進を図り、安らぎと潤い実感できる快適な生活を確保することを目的とする。	・飼い主の責務 ・指導、勧告、命令、公表、過料	・勧告書(ばい捨て等と兼用) ・命令書(ばい捨て等と兼用)	
中能登町 (石川県)	中能登町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例 平成17年4月1日公布 平成17年4月1日施行	この条例は、中能登町における廃棄物の排出の抑制及び再利用の促進による廃棄物の減量化を推進し、廃棄物を適正に処理するとともに地域の清潔を保持することにより、資源の有効な利用、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、住民の豊かで快適な環境の形成に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発	なし	人口 登録犬 約1.8万人 707頭
羽咋市 (石川県)	羽咋市環境保全条例 平成12年3月27日公布 平成12年10月1日施行 (平成13年10月5日改正)	本市の良好な環境の保全と創造についての基本原則を定め、市、市民等、事業者、土地所有者等の責務を明らかにするとともに、環境に関する施策の基本的な事項を定め、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。	飼い主の遵守事項	なし	人口 登録犬 約2.1万人 869頭
宝達志水町 (石川県)	宝達志水町環境保全条例 平成19年3月30日公布 平成19年4月1日施行	この条例は、本町の良好な環境の保全と創造についての基本原則を定め、町、町民等、事業者、土地所有者等の責務を明らかにするとともに、環境に関する施策の基本的な事項を定め、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。	・愛がん動物の飼い主等の義務 ・飼い主の遵守事項	なし	人口 登録犬 約1.3万人 539頭
志賀町 (石川県)	志賀町動物の愛護及び管理に関する条例 平成29年3月17日公布 平成29年4月1日施行	この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律に定めるもののほか、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、町民の動物を愛護する意識の高揚を図るとともに、動物による人の安全、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物との共生社会の実現を目指すことを目的とする。	・町の責務 ・町民の責務 ・飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・指導	なし	人口 登録犬 約2万人 886頭
穴水町 (石川県)	穴水町環境美化条例 平成21年12月17日公布 平成22年4月1日施行	町、事業者、町民等及び土地所有者等が協力して、地域環境の美化及び資源の有効活用を促進し、穴水町の美しい自然と快適な生活環境の確保に資することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・町民の責務 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	なし	人口 登録犬 約0.8万人 250頭
能登町 (石川県)	能登町環境美化に関する条例 平成25年3月13日公布 平成25年3月13日施行	町民一人ひとりの環境美化に対する意識を向上させ、町、町民、事業者、所有者の責任と役割を明確に示すとともに、それぞれが協力連携し、快適で安全な生活環境と豊かな里山里海の維持創出のもとで誰もが安心して暮らせる町づくりに資することを目的とする。	・ふんの放置の禁止 ・指導、勧告、命令、公表	なし	人口 登録犬 約1.7万人 543頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
大野市 (福井県)	大野市環境美化推進条例 平成12年6月29日公布 平成12年7月20日施行 平成17年11月7日最終改正	この条例は、大野市の環境美化を図るため、ごみの投げ捨て及び散乱の防止、愛玩動物のふん害の防止並びに空き地の適正管理について必要な事項を定めることにより、清潔で美しい街をつくり、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とする。	1 市の責務 2 市民等の責務 3 事業者の責務 4 土地所有者等の責務 5 飼い主の責務 6 飼い主の遵守事項 7 隣接市町町との連携 8 指導及び助言 9 勧告及び命令	なし	人口 登録犬 約3.3万人 1,272頭
勝山市 (福井県)	勝山市環境美化推進条例 平成12年6月28日公布 平成12年7月20日施行 (平成16年3月23日改正施行) (平成26年3月24日改正施行)	この条例は、勝山市の環境美化を図るため、ごみの投げ捨て、ごみの散乱防止及び愛玩動物の適正飼育並びに空き地の適正管理その他必要な対策を講ずることにより、清潔で美しい街をつくり、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とする。	1 市の責務 2 市民等の責務 3 事業者の責務 4 土地所有者等の責務 5 愛玩動物の飼育者の責務 6 ごみ不法投棄の禁止 7 愛玩動物の飼育者の遵守事項 8 関係市の連携 9 指導及び助言 10 勧告及び命令		人口 登録犬 約2.3万人 962頭
鯖江市 (福井県)	鯖江市環境市民条例 平成13年12月25日公布 平成14年4月1日施行 (平成26年12月26日改正)	この条例は、鯖江市環境基本条例(平成9年鯖江市条例第11号)の基本理念にのっとり、市民が健康で文化的な生活を確保するため、地球環境、自然環境および生活環境の保全に関し必要な事項を定め、市民、民間団体、事業者および市が一体となり、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を形成することを目的とする。	・啓発 ・市民の協力 ・投棄の禁止 ・飼い主の遵守義務(動物の・排泄物の回収) ・指導および勧告 ・命令 ・過料	・指導書 ・勧告書 ・命令書 ・過料処分通知書	人口 登録犬 約6.9万人 2,369頭
あわら市 (福井県)	あわら市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 平成16年3月1日公布 平成16年3月1日施行 (平成24年12月28日改正)	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。	・飼い犬のふん放置防止 ・飼い主の遵守事項 ・指示及び勧告		人口 登録犬 約2.8万人 1,124頭
坂井市 (福井県)	坂井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 平成18年3月20日公布 平成18年3月20日施行 (平成22年3月10日改正)	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。	・飼い犬のふん放置防止 ・飼い主の遵守事項		人口 登録犬 約9.1万人 4,222頭
越前町 (福井県)	越前町環境条例 平成18年6月27日公布 平成18年8月1日施行 (平成27年3月25日改正)	この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに町民、事業者及び町の責務を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本的事項を定めることにより、環境保全対策の総合的推進を図り、もって町民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。	・動物の排泄物の処理 ・停止命令		人口 登録犬 約2.1万人 793頭
おおい町 (福井県)	おおい町の美しい自然と風景を育む条例 平成22年6月30日制定 平成22年9月1日施行	おおい町環境基本条例(平成22年おおい町条例第13号)第3条に定める基本理念に基づき、町民等が健康で文化的な生活を営み、かつ、本町の美しい自然と風景を守り育むため、町、町民等及び事業者のそれぞれの責務を明らかにし、清潔で美しい心豊かな町づくりを推進することに関し必要な事項を定めることを目的とする。	ペットの糞の放置禁止 勧告、命令		人口 登録犬 8,175人 362頭
甲斐市 (山梨県)	甲斐市まちをきれいにする条例 平成19年7月3日公布 平成19年9月1日施行	緑と活力あふれる生活快適としづくりの実現に向け、生活環境の美化に関し必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び景観の保全を図り、もって市民の快適な生活環境を確保する。	愛護動物の管理 飼い犬・飼い猫のふんの放置の禁止	身分証明書 勧告書 命令書	人口 登録犬 75,607人 3,868頭
昭和町 (山梨県)	昭和町ごみのないきれいなまちにする条例 平成18年12月13日公布 平成19年4月1日施行	散乱ごみのない快適な生活環境の形成を目指すため、町民等、事業者、土地所有者等及び町の責務を明らかにするとともに、ごみ等のポイ捨て及びふん害の防止に関し必要な事項を定めることにより、地域の環境美化を推進し、清潔で美しいまちづくりに資する。	町の責務 飼い主の遵守事項	中止・原状回復命令書 勧告書 勧告履行命令書	人口 登録犬 20,452人 1,066頭
中央市 (山梨県)	ごみのないきれいなまちにする条例 平成20年3月25日公布 平成20年7月1日施行	この条例は、散乱ごみのない快適な生活環境の形成を目指すため、市民等、事業者、土地所有者等及び市の責務を明らかにするとともに、ごみ等のポイ捨て及びふん害の防止に関し、必要な事項を定めることにより、地域の環境美化を推薦し、清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	飼い主の義務(飼い犬のみ対象)	なし	人口 登録犬(令和2年3月31日現在) 30,978人 1,851頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
甲州市 (山梨県)	甲州市飼い犬等飼養管理条例 平成17年11月1日施行	この条例は、犬の適正な飼養に関し必要な事項を定め、犬による人、家畜等に対する危害を防止する措置を講ずることにより、市民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。	飼い主の遵守事項	なし	人口 登録犬 30,990人 2,327頭
市川三郷町 (山梨県)	市川三郷町飼い犬等による危害を防止する条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行	飼い犬等の適正な飼育に関し必要な事項を定め、人の生命、身体及び財産に対する危害を防止する措置を講ずることにより、住民の快適な生活環境の保全に寄与することを目的とする。	適正飼育 遺棄禁止 不必要な繁殖防止 ふん害防止 愛護について	改善勧告書 改善勧告報告書 改善措置命令書	人口 登録犬 15,604人 839頭
富士河口湖町 (山梨県)	富士河口湖自然環境を守り育む条例 平成15年11月15日公布 平成15年11月15日施行	この条例は、富士山憲章の推進及び国際観光地にふさわしい富士河口湖町の環境を守り育むことについて、町、町民等及び事業者の権利と債務並びに環境への負荷の軽減を進めるとともに、生活環境の美化にについても必要な事項を定め、もって町民の健康で快適な生活の確保に寄与し、富士河口湖町の豊かな自然を後世に引き継ぐことを目的とする。	糞の放置に関する啓発 町民の協力		人口 登録犬 26,430人 1,521頭
都留市 (山梨県)	都留市まちをきれいにする条例 平成12年4月1日公布 平成12年7月1日施行	ごみの散乱の防止に関し必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び景観の保全を図り、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	投棄の防止 美化推進指導員		人口 登録犬 30,361人 1,268頭
韮崎市 (山梨県)	韮崎市環境美化推進条例 平成17年12月15日公布 平成18年4月1日施行	市、市民等、事業者及び土地所有者等が一体となって廃棄物の散乱の防止及び土地の良好な管理を行うこと等により、地域の環境の美化を推進し、清潔で美しいまちの形成に寄与することを目的とする。	飼い主の義務		人口 登録犬 29,568人 1,627頭
北杜市 (山梨県)	北杜市まちをきれいにする条例 平成16年11月1日公布 平成16年11月1日施行	ごみの散乱の防止について必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び景観の保全を図り、もって良好な生活環境の向上に資することを目的とする。	市・事業者・市民等・土地所有者等の責務		人口 登録犬 46,879人 3,597頭
富士吉田市 (山梨県)	富士吉田市飼い犬等による危害を防止する条例 平成11年6月30日公布 平成11年10月1日施行	犬の適正な飼養に関し必要な事項を定めることにより犬による人の生命、身体及び財産に対する危害を防止する措置を講ずることにより、住民の快適な生活環境の保全に寄与することを目的とする。	市・市民・飼主等の責務		人口 登録犬 48,789人 2,172頭
南アルプス市 (山梨県)	南アルプス市ごみのないきれいなまちにする条例 平成23年3月15日公布 平成23年4月1日施行	散乱ごみ等のない快適な生活環境の保全を目指すため、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、ごみ等のポイ捨て及びふん害の防止に関し必要な事項を定めることにより、緑かがやくふるさと南アルプス市の環境美化を推進し、清潔で美しいまちづくりの向上を図ることを目的とする。	飼い主の責務	勧告書 命令書 身分証明書	人口 登録犬 71,370人 3,568頭
南部町 (山梨県)	廃棄物の処理及び清掃に関する条例 平成15年3月1日公布 平成15年3月1日施行	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法に基づく廃棄物の収集及び処理について必要な事項を定め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	清潔の保持		人口 登録犬 7,569人 489頭
松本市 (長野県)	松本市ポイ捨て防止等及び環境美化に関する条例 平成13年3月16日公布 平成13年4月1日施行	良好な生活環境を保全し、市民の誇れる清潔で美しいまちづくりを図るため、空き缶等のポイ捨ての防止等及び環境美化に関して必要な事項を定め、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。	・市民等は、公共の場所においてみだりに飼い犬、飼い猫その他の飼育動物の遺棄してはならない。 ・市民等は、公共の場所において飼い犬等のふんの放置をしてはならない。	身分証明書	人口 登録犬 239,281人 11,161頭
上田市 (長野県)	上田市ポイ捨ての防止等に関する条例 平成18年3月6日公布 平成18年3月6日施行	ポイ捨ての防止及び飼い犬のふんの適正処理に関し必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、良好な生活環境を確保することを目的とする。	何人も、公共の場所において飼い犬のふんの適正処理をしなければならない。		人口 登録犬 153,335人 9,344頭
岡谷市 (長野県)	岡谷市ポイ捨ての防止等に関する条例 平成21年6月29日公布 平成21年7月1日施行	市民等、事業者、土地所有者等及び市が協働して空き缶等のポイ捨ての防止等を図り、もって快適な生活環境を確保し、美しいまちづくりを推進することを目的とする。	何人も、みだりに飼い犬、飼い猫その他の飼育動物のふんを放置してはならない。		人口 登録犬 47,924人 1,851頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
飯田市 (長野県)	飯田市ポイ捨て等防止及び環境美化を推進する市民条例 平成25年12月25日公布 平成26年4月1日施行	ポイ捨て等の防止及び地域の環境美化の推進に関し必要な事項を定めるとともに市、市民等及び事業者の責務並びにまちづくり委員会の役割を明らかにし、もって多様な主体が協働して健全で豊かな環境を保全し、市民が健康で快適に生活できる環境づくりを推進することを目的とする。	・飼い主は、みだりに飼い犬、飼い猫その他の飼育動物のふんを放置してはならない。		人口 登録犬97,346人 4,665頭
諏訪市 (長野県)	諏訪市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例 平成9年9月22日公布 平成10年1月1日施行	空き缶等のポイ捨て防止、動物のふんの適正処理及び釣り具用品の管理に関し必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、良好な環境を確保することを目的とする。	・園、河川、道路その他の公共施設及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地又は建物において自己が飼養する動物のふんで汚してはならない。		人口 登録犬48,448人 1,969頭
須坂市 (長野県)	須坂市を清潔で美しくする条例 平成16年3月26日公布 平成16年4月1日施行	良好な環境を保全し、清潔で美しいまちづくりの推進を図るため、空き缶等の散乱防止に関して必要な事項を定め、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	・公共の場所及び他人の土地等において飼い犬及び飼い猫のふんを放置せずに持ち帰り、適正に処理しなければならない。		人口 登録犬49,472人 2,224頭
小諸市 (長野県)	小諸市ポイ捨て防止等美しい環境づくりを進める条例 平成16年3月19日公布 平成16年4月1日施行	良好な生活環境を保全し、清潔で美しいまちづくりを推進するため、ポイ捨ての防止等及び環境美化並びに放置自動車等に関して必要な事項を定め、もって市民の豊かで快適な生活を確保することを目的とする。	・飼い主は、公共の場所においてみだりに飼い犬、飼い猫その他の飼育動物のふんを放置してはならない。		人口 登録犬41,235人 2,428頭
伊那市 (長野県)	伊那市環境保全条例 平成18年3月31日公布 平成18年3月31日施行	環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	・何人も、公共の場所において、飼い犬又は飼い猫(以下「飼い犬等」という。)のふんを放置することなく、適正な処理をしなければならない。 ・何人も、公共の場所において、みだりに飼い犬等を遺棄してはならない。		人口 登録犬66,114人 3,254頭
塩尻市 (長野県)	ポイ捨て禁止等によるきれいなまちづくり市民条例 平成16年3月25日公布 平成16年10月1日施行	空き缶等のポイ捨て等を禁止し、きれいなまちづくりを市民、事業者及び市が協働して進めていくことに関し必要な事項を定め、もって市民の快適な生活環境の維持及び向上に資することを目的とする。	・飼い犬等のふんを放置せずに持ち帰り、適正に処理しなければならない。		人口 登録犬66,385人 2,945頭
千曲市 (長野県)	千曲市清潔で美しい環境づくりをめざす条例 平成15年9月1日公布・施行	環境を整え住みよいまちをつくるため、環境衛生の向上及び快適な市民生活に支障となる行為の防止に関し必要な事項を定める。	・犬を飼養する者は、屋外において飼い犬を移動し、又は運動させるときは、ふんの回収用具を携帯するとともに、排泄したふんを回収し、これを適切に処理しなければならない。犬を飼養する者が他人に屋外において飼い犬を移動し、又は運動させるときも、また同様とする。		人口 登録犬58,998人 2,905頭
佐久市 (長野県)	佐久市ポイ捨て等防止及び環境美化に関する条例 平成22年9月30日公布 平成22年10月1日施行	良好な生活環境を保全し、清潔で美しいまちづくりを推進するため、ポイ捨て等防止及び環境美化に関し必要な事項を定め、もって市民の豊かで快適な生活を確保することを目的とする。	・飼い主は、飼育動物の遺棄してはならない。 ・飼い犬のふんを放置せずに持ち帰り、適正に処理しなければならない。		人口 登録犬98,269人 5,450頭
東御市 (長野県)	東御市環境をよくする条例 平成16年4月1日公布・施行	市民が健康で快適な生活を営むことができるよう市民の自覚と協力のもとに、自然環境及び生活環境をよくするため必要な事項を定め、もって住みよい郷土の実現を期することを目的とする。	・犬、猫等を所有し、飼育し、又は管理する者は、ふん害を防止する等の適切な管理又は飼育に努めること		人口 登録犬29,250人 1,901頭
長和町 (長野県)	長和町ポイ捨て等及び不法投棄防止に関する条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行	清潔で美しい環境を確保するため、ポイ捨て等及び不法投棄の防止を図ることを目的とする。	・住民等は、飼い犬のふんを処理するための用具を携帯して、飼い犬が公共の場所等でふんをしたときは、直ちに回収し、持ち帰り、又は他の迷惑にならない場所に埋める等、適正に処理しなければならない。		人口 登録犬5,628人 515頭
原村 (長野県)	原村不法投棄の防止等に関する条例 平成22年12月27日公布 平成23年4月1日施行	空き缶等のポイ捨てを含む不法投棄及び飼い犬等のふん害を防止することにより、地域の環境美化を推進し、もって美しい自然と快適な生活環境を保持することを目的とする。	・飼い主は、ふん害を防止するため、自己が飼養管理する飼い犬等が公共の場所等でふんをしたときは、直ちに回収し、持ち帰り、又は他の迷惑にならない場所に埋める等、適正に処理しなければならない。		人口 登録犬7,676人 558頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
南箕輪村 (長野県)	南箕輪村環境の保全に関する条例 平成22年12月17日公布 平成23年7月1日施行	村の環境の保全について他の法令に特別の定めがある場合を除くほか必要な事項を定めることにより、住民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。	・犬の飼い主は、みだりに自己が所有又は占有する犬のふんを放置することなく、適切に処理しなければならない。		人口 登録犬 15,582人 704頭
宮田村 (長野県)	宮田村環境保全条例 平成13年3月16日公布 平成13年6月1日施行	環境の保全について基本理念を定め、村長、村民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の村民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	・何人も、動物の飼育に当たっては、汚物等を適正に処理し、周辺環境に悪影響を与えないよう万全の管理をしなければならない。		人口 登録犬 8,634人 513頭
豊丘村 (長野県)	豊丘村環境保全条例 平成25年3月21日公布 平成25年4月1日施行	産業の振興と環境の調和を図り、良好な環境を将来の世代に引き継ぐため、村、村民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策を総合的に推進し、現在及び将来の村民の健康及び良好な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	・何人も、動物を飼養する場合は、周辺の生活環境が損なわれないよう、飼養する動物の生態、習性及び生理を理解して、適正な管理に努めなければならない。		人口 登録犬 6,452人 392頭
木曽町 (長野県)	木曽町ポイ捨て禁止条例 平成20年3月31日公布 平成20年4月1日施行	自然環境を活かした魅力ある美しいまちづくりを図るため、住民等が協働して良好な環境の保全や景観形成及び環境美化に関して必要な事項を定め、快適で住みやすい美しいまちづくりを推進することを目的とする。	・飼い主は、みだりに飼い犬等のふんを放置することなく、適切に処理しなければならない。		人口 登録犬 10,572人 485頭
上松町 (長野県)	上松町ポイ捨て禁止条例 平成20年2月28日公布 平成20年4月1日施行	魅力あるまちづくり及び清潔で美しいまちづくりを図るため、住民等、事業者、所有者等及び町が協働して良好な環境を守り、育てていくことが大切であるとの認識の下に、魅力ある景観の保全と創出、良好な住環境の形成及び環境美化に関して必要な事項を定め、快適で住みやすい美しいまちづくりを推進することを目的とする。	・何人も、公共の場所において飼い犬等の遺棄をしてはならない。		人口 登録犬 4,129人 237頭
南木曽町 (長野県)	南木曽町美しいまちづくり条例 平成17年6月27日公布 平成17年10月1日施行	環境を活かした魅力あるまちづくり及び清潔で美しいまちづくりを図るため、住民等、事業者、所有者等及び町が協働して良好な環境を守り、育てていくことが大切であるとの認識のもとに、魅力ある景観の保全と創出、良好な住環境の形成及び環境美化に関して必要な事項を定め、もって、快適で住みやすい美しいまちづくりを推進することを目的とする。	・飼い主は、みだりに飼い犬等のふんを放置することなく、適切に処理しなければならない。		人口 登録犬 3,927人 304頭
木祖村 (長野県)	源流の里木祖村環境保全条例 平成20年4月1日公布 平成20年4月1日施行	木曽の自然環境を活かした魅力あるむらづくり及び、清潔で美しいむらづくりを図るため、住民、事業者、所有者等及び村が協働して良好な環境を守り、育てていくことが大切であるとの認識のもとに、魅力ある景観の保全と創出、良好な住環境の形成及び環境美化に関して必要な事項を定め、もって、快適で住みやすい美しいむらづくりを推進することを目的とする。	・飼い主は、みだりに飼い犬等のふんを放置することなく、適切に処理しなければならない。 ・飼い主は、管理能力を超える数の飼い犬等を飼養してはならず、それを防ぐために必要な避妊手術等の措置を取るよう努めなければならない。		人口 登録犬 2,674人 113頭
大桑村 (長野県)	大桑村ポイ捨て等防止条例 平成13年3月21日公布 平成13年4月1日施行	空き缶・たばこの吸い殻等の散乱防止、ふん害の防止、清掃その他の環境美化の促進に関する取組の推進を図り、もって本村の美観の保持及び快適な生活環境の保全に資することを目的とする。	・犬及び猫を飼養する者は、公共の場所及び他人が占有し、又は管理する場所をふんにより汚してはならない。犬を散歩させるときは、ふんを処理するための容器を携帯してふんを回収しなければならない。		人口 登録犬 3,427人 182頭
朝日村 (長野県)	朝日村ポイ捨て禁止等による環境美化に関する条例 平成16年3月17日公布 平成16年4月1日施行	良好な生活環境を保全し、村民の誇れる清潔で美しいむらづくりを進めるため、空き缶等のポイ捨て禁止等による環境美化に関して必要な事項を定め、もって村民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。	・村民等は、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地等において自らの飼い犬等のふんを放置、埋立て等により投棄してはならない。 ・村民等は、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地等においてみだりに飼い犬、飼い猫その他の飼育動物の遺棄をしてはならない。		人口 登録犬 4,332人 270頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
池田町 (長野県)	池田町環境美化条例 平成15年3月27日公布 平成15年10月1日施行	廃棄物の散乱を防止するため必要な事項を定めることにより、清潔で美しい町づくりをめざすことを目的とする。	町民等が、犬又は猫その他ペット動物を飼養し、又は保管するときの遵守事項 ・糞尿等の汚物を適正に処理し、悪臭、衛生害虫等の発生を防止すること。 ・道路、河川、公園その他の公共施設及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建物等を糞尿等の汚物で汚さないこと。		人口 登録犬 9,410人 443頭
松川村 (長野県)	松川村環境美化条例 平成11年3月31日公布・施行 平成12年4月1日改正	空き缶等、吸い殻等及びその他の廃棄物の散乱を防止するため必要な事項を定めることにより、清潔で美しい村づくりをめざすことを目的とする。	村民等が、犬又は猫その他のペット動物を飼養、又は保管するときの遵守事項 ・糞尿等の汚物を適正に処理し、悪臭、衛生害虫等の発生を防止すること。 ・道路、河川、公園その他の公共施設及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建物等を糞尿等の汚物で汚さないこと。		人口 登録犬 9,587人 565頭
白馬村 (長野県)	白馬村をきれいにする条例 平成9年3月21日公布 平成9年10月1日施行	空き缶等、吸い殻等及びその他の廃棄物の散乱を防止することに関し、村、村民等、事業者及び所有者等が一体になって、これらに関する施策の推進に必要な事項を定める事により、清潔で美しい村づくりをめざすことを目的とする。	犬又は猫等を飼養し、又は保管する時の遵守事項 ・糞尿等の汚物を適正に処理し、悪臭、衛生害虫等の発生を防止すること。 ・道路、河川、公園その他の公共施設及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建物等を糞尿等の汚物で汚さないこと。		人口 登録犬 8,738人 465頭
高山村 (長野県)	高山村を清潔で美しい生活環境とする条例 平成14年6月21日公布 平成14年10月1日施行	廃棄物の散乱防止に関し必要な事項を定めることにより、村、事業者、村民等及び土地所有者等の協働を図り、清潔で美しい村づくりを推進し、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。	飼い主が飼い犬を屋外で運動させる場合の遵守事項 ・飼い犬を綱、鎖等でつなぎ制御できるようにすること。 ・飼い犬のふんを処理するための用具を持参すること。 ・公共の場所及び他人の土地等を飼い犬のふんで汚したときは、飼い主は直ちに清掃等適正な処理を行うこと。		人口 登録犬 6,622人 384頭
各務原市 (岐阜県)	各務原市美しいまちづくり条例 平成11年3月30日公布 平成11年7月1日施行	地域環境の美化の促進、市民の清潔で快適な生活環境の確保を目的とする。	1 市民等の責務 2 事業者の責務 3 所有者等の責務 4 飼い主の責務 5 市の責務 6 市の施策への協力 7 環境美化監視員の設置 8 指導・助言・勧告・命令	勧告書 命令書	人口 登録犬 143,682人 7,736頭
羽島市 (岐阜県)	羽島市美しいまちづくり条例 平成12年3月28日公布 平成12年7月1日施行	空き缶等ごみの散乱、ふん害及び雑草の繁茂の防止について必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりの推進を図り、もって良好な生活環境を確保することを目的とする。	・目的 ・用語の定義 ・市民等の責務 ・事業者の責務 ・土地所有者の責務 ・飼い主の責務 ・市の責務 ・市の施策への協力 ・指導・助言・勧告・命令 ・公表 ・委任	勧告書 命令書 公表に関する理由陳述機会の付与通知書 理由書	人口 登録犬 66,298人 4,044頭
笠松町 (岐阜県)	笠松町美しいまちづくり条例 平成18年6月22日公布 平成18年10月1日施行	空き缶等の散乱、喫煙及び飼い犬等のふんの害並びに雑草の繁茂の防止について必要な事項を定め、町民等、事業者、土地の所有者等及び町が協働して、将来にわたり安全で快適な環境を保つことにより、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	1 町民等、事業者、土地所有者、飼い主、町の責務 2 ボイ捨ての禁止等 3 指導、勧告、措置命令、公表、罰則		人口 登録犬 22,404人 1,148頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
岐南町 (岐阜県)	岐南町飼い犬等のふん害の防止に関する要綱 平成7年11月16日告示 平成8年4月1日施行	飼い犬等のふん害の防止に関し必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図り、町民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・町民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告		人口 登録犬 25,619人 1,544頭
山県市 (岐阜県)	山県市環境保全条例 平成15年4月1日公布・施行	環境保全に対する市、市民及び事業者の責務を明らかにし、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の福祉向上を図る。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告		人口 登録犬 25,538人 1,672頭
瑞穂市 (岐阜県)	瑞穂市を清潔で美しいまちにする条例 平成15年5月1日公布 平成15年5月1日施行 (平成16年1月1日改正)	この条例は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むために必要な生活環境を確保するため、市、市民等、事業者及び占有者等が一体となって空き缶等のごみの散乱を防止するとともに、空き缶等のごみの清掃を行い、環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	1. 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2. 市民の協力 3. 飼い主の遵守事項 4. 勧告・命令・公表		人口 登録犬 55,090人 3,070頭
本巣市 (岐阜県)	本巣市きれいなまちづくり条例 平成16年2月1日公布 平成16年2月1日施行	空き缶のごみの散乱、ふん害及び雑草等の繁茂の防止について必要なことをさだめることにより、市民等事業者、飼い主、占有者等及び市が互いに責任を果たし、きれいなまちづくりの推進を図り、もって健康で安全かつ快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	1 市民の協力 2 飼い主の遵守事項 3 指導及び勧告	1 回収・清掃 勧告書 2 回収・命令 書	人口 登録犬 32,838人 2,386頭
北方町 (岐阜県)	北方町を清潔で美しいまちにする条例 平成6年9月26日公布 平成7年4月1日施行	町及び町民等、事業者、占有者等が一体となって空き缶等のごみの散乱を防止するとともに、空き缶等のごみの清掃を行い、環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりをめざすことを目的とする。	1 町民の協力 2 飼い主の遵守事項		人口 登録犬 18,281人 1,106頭
大垣市 (岐阜県)	大垣市美しいまちづくり条例 平成11年3月26日公布 平成11年10月1日施行	ふん害の防止について必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくり推進、良好な生活環境の確保を目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の遵守事項 4 助言、勧告及び命令 5 委任 6 その他		人口 登録犬 158,571人 9,315頭
海津市 (岐阜県)	海津市ポイ捨て等防止条例 平成17年3月28日公布 平成17年3月28日施行	ふん害の防止について必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくり推進、良好な生活環境の確保を目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の責務 4 市の責務 5 飼い主の遵守事項 6 指導及び助言 7 勧告及び命令 8 公表		人口 登録犬 32,725人 2,567頭
養老町 (岐阜県)	養老町美しいまちづくり条例 平成15年9月30日公布 平成16年4月1日施行	ふん害の防止について、必要な事項を定めることにより飼い主がお互いに責任を果たし清潔で美しいまちづくりの推進を図り、良好な生活環境の確保を目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の遵守事項 4 指導及び勧告 5 委任 6 その他		人口 登録犬 26,741人 1,911頭
垂井町 (岐阜県)	垂井町ポイ捨て等防止条例 平成11年3月26日公布 平成11年10月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を確保し、清潔なまちづくりを推進することを目的とする。	1 飼い主の責務 2 飼い主の遵守事項 3 指導及び勧告 4 その他		人口 登録犬 26,626人 1,547頭
関ヶ原町 (岐阜県)	関ヶ原町まちをきれいにする条例 平成11年3月30日公布 平成11年10月1日施行	ふん害の防止について必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を確保し、もって清潔なまちづくりを推進することを目的とする。	1 飼い主の責務 2 飼い主の遵守事項 3 指導及び助言 4 勧告、命令及び公表 5 罰則 6 委任		人口 登録犬 6,766人 473頭
神戸町 (岐阜県)	神戸町きれいなまちづくり条例 平成19年12月21日公布 平成20年4月1日施行	空き缶等のごみ散乱、ふん害及び雑草の繁茂の防止について必要な事項を定めることにより町民等、事業者、飼い主、土地の所有者等及び町がお互いに責任を果たし、協働による清潔できれいなまちづくりの推進を図り、もって良好な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	1 町民等の責務 2 事業者の責務 3 飼い主の責務 4 土地所有者の責務 5 宣伝物の配布者の責務 6 催し物の開催者の責務 7 町の責務 8 指導・助言・勧告・命令	1 勧告書 2 命令書	人口 登録犬 18,601人 1,089頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
輪之内町 (岐阜県)	輪之内町ポイ捨て等防止条例 平成11年3月23日公布 平成11年4月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を確保し、もって清潔なまちづくりを推進することを目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 町民の協力 3 飼い主の遵守事項 4 指導及び勧告 5 その他		人口 登録犬 9,719人 682頭
大野町 (岐阜県)	大野町美しいまちづくり条例 平成17年9月28日公布 平成18年1月1日施行 (平成24年7月1日改正)	ふん害の防止について必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を確保し、快適な美しいまちづくりを推進することを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	・飼い犬のふん害等勧告書 ・命令書	人口 登録犬 22,483人 1,698頭
池田町 (岐阜県)	池田町美しいまちづくり条例 平成13年3月22日公布 平成13年4月1日施行	空き缶等のごみ散乱、ふん害及び雑草の繁茂の防止について必要な事項を定めることにより町民等、事業者、飼い主、土地の所有者等及び町がお互いに責任を果たし、清潔で美しいまちづくりの推進を図り、もって良好な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	① 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ② 市民の協力 ③ 飼い主の遵守事項 ④ 指導及び勧告	・飼い犬のふん害等勧告書 ・命令書	人口 登録犬 23,430人 1,393頭
揖斐川町 (岐阜県)	揖斐川町美しいまちづくり条例 平成17年1月31日公布 平成17年1月31日施行	ごみやふん害、雑草の繁茂の防止について定め、清潔で美しいまちづくりの推進を図る。	① 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ② 市民の協力 ③ 指導及び勧告	①飼い犬のふん害等勧告書 ②命令書	人口 登録犬 19,671人 1,331頭
関市 (岐阜県)	関市ポイ捨て等防止条例 平成9年9月30日公布 平成10年4月1日施行 (平成16年10月6日改正)	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を確保し、もって清潔なまちづくりを推進することを目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 市民等の責務 3 飼い主の遵守事項 4 指導及び助言 5 勧告及び命令 6 罰則 7 両罰規定	1 ふん害防止勧告書 2 ふん害防止命令書	人口 登録犬 85,886人 5,272頭
美濃市 (岐阜県)	美濃市まちを美しくする条例 平成11年12月17日公布 平成12年4月1日施行	空き缶等のごみの散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図り、もって水と緑の快適な自然環境を保全し、市民の快適な生活を確保することを目的とする。	飼い主の責務 飼い主の遵守事項 飼い主の協力		人口 登録犬 19,353人 1,083頭
郡上市 (岐阜県)	郡上市ポイ捨て等防止条例 平成16年3月1日公布 平成16年3月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を確保し、もって清潔なまちづくりを推進することを目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の遵守事項 4 指導及び勧告 5 委任 6 その他	飼い犬のふん害等 勧告書 命令書	人口 登録犬 38,972人 2,295頭
美濃加茂市 (岐阜県)	美濃加茂市ポイ捨て等防止条例 平成10年12月25日公布 平成11年4月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより環境美化の促進を図り清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 市民の協力 3 指導及び勧告 4 その他	1 飼い犬のふん害等勧告書	人口 登録犬 57,018人 3,299頭
可児市 (岐阜県)	可児市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成11年3月25日公布 平成11年10月1日施行	環境美化の促進を図り、市民の快適な生活を確保する。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の遵守事項 4 指導及び勧告 5 委任 6 その他	1 飼い犬のふん害等勧告書	人口 登録犬 99,755人 6,662頭
坂祝町 (岐阜県)	坂祝町ポイ捨て等防止条例 平成23年3月18日公布 平成23年4月1日施行	この条例は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図り、もって清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 町民の責務 3 飼い主の責務 4 指導及び勧告 5 その他	1 勧告書 2 命令書	人口 登録犬 8,319人 448頭
富加町 (岐阜県)	富加町ポイ捨て等防止条例 平成11年3月23日公布 平成11年7月1日施行	この条例は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図り、もって清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 飼い主の遵守事項 3 指導及び勧告		人口 登録犬 5,600人 408頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
川辺町 (岐阜県)	川辺町環境美化条例 平成15年12月22日公布 平成16年4月1日施行	空き缶等散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図り、もって清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 飼い主の遵守事項 3 指導及び勧告 4 その他	1 飼い犬のふん害等勧告書 2 その他	人口 登録犬 9,798人 597頭
七宗町 (岐阜県)	七宗町を清潔で美しいまちにする条例 平成14年3月15日公布 平成14年4月1日施行	町民が健康で安全かつ快適な生活を営むに必要な生活環境を確保するため、町、町民等、事業者及び占有者等が一体となつてごみ等の散乱を防止するとともに、ごみ等の清掃を行うことにより環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりをめざすことを目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の遵守事項 4 指導及び勧告		人口 登録犬 3,412人 298頭
八百津町 (岐阜県)	八百津町ポイ捨て及びふん害防止に関する条例 平成12年3月22日公布 平成12年4月1日施行	地域の環境美化に努め、清潔で快適な生活環境を確保することを目的とする。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の遵守事項 4 指導及び勧告 5 委任 6 その他	1 飼い犬のふん害等勧告書 2 その他	人口 登録犬 10,181人 731頭
白川町 (岐阜県)	白川町美しいまちづくり条例 平成15年3月14日公布 平成15年4月1日施行	町民一人ひとりの環境美化事業への積極的な参画により、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	1 飼い主の遵守事項 2 指導及び勧告	飼い犬のふん害等勧告書	人口 登録犬 7,357人 525頭
御嵩町 (岐阜県)	御嵩町飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成12年6月15日公布 平成12年9月1日施行	飼い犬のふんの処理に関し、飼い主の責任の明瞭化等必要な事項を定めることにより、ふん害の防止に関する意識の高揚を図り、もって町民の清潔で快適な生活環境を保全することを目的とする。	1 町の責務 2 飼い主の責務 3 町民の権利 4 飼い主の遵守事項 5 指導及び勧告 6 命令及び公表 7 委任 8 罰則 9 両罰規定	1 飼い犬等のふん害の防止勧告書 2 飼い犬等のふん害の防止勧告履行命令書	人口 登録犬 17,609人 1,428頭
瑞浪市 (岐阜県)	瑞浪市まちをきれいにする条例 平成9年12月24日公布 平成10年4月1日施行	市民等一人ひとりの心配りにより、良好な生活環境を確保し、清潔で美しいまちづくりを推進すること。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 飼い主の遵守事項		人口 登録犬 36,750人 1,966頭
多治見市 (岐阜県)	多治見市をごみの散らばっていないきれいなまちにする条例 平成15年12月22日公布 平成16年4月1日施行	市、市民等、事業者、飼い主、土地所有者等と自主活動団体が一緒になって、環境の美化を図るとともに、市民の生活環境を向上させること。	1 飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 2 飼い主の遵守事項		人口 登録犬 106,844人 6,850頭
中津川市 (岐阜県)	中津川市ポイ捨て等防止条例 平成12年3月23日公布 平成12年7月1日施行	快適な生活環境を確保するため、空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	1 市の責務 2 市民等の責務 3 事業者の責務 4 飼い主の遵守事項 5 指導・勧告 6 命令及び公表		人口 登録犬 75,848人 5,023頭
恵那市 (岐阜県)	恵那市空き缶等ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成16年10月25日公布 平成16年10月25日施行	環境美化の推進を図り、もって市民の快適な生活を確保することを目的とする。	1 市の責務 2 市民等の責務 3 事業者の責務 4 飼い主の責務 5 指導及び助言 6 勧告及び命令 7 公表		人口 登録犬 48,234人 3,142頭
高山市 (岐阜県)	高山市ポイ捨て等及び路上喫煙禁止条例 平成20年3月27日公布 平成20年4月1日施行	吸い殻、空き缶等のポイ捨て及び飼い犬等のふんの放置(以下「ポイ捨て等」という。)並びに路上喫煙の禁止について必要な事項を定めることにより、市民等、事業者、土地所有者等及び市が協働して環境の美化を図り、もって快適な生活環境を確保し、国際観光都市にふさわしい環境の整備に資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導	命令書	人口 登録犬 85,285人 4,667頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
飛騨市 (岐阜県)	飛騨市ポイ捨て等防止条例 平成16年2月1日公布 平成16年2月1日施行	市民が健康で安全かつ快適な生活を営むのに必要な生活環境を確保するため、市民等、事業者、土地又は建物の占有者等及び市が一体となってポイ捨てによる空き缶等のごみの散乱を防止するとともに、犬猫のふん害の防止について必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導、助言		人口 登録犬 22,672人 1,124頭
白川村 (岐阜県)	白川村ポイ捨て等防止条例 平成12年3月14日公布 平成12年3月14日施行	村民が健康で安全かつ快適な生活を営むのに必要な生活環境を確保するため、村民等、事業者、土地又は建物の占有者等及び村が一体となってポイ捨てによる空き缶等のごみの散乱を防止するとともに、犬猫のふん害の防止について必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図り、清潔で美しい村づくりを目指すことを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 村民の協力 飼い主の遵守事項 指導		人口 登録犬 1,495人 98頭
下呂市 (岐阜県)	下呂市ごみの不法投棄の防止等に関する条例 平成16年3月1日公布 平成16年3月1日施行	市の区域内におけるごみの不法投棄、散乱の防止、その他良好な環境の保持を推進することにより、清潔で明るいまちづくりを目指す。	1 飼犬のふん害等の防止に関する啓発 2 市民の協力 3 飼い主の遵守事項 4 指導及び勧告	1 回収・清掃 勧告書 2 回収・清掃 命令書	人口 登録犬 30,824人 1,513頭
下田市 (静岡県)	下田市美しいまちづくりを推進する条例 平成16年10月7日公布 平成17年1月1日施行	市民一人ひとりの地域環境保全に対する意識を向上させ、それぞれの役割を明確にすることにより、協力・連携して地域の環境を自ら保全することを図り、それにより美しいまちづくりを推進して、市民誰もが良好で快適な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い主の糞害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項	・勧告書 ・措置命令	人口 登録犬 約2.1万人 1,104頭
河津町 (静岡県)	河津町きれいな町づくり条例 平成13年3月7日公布 平成13年9月1日施行	環境の保全についての基本理念を定め、並びに町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する必要な事項を定めることにより、町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	公共の場所等の清潔保持に努める。 空き缶、空きびん、プラスチック容器、たばこの吸殻、ガム、犬等の糞その他の廃棄物を放棄してはならない。		人口 登録犬 7,090人 371頭
三島市 (静岡県)	三島市ごみの不法投棄等防止条例 平成9年12月17日制定 平成10年6月1日施行	ゴミの不法投棄及び飼い犬のふんの放置を防止することにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	市民等の責務 市の責務 禁止行為 指導及び助言 勧告及び公表		人口 登録犬 約11万人 4,957頭
沼津市 (静岡県)	沼津市飼い犬条例 昭和41年3月30日公布 昭和41年4月1日施行 (平成4年3月30日、平成17年3月29日改正)	飼い犬の管理を適正に行なわせることにより、社会生活の安全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	飼い主の遵守事項		人口 登録犬 約19.5万人 8,880頭
	沼津市まちをきれいにする条例 平成7年10月23日公布 平成8年4月1日施行 (平成10年3月26日改正)	ごみのポイ捨て及び飼い犬のふんの放置を防止することにより、本市の美観を保全し、良好な生活環境の確保に資することを目的とする。	市民等の責務 禁止行為		
裾野市 (静岡県)	裾野市飼い犬条例 昭和48年12月24日公布 昭和49年1月1日施行	飼い犬の管理を適正に行わせることにより社会生活の安全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	所有者等の遵守事項 ・飼い犬を飼育する場所の内外は常に清潔にし汚物は衛生的に処理すること。		人口 登録犬 5.2万人 3,122頭
清水町 (静岡県)	清水町環境美化条例 平成9年9月22日公布 平成10年4月1日施行	ごみのポイ捨て及び散乱並びに飼い犬のふんの放置を防止することにより、清潔で美しい景観を保全し、快適な生活環境を確保することを目的とする。	「禁止行為」町民等は公共の場所等において自らの飼い犬が排泄したふんを放置してはならない。	なし	人口 登録犬 32,192人 1,377頭
長泉町 (静岡県)	長泉町清潔で美しいまちづくり条例 平成9年3月27日制定 平成9年10月1日施行	環境美化及びごみの散乱防止に関する活動を行うことにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、快適な生活環境を確保することを目的とする。	(町民等の責務)町民等飼い犬を散歩させる場合は、ふんの処理用具を携帯し、当該飼い犬の排泄したふんを回収し、持ち帰らなければならない。	なし	人口 登録犬 約4.3万人 1,624頭
函南町 (静岡県)	函南町まちをきれいにする条例 平成10年3月6日公布 平成10年3月6日施行	この条例は、ごみのポイ捨て及び飼い主のふんの放置を防止することにより、町の美観を保全し、快適な生活環境を確保することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する責務 公共の場所等における禁止行為 指導員による指導 当該違反者の氏名等の公表		人口 登録犬 37,639人 2,228頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
小山町 (静岡県)	小山町飼い犬条例 昭和41年6月20日公布 昭和41年7月1日施行	狂犬病予防法に規定するものを除くほか、飼い犬の管理の適正に行わせることにより、境生活の安全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	町の責務 町民等の責務 ふん放置の禁止等 措置命令 立入調査	措置命令書 飼い犬が人を かんだ届出	人口 登録犬 18,123人 1,073頭
富士市 (静岡県)	富士市誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりの推進に関する条例 平成28年3月29日公布 平成28年6月1日施行	快適な生活環境を保全・創造することで、人々が永く住み続けたい、何度も訪れたいと感じる魅力に満ちた美しいまちを築く。	公共の場所・他人の土地でのポイ捨て禁止・ふん放置禁止	指導又は勧告 通知書措置命令書	人口 登録犬 約25.3万人 15,557人
藤枝市 (静岡県)	藤枝市まちをきれいにする条例 平成15年7月1日公布 平成15年10月1日施行	地域環境の美化を推進するため、市民一人ひとりの環境美化に対する意識を向上させ、市、市民等、事業者、所有者等の責任と役割を明確に示すとともに、それぞれ協力、連携し地域の環境を自ら守り、市民の誰もが安全で快適な生活を営むことのできる良好な生活環境を確保する。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導・勧告・措置命令	飼い犬のふん害等勧告書 命令書 通知書	人口 登録犬 約14.4万人 8,490頭
焼津市 (静岡県)	焼津市環境美化推進条例 平成9年3月31日公布 平成9年4月1日施行 (平成20年11月1日改正)	市民等、事業者、所有者等その他の関係者及び市が一体となって、ごみのポイ捨て及び散乱並びに落書きの防止、空き地の適正な管理等の措置を講ずることにより、清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	・定義 ・市の責務 ・市民等の責務 ・ふんの放置の禁止等 ・指導又は勧告 ・措置命令 ・立入調査 ・指名等の公表	勧告書 措置命令書	人口 登録犬 約13.9万人 7,637頭
島田市 (静岡県)	ごみのない美しいまちづくり条例 平成17年5月5日公布 平成17年5月5日施行	環境美化及び資源の再利用に関する活動を行なうことにより資源の有効利用の促進を図り、もってごみのない美しいまちづくりを推進することを目的とする。	・市民はみだりに空き缶、空瓶、吸殻等のごみを捨ててはならない ・犬を散歩させる場合は、犬の排泄物を持ち帰らなければならない	指導及び助言 立入検査 勧告及び公表	人口 登録犬 約9.8万人 5,453頭
吉田町 (静岡県)	吉田町ごみのないクリーンなまちづくり条例 平成10年3月20日公布 平成10年10月1日施行	環境美化及び資源の再利用に関する活動を行うことにより資源の有効利用の促進を図り、もってごみのないクリーンなまちづくりを推進することを目的とする。	町民の責務	様式の規定なし	人口 登録犬 約3.0万人 1,911頭
磐田市 (静岡県)	磐田市迷惑防止条例 平成26年12月22日公布 平成27年4月1日施行	迷惑行為の防止及び環境の美化に関し必要な事項を定めることにより、市民等及び事業者の意識の向上を図り、迷惑行為のない快適で良好な生活環境を実現することを目的とする。	飼い犬のふんの放置の禁止、指導又は勧告	勧告書 命令書	人口 登録犬 約17万人 9,296頭
袋井市 (静岡県)	袋井市まちを美しくする条例 平成18年6月30日公布 平成18年9月1日施行 (平成24年11月1日一部改正)	環境の保全及び創造についての基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来のすべての市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	飼い主の責務 投棄の禁止 空き地の管理 指導及び勧告	なし (口頭注意、指導)	人口 登録犬 約8.8万人 4,711頭
森町 (静岡県)	森町環境美化条例 平成14年12月25日公布 平成15年4月1日施行	空き缶等及びごみの散乱並びに飼い犬のふんの放置を防止し、並びに空き缶等の回収及び再資源化を促進するための措置を講ずること等により、資源の有効利用及び近隣の自治体との広域的な環境の美化の促進を図り、もって快適な生活環境の保全と清潔で美しいまちづくりに寄与することを目的とする。	・投棄の禁止 ・犬のふんの放置の禁止 ・回収容器の設置・管理等 ・空き地の管理 ・助言又は勧告	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約1.8万人 1,146頭
掛川市 (静岡県)	掛川市良好な生活環境の確保に関する条例 平成17年12月22日公布 平成18年4月1日施行	この条例は、生活環境の保全に関する市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、生活環境の保全その他必要な事項を定めることにより、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な生活環境を確保することを目的とする。	動物の適正な飼養	措置命令書	人口 登録犬 約11.8万人 6,420頭
菊川市 (静岡県)	菊川市畜犬管理条例 平成17年1月17日公布 平成17年1月17日施行 菊川市畜犬管理条例施行規則 平成17年1月17日公布 平成17年1月17日施行	畜犬の放し飼いによる人、家畜及び農作物の被害を防止するため畜犬の管理について必要な事項を定めるものとする。	畜犬の係留 遵守事項 畜犬の加害の届出 畜犬による被害の届出 加害畜犬に対する処理 立入調査	畜犬係留除外申請書 畜犬係留除外許可書 畜犬加害届 畜犬による被害届 畜犬飼育者に対する措置命令書 畜犬飼育立入調査証	人口 登録犬 約4.7万人 3,029頭
御前崎市 (静岡県)	御前崎市飼い犬条例 平成16年4月1日施行	飼い犬の管理を適正に行わせることにより、社会生活の安全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	・管理上の注意 ・遵守事項 ・措置命令 ・立入調査		人口 登録犬 約3.2万人 2,317頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
湖西市 (静岡県)	湖西市美しい生活環境を確保する条例 平成22年3月19日公布 平成22年5月30日施行	迷惑行為のない美しい生活環境を確保するため、市民等、事業者及び市のそれぞれの責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、市民等及び事業所の意識の向上を図り、思いやりのある行動を促し、もって美しい生活環境を実現することを目的とする。	・市の責務 ・市民等の責務 ・フンの放置及び投棄の禁止 ・指導または勧告 ・命令、公表	措置命令書	人口 登録犬 約6万人 3,688頭
一宮市 (愛知県)	一宮市飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成13年12月20日公布 平成14年4月1日施行	市民の快適な生活環境を確保する。	・飼い犬のふん害防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・命令 ・罰則	・飼い犬等のふん害防止勧告書 ・飼い犬等のふん害防止勧告履行命令書	人口 (令和2年 4月1日時点) 登録犬 (令和元年度 末時点) 約38.5万人 21,843頭
瀬戸市 (愛知県)	瀬戸市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成12年6月30日公布 平成12年10月1日施行	この条例は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、都市環境の美化を図り、もって市民の快適な生活の確保に寄与することを目的とする。	市民等、事業者、所有者、飼い主及び市の責務 指導及び助言 協力要請	なし	人口 登録犬 129,410人 7,995頭
半田市 (愛知県)	半田市環境保全条例 平成19年3月30日公布 平成19年4月1日施行	この条例は、生活環境及び地球環境の保全並びに循環型社会の形成(以下「生活環境の保全等」という。)についての基本理念と市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、生活環境の保全等に関し必要な事項を定め、これに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、本市における現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。	・飼犬等のふん害防止等(第40条) ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・勧告及び命令 ・罰則(第50条)		人口 登録犬(令和 2年3月31日) 約11.9万人 7,176頭
春日井市 (愛知県)	春日井市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成8年3月29日公布 平成8年10月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、都市環境の美化を図り、もって市民の快適な生活を確保することを目的とする。	・飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告、顕彰、命令、罰則	・ふん害防止勧告書 ・ふん害防止命令書	人口 登録犬 311,129人 19,037頭
豊川市 (愛知県)	豊川市ポイ捨て及びふんの放置の防止に関する条例 平成22年3月30日公布 平成22年10月1日施行	豊川市環境基本条例(平成21年豊川市条例第14号)の本旨(※)を達成するため、ポイ捨て及びふんの放置の防止について必要な事項を定める。(※)環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 重点地域の指定 実施計画 飼い主の遵守事項 勧告及び命令	勧告書 命令書 過料処分決定 通知書 告知弁明書	人口 登録犬 (R2.3.31) 約18万人 11,935頭
津島市 (愛知県)	飼犬を伴う散歩に関する条例 昭和57年4月1日公布・施行	飼犬を伴う散歩時における生活環境の汚損を防止することを目的とする。	飼い主の遵守事項 措置命令		人口 登録犬(令和2 年4月1日) 約6.2万人 4,163頭
碧南市 (愛知県)	碧南市空き缶等ごみ散乱防止に関する条例 平成7年12月22日公布 平成8年4月1日施行	空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻、飼い犬のふん等ごみの散乱の防止について市民、事業者及び市が一体となって推進することが極めて重要であることにかんがみ、それぞれが分担するごみの散乱の防止についての責務を明らかにするとともに、環境の美化及び市民の快適な生活の確保を図るため、市が実施するごみの散乱の防止の施策について基本的な事項を定めるものとする。	市民、事業者、土地占有者等、市の責務		人口 登録犬 73,180人 4,378頭
安城市 (愛知県)	安城市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成7年9月29日公布 平成7年11月1日施行 (平成17年11月1日一部改正)	この条例は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱防止及び飼い犬等のふんの放置防止について、市民等、事業者、土地占有者等、飼い主及び市の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の美化を図り、もって市民の快適な生活の確保に寄与することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び助言		人口 登録犬 190,368人 9,483頭
西尾市 (愛知県)	西尾市空き缶等ごみ散乱防止条例 平成8年4月1日公布 平成8年4月1日施行 (平成23年4月1日一部改正)	この条例は、空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻、飼い犬のふん等ごみの散乱の防止について市民、事業者及び市が一体となって推進することが極めて重要であることにかんがみ、それぞれが分担するごみの散乱の防止についての責務を明らかにするとともに、市が実施するごみの散乱の防止に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の美化図り、もって市民の快適な生活の確保に寄与することを目的とする。	市民の協力 ごみ散乱防止市民行動週間 指導及び助言 勧告及び公表	勧告書	人口 登録犬 172,114人 10,591頭
蒲郡市 (愛知県)	蒲郡市空き缶等ごみ散乱防止条例 平成7年12月25日公布 平成7年12月25日施行	市民、事業者、市等が一体となって、空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻等ごみの散乱防止に努め、観光都市蒲郡にふさわしい環境を創出し、もって市民の快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする	飼い主のふん害等の防止に関する啓発	指導及び助言・勧告	人口 登録犬 約8万人 4,101頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
犬山市 (愛知県)	犬山市飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成10年3月27日公布 平成10年10月1日施行	飼い犬等のふん害防止に関し、飼い主の責任の明確化等必要な事項を定めることにより、もって市民の連帯感の育成と快適な生活環境を確保することを目的とする。	飼い犬等のふん害の防止に関する啓発 ・飼い主の協力、遵守事項 ・指導・勧告及び命令	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約7.3万人 4,524頭
常滑市 (愛知県)	常滑市環境美化条例 平成16年12月27日公布 平成17年4月1日施行	ごみ等の散乱及び愛がん動物のふんの放置等の防止について必要な事項を定め、市民等、事業者、土地の所有者等及び市が一体となり地域の環境美化の促進を図り、もって清潔で快適な生活環境の向上に資することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約5.9万人 3,813頭
江南市 (愛知県)	江南市飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成15年6月30日公布 平成15年10月1日施行	飼い犬等のふん害の防止について必要な事項を定めることにより、環境の美化を図るとともに、市民の生活環境を保全することを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導、勧告及び公表	・飼い犬等のふん害防止指導書 ・飼い犬等のふん害防止勧告書	人口 登録数 100,478人 5,791頭
小牧市 (愛知県)	小牧市快適で清潔なまちづくり条例 平成19年9月14日公布 平成20年4月1日施行	小牧市環境基本条例(平成15年小牧市条例第11号)の基本理念にのっとり、地域環境の身近な問題について、市、市民等及び事業者の役割を明らかにし、それぞれがこの役割の下、地域環境の保全及び美化の促進を図り、もって市民の快適で清潔な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導・勧告及び命令・罰則	勧告書 命令書	人口 登録犬(令和2年3月31日現在) 約15.3万人 10,042頭
稲沢市 (愛知県)	稲沢市快適で住みよいまちづくり条例 平成20年12月25日公布 平成21年4月1日施行	市民、事業者及び土地所有者等、並びに市の責務を明らかにし、市民の清潔で快適な生活環境の確保と地域における環境美化の促進を図り、もってきれいなまちづくりに資する。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害等勧告書 命令書	人口 登録犬(令和2年3月31日) 約13.6万人 8,336頭
新城市 (愛知県)	しんしろ安全・安心で快適なまちづくり条例 平成18年9月25日公布 平成18年10月1日施行	犯罪、事故その他生活環境に影響を及ぼすような不安、危険、脅威及び迷惑行為を防止するため、市民、事業所及び市の責務を明らかにするとともに、安全・安心で快適なまちづくりの推進に関して基本的な事項を定めることにより、市民が安心して快適に暮らすことのできる地域社会の実現をめざすことを目的とする。	・ごみのポイ捨て防止 ・ペット(動物)の適正な管理 ・喫煙者のモラル ・空地空家の適正管理 ・落書き等の防止	なし	人口 登録犬 約4.6万人 3,278頭
東海市 (愛知県)	東海市空き缶等ごみ散乱防止条例 平成7年9月29日公布 平成22年4月1日施行 (平成13年3月30日一部改正)	空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻、飼い犬のふん等ごみの散乱の防止について市民、事業者、土地占有者等及び市が一体となって推進することが極めて重要であることにかんがみ、それぞれが分担するごみの散乱の防止についての責務を明らかにするとともに、市が実施するごみの散乱の防止に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の美化を図り、もって市民の快適な生活の確保に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等防止に関する啓発 市民の協力		人口 登録犬 (令和2年3月31日時点) 約11.5万人 5,828頭
大府市 (愛知県)	「健康都市おおぶ」みんなで美しいまちをつくる条例 平成21年12月25日公布 平成22年4月1日施行 (最終改正施行日:令和2年4月1日)	市民、事業者及び市の役割を明らかにし、それぞれがその役割を果たし、協働して取組を進めるとともに、快適で清潔な暮らしを阻害する行為を禁止することにより、「健康都市おおぶ」にふさわしい美しいまちをつくることを目的とする。	ペットのふんを公共の場所や、他人の土地に放置したり、投棄させない	飼い犬のふん害等 ・指導、勧告 ・命令 ・罰則	人口 登録犬 92,670人 4,980頭
知多市 (愛知県)	知多市環境美化条例 平成15年3月26日公布 平成15年4月1日施行	ごみ等の散乱及び愛がん動物のふんの放置等の防止について必要な事項を定め、市、市民等、事業者及び土地の所有者等が一体となり地域の環境美化の促進を図り、もって清潔で快適な生活環境の向上に資することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導、勧告及び公表	勧告書 命令書	人口 登録犬 約8.5万人 4,983頭
知立市 (愛知県)	知立市環境美化推進条例 平成23年3月25日公布 平成23年10月1日施行	市、市民、事業者等が一体となって、空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに動物のふん害を防止するとともに、地域の環境美化の推進及び快適な生活環境の保全を図り、もって清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	ポイ捨て及び飼い主のふん害等の防止に関する啓発、市民の協力、飼い主の遵守事項、指導、勧告及び命令・罰則	犬のふん害等 勧告書・命令書・通知書	人口 登録犬 約7.2万人 3,484頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
尾張旭市 (愛知県)	尾張旭市良好で快適な生活環境を確保する条例 平成21年6月30日公布 平成21年9月1日施行	尾張旭市環境基本条例の基本理念にのっとり、身近な生活環境の問題について、市、市民等及び事業者の責務を明らかにすることにより、市民の良好で快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	犬を飼養し、又は保管する者は、犬が公共の場所等においてふんを排せつしたときは、回収し、持ち帰らなければならない。		人口 登録犬 約8.4万人 4,816頭
高浜市 (愛知県)	高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例 平成21年4月1日公布 平成21年4月1日施行	地域の環境美化に関する課題について、市民等、事業者及び市の役割を明らかにし、それぞれが分担する役割の下、協働して取り組みを進めるとともに、快適で清潔な暮らしを阻害する行為を禁止すること等により、環境の美化を図り、もっときれいで住みよい地域社会を実現することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害等勧告書 命令書	人口 登録犬 約4.8万人 3,453頭
岩倉市 (愛知県)	岩倉市清潔で美しいまちづくり条例 平成13年12月21日公布 平成14年4月1日施行	地域の環境美化に関する課題について、市民等、事業者及び市の責務を明らかにし、清潔で美しいまちづくりの推進を図り、もって良好な生活環境の確保を図ることを目的とする。	・飼い犬等の良好な飼養管理に努め、ふん害を防止するため、ふんを処理するための用具を携行し、ふんをしたときは、直ちに回収しなければならない。 ・指導及び助言 ・勧告、命令、公表	勧告書 命令書	人口 登録犬(令和2年3月31日) 約4.8万人 2,362頭
豊明市 (愛知県)	豊明市空き缶等のごみポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成8年12月24日制定 平成9年4月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等のごみの散乱及びふん害防止について必要な事項を定めることにより、環境の美化を図り、もって市民の快適な生活の確保に寄与することを目的とする。	飼い主の責務 市民の協力 指導、助言及び勧告		人口 登録犬 69,027人 4,378頭
日進市 (愛知県)	日進市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成12年12月21日公布 平成13年4月1日施行	環境美化の促進を図り、もって市民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。	-	-	人口 登録犬 約9.2万人 5,369頭
田原市 (愛知県)	田原市環境保全条例 平成28年3月23日公布 平成28年7月1日施行	市民の健康の確保及び環境への負荷の低減を図るとともに、市、市民等及び事業者の協働による快適で清潔な生活環境の保全及び地球温暖化の防止に関する施策を推進し、もって田原市の良好な生活環境の保全に資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導又は勧告	・指導記録書 ・勧告書 ・命令書 ・告知書 ・告知に関する弁明書 ・過料処分通知書 ・督促状	人口 登録犬 約6.1万人 3,837頭
清須市 (愛知県)	清須市飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成17年7月7日公布 平成17年7月7日施行	飼い主の責任としての飼い主等のふんの処理に関し必要な事項を定めることにより、飼い主等のふん害の防止に関する意識の高揚を図り、市民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	なし	人口 登録犬 約6.9万人 3,804頭
北名古屋市 (愛知県)	北名古屋市飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成18年3月20日公布 平成18年3月20日施行	飼い主の責任としての飼い犬等のふんの処理に関し必要な事項を定めることにより、飼い犬等のふん害の防止に関する意識と高揚を図り、市民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	・飼い犬等のふん害等の防止勧告書 ・防止勧告履行命令書	人口 登録犬 86,113人 5,176頭
みよし市 (愛知県)	みよし市ポイ捨て等の防止に関する条例 平成23年12月22日公布 平成24年4月1日施行	ポイ捨て及び飼い犬等のふんの放置を防止することにより、環境美化の推進を図り、もって市民等の快適な生活環境を確保することを目的とする。	ふんの放置の禁止 指導、勧告及び命令 罰則	記録書 勧告書 命令書	人口 登録犬 約6.1万人 3,905頭
あま市 (愛知県)	あま市清潔で美しいまちづくり条例 平成30年4月13日公布 平成30年4月13日施行	生活環境の保全に関し必要な事項を定め、市、市民等、事業者及び所有者等の役割を明らかにすることにより、環境美化意識の向上を図り、もって清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	犬、猫等の適正管理	なし	人口 登録犬 約8.9万人 5,477頭
東郷町 (愛知県)	東郷町ポイ捨て等禁止条例 平成24年3月22日公布 平成24年7月1日施行	ごみのポイ捨て及び飼い犬のふんの放置を禁止することにより、美しいまちづくりを推進し、もって清潔で快適な生活環境を確保することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 勧告、命令、公表	勧告書 命令書 告知書 弁明書 過料処分決定書	人口 登録犬 約4.4万人 3,002頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
長久手市 (愛知県)	長久手市美しいまちづくり条例 平成17年1月11日公布 平成17年3月1日施行 (平成23年4月1日改正)	長久手市の環境を活かした魅力あるまちづくりのためには、地域が一体となって良好な環境を守り、育てていくことが大切であるとの認識のもとに、魅力ある景観の保全と創出、良好な住環境の形成、みどりの推進及び環境美化の推進に関する基本的な事項を定め、住民、事業者及び市が協働して取り組むことにより、誰もが住みやすい美しいまちを実現することを目的とする。	(飼い犬等のふん害の防止) 飼い主は、みだりに飼い犬等のふんを放置することなく、適切に処理しなければならない。	なし	人口 登録犬 約5.9万人 3,475頭
東浦町 (愛知県)	東浦町ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成9年3月21日公布 平成9年10月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害(以下「ポイ捨て等」という。)の防止について住民、事業者及び町が一体となって推進することが極めて重要であることにかんがみ、それぞれが分担するポイ捨て等の防止についての責務を明らかにするとともに、町が実施するポイ捨て等の防止に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の美化を図り、もって住民の快適な生活を確保することを目的とする。	・飼い主等の責務 ・ポイ捨て及びふん害防止強調の日 ・指導及び助言 ・飼い主等の遵守事項 ・ポイ捨て及びふん害防止重点地域		人口 登録犬 約5.0万人 3,217頭
美浜町 (愛知県)	美浜町まちをきれいにする条例 平成9年3月28日公布 平成9年10月1日施行	この条例は、空き缶等、吸い殻等その他の廃棄物の散乱を防止することに関し、町、町民等、事業者、観光業者及び所有者等の責務を明らかにするとともに、これらに関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び美観の保護を図り、もって良好な環境の保全及び創造に寄与することを目的とする。	町民等は、犬又はねこを飼養し、又は保管するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) ふん尿等の汚物を適正に処理し、悪臭、衛生害虫等の発生を防止すること。 (2) 道路、河川、海岸、公園その他の公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建物等をふん尿等の汚物で汚さないこと。	なし	人口 登録犬 約2.2万人 1,806頭
武豊町 (愛知県)	武豊町空き缶等ごみ散乱防止条例 平成8年3月25日公布 平成8年4月1日施行	この条例は、空き缶等ごみの散乱の防止について町民等、事業者、土地占有者等及び町が一体となって推進することが極めて重要であることにかんがみ、それぞれが分担するごみの散乱の防止についての責務を明らかにするとともに、町が実施するごみの散乱の防止に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の美化を図り、もって町民の快適な生活の確保に寄与することを目的とする。	(該当部分のみ抜粋) 第10条 次の各号に掲げるものは、ごみの散乱を防止するために、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。 (4) 犬その他の動物を飼育する者は、その動物のふんを道路、公園等に放置しないようにしなければならない。 2 町長は、前項の規定に違反する行為により、周辺の生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、当該違反行為者に対し、適当な措置を講じるよう勧告することができる。	なし	人口 登録犬 約4.3万人 2,809頭
桑名市 (三重県)	桑名市環境美化条例 平成16年12月6日公布 平成16年12月6日施行	地域自治体間の共通認識の下、人の活動により生ずる廃棄物の適正な処理並びに公共空間の美化及び緑化を推進することにより、環境への負荷を低減し、現在及び将来の市民等の安全、健康で文化的な生活の確保及び良好な環境の保全に資することを目的とする。	飼い犬のふんの放置の禁止 指導又は勧告 措置命令	勧告 通知書 措置命令書	人口 登録犬 約14.1万人 9,705頭
いなべ市 (三重県)	いなべ市環境美化条例 平成15年12月1日公布 平成15年12月1日施行	地域自治体間の共通認識のもと、人の活動により生じる廃棄物の適正な処理並びに公共の場所等の美化及び緑化を推進することにより、環境への負荷を低減し、現在及び将来の市民等の安全、健康で文化的な生活の確保及び良好な環境の保全に資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害等 勧告書 命令書 通知書	人口 登録犬 約4.5万人 3,249頭
木曽岬町 (三重県)	木曽岬町環境美化条例 平成14年12月12日公布 平成15年4月1日施行 (平成29年3月16日改正)	人の活動により生じる廃棄物の適正な処理並びに公共空間の美化及び緑化を推進することにより、環境への負荷を低減し、現在及び将来の町民等の安全、健康で文化的な生活の確保及び良好な環境の保全に資することを目的とする。	飼い犬のふんの放置の禁止	なし	人口 登録犬 6,228人 455頭
東員町 (三重県)	東員町環境美化条例 平成14年3月29日公布 平成14年10月1日施行 (平成27年4月1日一部改正)	東員町環境基本条例の趣旨に基づき、地域自治体間の協働のもとに、人の活動により生ずる廃棄物の適正な処理を徹底し、環境への負荷を低減すること並びに公共の場所等の緑化及び美化を推進するための措置を講ずること等により、町民等の快適な生活環境の保全並びに本町の歴史及び自然にはぐくまれた良好な環境の保全に資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項	施行規則にて 飼い犬のふん害等 勧告書 指導書 命令書	人口 登録犬 25,931人 1,757頭
川越町 (三重県)	川越町を美しくする条例 平成9年6月25日公布 平成9年8月1日施行 (平成17年3月15日改正)	空き缶等の散乱の防止について必要な事項を定めることにより、環境の美化を図り、もって町民等の快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 町民の協力 指導及び勧告	なし	人口 登録犬 約1.5万人 917頭
亀山市 (三重県)	亀山市まちをきれいにする条例 平成17年1月11日公布 平成17年1月11日施行	市、事業者、市民等及び土地占有者等が協力して市内における空き缶等及び吸い殻等の投棄を防止するとともに、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	飼い主の遵守事項		人口 登録犬 49,553人 3,527頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
松阪市 (三重県)	松阪市みんなでまちをきれいに する条例 平成25年12月18日公布 平成26年4月1日施行	この条例は、みんなでこのまちをきれいにすることに関し、市、市民等及び事業者の 責務を明らかにするとともに、このまちに暮らす人、働く人、学ぶ人、訪れる人等み んなで協力して、路上喫煙禁止区域における喫煙の禁止、ごみ類や飼い犬等のふ んの適正な処理に取り組むことにより、清潔で快適かつ安全な生活環境を実現する ことを目的とする。	市民等の責務 飼い犬等のふんの放置及び投棄の 禁止 指導及び勧告	勧告書 改善命令書 事前通知書	人口 登録犬 約16.4万人 10,755頭
多気町 (三重県)	多気町美しいまちづくり条例 平成18年1月1日公布・施行 平成20年4月1日改正	町、事業者、町民等及び土地占有者等が協力して、現在及び将来にわたり良好な 自然環境及び生活環境を確保するとともに、清潔で美しいまちづくりを推進するた め、必要な事項を定めることを目的とする。	飼い主の責務(第8条) (1)道路、公園等公共の場所をふん 尿により汚さない (2)散歩のとき、ふんの回収 (3)悪臭等周辺の生活環境の保全 (4)首輪、名札の装着等の措置 (5)不妊手術等の繁殖制限に努め、 適切に管理勧告及び命令(第13条) ※上記は要約	家庭動物等の 飼養及び保管 に関する勧告 書 家庭動物等の 飼養及び保管 に関する勧告 履行命令書	人口 登録犬 14,491人 1,096頭
明和町 (三重県)	明和町を美しくする条例 平成11年9月24日公布 平成11年11月1日施行	町、事業者及び町民等が協力して、町内における空き缶等及び吸い殻等の投棄を 防止するとともに、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって町民の快適な生活環境 を確保することを目的とする。	飼い主の遵守事項	なし	人口 登録犬 約2.3万人 1,561頭
大台町 (三重県)	大台町みんなで育む心豊かな 環境づくり条例 平成19年6月22日公布 平成19年6月22日施行 (平成22年3月19日改正)	町民が健康で文化的な生活を営み、恵まれた自然と良好な環境を守り育むため、 町、町民等及び事業所がそれぞれの責務を明らかにし、清潔で美しい心豊かな町 づくりを推進するため必要な事項を定めることを目的とする。	愛玩動物の管理指導 犬ねこその他の愛玩動物のふん害 等の防止 町民への協力 指導及び勧告	勧告書	人口 登録犬 9,129人 539頭
伊勢市 (三重県)	伊勢市ポイ捨て及び路上喫煙 の防止に関する条例 平成17年11月1日公布 平成17年11月1日施行 (令和元年12月25日改正)	ポイ捨て及び路上喫煙の防止に関し、市、事業者、市民等及び土地占有者等の責 務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくり の推進及び公共の場所での喫煙による被害の防止を図り、もって市民の快適でか つ安全で安心な生活環境を確保することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する 啓発 飼い主の遵守事項	なし	人口 登録犬 約12.3万人 7,523頭
度会町 (三重県)	度会町まちをきれいにする条 例 平成10年3月27日公布 平成10年4月1日施行	町、事業者、町民等及び土地占有者等が協力して、町内における空き缶等及び吸 い殻等の投棄を防止するとともに、犬のふんの適切な処理に努め清潔で美しいまち づくりを推進し、もって町民の快適な生活環境を確保するため、必要な事項を定める ことを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する 啓発 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん 害等	人口 登録犬 8,095人 623頭
玉城町 (三重県)	玉城町まちをきれいにする条 例 平成10年6月24日公布 平成10年10月1日施行 (平成29年4月1日改正)	町、事業者、町民等及び土地占有者等が協力して、町内における空き缶等及び吸 い殻等の投棄を防止するとともに、犬のふんの適切な処理に努め、清潔で美しいま ちづくりを推進し、もって町民の快適な生活環境を確保するため、必要な事項を定め ることを目的とする。	飼い犬のふんを適切に処理するよう 指導及び勧告		人口 登録犬 約1.5万人 854頭
南伊勢町 (三重県)	南伊勢町まちを美しくする条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行	町、事業者、町民等及び土地の占有者等が協力して町内における空き缶等及び吸 い殻等の投棄を防止し、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって町民の快適な生活 環境を確保するため、必要な事項を定めるものとする。	飼い主のふん害等の防止に関する 啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告		人口 登録犬 約1.2万人 718頭
鳥羽市 (三重県)	鳥羽市を美しくする条例 平成10年6月25日公布 平成10年10月1日施行	この条例は、市、事業者、市民等及び土地占有者等が協力して、市域における空き 缶等及び吸い殻等の投棄を防止するとともに、清潔で美しいまちづくりを推進し、 もって市民の快適な生活環境を確保するため、必要な事項を定めることを目的とす る。	飼い主のふん害等の防止に関する 啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項		人口 登録犬 約1.9万人 935頭
志摩市 (三重県)	志摩市まちを美しくする条例 平成16年10月1日公布・施行	清潔で美しいまりづくりを推進することにより、市民の快適な生活環境を確保するこ とを目的とする。	犬又は猫のふんの処理		人口 登録犬 約4.9万人 3,363頭
名張市 (三重県)	名張市まちをきれいにする条 例 平成10年6月25日公布 平成10年10月1日施行 (平成20年4月1日一部改正)	市・事業者・市民等及び土地占有者等が協力して市域における空き缶等及び吸い 殻等の投棄を防止し、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環 境を確保するため、必要な事項を定めることを目的とする。	飼い主のふん害等の防止 飼い主の遵守事項	制定なし	人口 登録犬 約7.8万人 4,672頭
伊賀市 (三重県)	伊賀市ごみポイ捨て防止条例 平成16年11月1日公布 平成16年11月1日施行	市、事業者、市民等及び土地占有等が協力して、市域における空き缶等及び吸い 殻等の投棄を防止し、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環 境を確保することを目的とする。	飼い主の遵守事項	制定なし	人口 登録犬 約9万人 6,292頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
大紀町 (三重県)	大紀町まちを美しくする条例 平成17年7月1日公布 平成17年7月1日施行	町・事業者・町民等及び土地の占有者等が協力して、町内における空き缶等及び吸い殻等の投棄を防止し、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって町民の快適な生活環境を確保することを目的とする。 【該当箇所】 (犬のふんの処理) 第8条 町民等は、犬を飼養し、又は保管するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 前条に掲げる場所をふんにより汚さないこと。 (2) 犬を散歩させるときは、ふんを処理するための容器を携帯し、ふんをしたときは、直ちに回収すること。	目的に対する町・事業者・町民・土地所有者の責務 投棄の禁止・犬のふんの処理・回収容器の設置の義務、またそれに関する勧告及び命令	なし	人口 登録犬 8,270人 694頭
熊野市 (三重県)	熊野市ごみポイ捨て防止条例 平成17年11月1日公布 平成17年11月1日施行 (平成19年3月26日一部改正)	市民等、釣り人等、事業者、土地占有者及び市が協力して、地域における空き缶、吸い殻のポイ捨てを防止するとともに犬のふんの適切な処理に努め、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	市民の協力 飼い主の遵守事項 勧告及び命令 公表	命令書 通知書	人口 登録犬 16,562人 1,058頭
御浜町 (三重県)	御浜町ごみポイ捨て防止条例 平成10年3月26日公布 平成10年4月1日施行 (平成19年9月26日一部改正)	町民等、事業者、土地占有者及び町が協力して、地域における空き缶、吸い殻等のポイ捨てを防止するとともに犬のふんの適切な処理に努め、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって町民の快適な生活環境を確保するため、必要な事項を定めることを目的とする。	犬のふんの処理に関する遵守事項 町民(犬の飼養者)等の責務 違反事項への指導	なし	人口 登録犬 約0.8万人 596頭
紀宝町 (三重県)	紀宝町ごみポイ捨て防止条例 平成18年1月10日公布 平成19年10月1日施行	町民等、事業者、土地占有者及び町が協力して、地域における空き缶、吸い殻等のポイ捨てを防止するとともに、犬のふんの適切な処理に努め、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって町民の快適な生活環境を確保するため、必要な事項を定めるものとする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 町民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	-	人口 登録犬 約1.1万人 555頭
草津市 (滋賀県)	草津市飼い犬のふん等の放置防止等に関する条例 平成14年12月26日公布 平成15年4月1日施行	飼い犬のふん等の放置防止等について必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図り、もって市民の美しいまちづくりに対する意識の高揚と快適な生活環境を確保することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害等勧告書 命令書	人口 登録犬 約13.5万人 5,218頭
守山市 (滋賀県)	守山市の生活環境を保全する条例 昭和51年7月1日公布 昭和54年2月1日施行 平成18年9月29日施行(最終改正)	守山市環境基本条例の理念にのっとり、市長、事業者および市民の公害の防止および生活環境の保全に関する責務を明らかにし、ならびに公害の発生源に関する規制および良好な生活環境の保全を図るために必要な事項を定めることにより、良好な環境を保持し、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。	・市民へのペットの糞尿の始末、しつけおよび逸走の防止措置等の適正飼育の遵守 ・勧告、命令、罰金	-	人口 登録犬 約8.3万人 4,009頭
栗東市 (滋賀県)	栗東市生活環境保全に関する条例 昭和55年8月13日公布 昭和55年12月1日施行 (平成16年4月1日一部改正)	市民が健康で文化的な生活を営むためには、公害の防止及び環境整備を行うことによって得られる良好な生活環境が極めて重要であることにかんがみ、市、事業者及び市民それぞれの責務を明確にし、良好な生活環境を確立するための必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の向上に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 勧告および命令 罰則		人口 登録犬 約7.0万人 3,397頭
野洲市 (滋賀県)	野洲市生活環境を守り育てる条例 平成20年4月1日公布 平成20年10月1日施行	環境基本法の趣旨にのっとり、事業活動及び日常生活における環境の保全のために必要な事項を定めることにより、市民の健康の保持及び生活環境の保全並びに市の健全な発展に寄与することを目的とする。	(動物の管理) 犬を飼育する者は、自ら飼育する犬の糞の処理を適正に行わなければならない。	飼犬の糞適正処理改善(迷惑行為中止) 勧告書 命令書	人口 登録犬 約5.1万人 2,793頭
湖南市 (滋賀県)	湖南市生活環境保全条例 平成18年6月20日公布 平成19年1月1日施行	この条例は、市民が健康で文化的な生活を営むために、良好な生活環境の保全がきわめて重要であることから、市、事業者及び市民それぞれの責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	何人も、自らが飼育する犬のふん及びブラッシングした毛を道路、公園、河川、その他公共の場所及び他人の所有し、若しくは占有し、管理する場所に放置してはならない。	なし	人口 登録犬 約5.5万人 3,081頭
東近江市 (滋賀県)	東近江市生活環境保全及び公害防止に関する条例 平成19年6月26日公布 平成20年1月1日施行	東近江市民の豊かな環境と風土づくり条例の基本理念にのっとり、市民の健康で文化的な生活を確保するために、生活環境の保全及び公害の防止が重要であることにかんがみ、市長、事業者及び市民の責務を明らかにし、水質の汚濁、大気汚染及び悪臭の防止に関する規制その他生活環境の保全及び公害防止のための措置を講じ、もって市民の良好な環境を確保することを目的とする。	飼主の義務を下記の通り定める。 (第4節 第59条) 1 犬等の飼い主は公共の場所に飼い犬等を移動させるときは、糞を処理するための用具を携帯するものとする。 2 公共の場所において、飼い犬等が糞をしたときは、糞を持ち帰らなければならない。		人口 登録犬 約11.4万人 7,160頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
近江八幡市 (滋賀県)	近江八幡市環境保全に関する条例 平成22年12月22日公布 平成23年4月1日施行	市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むための環境の保全を図るため、生活環境の保全に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、公害の防止その他必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	飼い犬等の糞の処理および用具の携行に関する啓発		人口 登録犬 約8.1万人 4,465頭
日野町 (滋賀県)	日野町環境美化に関する条例 平成8年12月27日公布 平成9年4月1日施行 (平成14年4月1日一部改正)	環境の浄化および美化について必要な事項を定めるところにより、町および町民ならびに事業者が一体となって、清潔で美しい緑豊かなまちづくりを目ざすことを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害等 勧告書 指導書 命令書	人口 登録犬 約2.2万人 1,253頭
彦根市 (滋賀県)	彦根市ごみの散乱およびふん害のない美しいまちづくり条例 平成14年6月26日公布 平成14年10月1日施行	彦根市環境基本条例(平成11年彦根市条例第1号)の本旨を達成するため、彦根市、市民等、市民団体、事業者および占有者が協力しポイ捨てによるごみの散乱および犬のふん害を防止することにより美観、景観の保持および水域の水質保全に努め、良好な環境の保全と、市民の健全で快適な生活に資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	指導 勧告 命令	人口 登録犬 約11.3万人 5,948頭
愛荘町 (滋賀県)	やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例 平成24年9月4日公布 平成25年4月1日施行 (平成25年9月10日一部改正)	この条例は、愛荘町環境基本条例(平成21年愛荘町条例第1号)の基本理念および愛荘町環境基本計画に基づき、町の環境づくりおよび町民が健康で安全かつ文化的な生活を営むための良好な生活環境の保全に関し必要な事項を定めることにより、町の環境と町民の良好な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 町民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告		人口 登録犬 約2.1万人 1,342頭
豊郷町 (滋賀県)	豊郷町飼い犬のふん害の防止に関する条例 平成15年6月25日公布 平成15年10月1日施行	飼い主の責任としての飼い犬のふんの処理に関し必要な事項を定めることにより、飼い犬のふん害防止に関する意識の高揚を図り、地域の環境美化の促進に寄与することを目的とする	飼い主の遵守事項 指導及び勧告	なし	人口 登録犬 約0.7万人 421頭
米原市 (滋賀県)	米原市環境美化条例 平成23年3月24日公布 平成23年7月1日施行 (平成28年4月1日一部改正)	この条例は、米原市環境基本条例(平成18年米原市条例第44号)の基本理念に基づき環境の美化に関し、市民等、事業者および市の責務を明らかにし、それぞれが協働してごみの散乱等を防止することにより、良好で快適な生活環境を確保し、市民等の環境意識の向上を図り、清潔で美しい環境を将来に引き継ぐことを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	米原市環境美化条例 勧告書 命令書 通知書	人口 登録犬 約3.8万人 2,455頭
長浜市 (滋賀県)	長浜市さわやかで清潔なまちづくり条例 平成20年3月24日公布 平成20年7月1日施行	環境に関する身近な課題について、市、市民等及び事業者の責務を明らかにし、協働して取組を進めるとともに、さわやかで清潔な暮らしを阻害する行為を禁止することにより、豊かで住みよい地域社会を実現することを目的とする。	散歩の際の引き綱等の着用義務 ふんの放置及び投棄の禁止 他	立入調査員証明書 記録書 勧告書 命令書	人口 登録犬 11.7万人 約5,923頭
高島市 (滋賀県)	高島市未来へ誇れる環境保全条例 平成19年9月27日公布 平成19年10月1日施行 (平成28年4月1日一部改正)	この条例は、高島市環境基本条例(平成17年高島市条例第371号)の基本理念ならびに法令または他の条例(以下「法令等」という。)および高島市環境基本計画の定めに基づき、市の未来へ誇れる環境づくりおよび市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むための良好な生活環境の保全に関し必要な事項を定めることにより、現在および将来の市の環境と市民の良好な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	(犬の飼養) 第42条 犬を飼養する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1)飼養および管理している場所以外の場所で飼養する犬を歩行させ、または運動させるときは、飼養する犬の糞を処理するための用具を携行し、排出した糞は持ち帰り適正に処理すること。 (2)飼養する犬の糞により、公共の場所または他人が所有もしくは占有する土地、建物もしくは工作物を汚損させないこと。 (猫の飼養) 第43条 猫を飼養する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1)屋内飼養を基本とし、屋内飼養によらない場合にあっては、自ら飼養していることを明らかにするための措置を講じること。 (2)飼養する猫の糞により、公共の場所または他人が所有もしくは占有する土地、建物もしくは工作物を汚損させないこと。	人口 登録犬 約4.8万人 2,761頭	
向日市 (京都府)	向日市のまちを美しくする条例 平成25年12月25日公布 平成26年4月1日施行	この条例は、向日市の清潔で美しいまちづくりについて基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、まちの美化の推進に関し必要な事項を定めることにより、快適で住みよい生活環境の保全を図ることを目的とする。	・飼い犬のふん便の放置の禁止 ・まちの美化行動の日		人口 登録犬(令和2年3月31日) 約5.6万人 2,496頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
長岡京市 (京都府)	長岡京市まちをきれいにする条例 平成18年3月31日公布 平成18年7月1日施行	この条例は、長岡京市生活環境の向上等に関する基本条例第6条の規定に基づき、まちの美化に関して必要な事項を定めることにより、清潔できれいなまちづくりを推進し、もって快適で良好な都市環境の実現に資することを目的とする。	・愛がん動物の管理 ・飼い主の遵守事項 ・環境美化巡視員の設置		人口 登録犬(令和2年3月31日) 約8.1万人 3,373頭
大山崎町 (京都府)	大山崎町生活環境美化に関する条例 平成14年3月29日公布 平成14年10月1日施行	この条例は、大山崎町生活環境保全に関する基本条例に基づき、町民、事業者等のモラルの向上と美化思想の普及を図り、もって現在及び将来にわたり、町民が清潔にして快適な生活を営むことができる住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。	・飼い犬の管理 ・環境美化重点区域の指定 ・環境美化推進員 ・環境美化監視員 ・勧告及び命令 ・公表 ・立入調査 ・関係機関への協力の要請 ・関係刑罰法規の適用の要請	・重点区域表示板 ・環境美化監視員身分証明書/腕章 ・立入調査員身分証明書 ・勧告書 ・命令書	人口 登録犬(令和2年3月31日) 約1.6万人 759頭
宇治市 (京都府)	宇治市環境美化推進条例 平成11年10月8日公布 平成12年4月1日施行	この条例は、空き缶等の散乱を防止することにより、環境の美化を促進し、歴史文化都市としての本市の美観の形成に資することを目的とする。	・飼い犬の管理 ・重点地域の指定		人口 登録犬(令和2年3月31日) 約18.0万人 8,856頭
城陽市 (京都府)	城陽市飼い犬のふん害の防止に関する条例 平成17年4月1日公布 平成17年10月1日施行	この条例は、飼い犬のふんの処理等について必要な事項を定めることにより、飼い犬のふん害の防止に関する意識の高揚を図り、地域の環境美化の促進に寄与することを目的とする。	・市の責務 ・飼い主の遵守事項 ・勧告 ・命令 ・罰則	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬(令和2年3月31日) 約7.4万人 3,905頭
久御山町 (京都府)	久御山町飼い犬等のふん害の防止に関する要綱 平成19年9月21日告示 平成19年11月1日施行	この要綱は、飼い犬等のふん害の防止に関し、飼い主のモラル向上等に必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全と地域の環境美化の促進に寄与することを目的とする。	・町の啓発 ・飼い主の協力 ・住民の協力 ・指導等		人口 登録犬(令和2年3月31日) 約1.5万人 939頭
八幡市 (京都府)	八幡市美しいまちづくりに関する条例 平成18年3月31日公布 平成18年10月1日施行	この条例は、「環境自治体宣言」のまちとして、清潔で美しいまちづくりと快適な生活環境を確保することにより、八幡市環境基本計画の実現を図ることを目的とする。	・犬の糞の放置の禁止 ・動物の適正飼養 ・推進員の設置 ・環境美化等の協定 ・命令 ・公表 ・罰金		人口 登録犬(令和2年3月31日) 約7.1万人 3,646頭
京田辺市 (京都府)	京田辺市まちをきれいにする条例 平成10年10月1日公布 平成11年4月1日施行 (平成27年1月1日改正)	この条例は、京田辺市における美化の推進に関し、必要な事項を定めることにより、市民、事業者等のモラルの向上と美化思想の普及を図り、現在及び将来にわたり、市民が清潔にして快適な生活を営むことができる住みよいまちづくりに資することを目的とする。	・飼い犬の管理 ・美化重点区域の指定 ・美化行動の日 ・指導 ・勧告及び命令 ・関係機関への協力要請		人口 登録犬(令和2年3月31日) 約7.4万人 3,671頭
宇治田原町 (京都府)	宇治田原町まちをきれいにする条例 平成19年4月1日公布 平成19年10月1日施行	この条例は、空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のフン放置及び落書き行為の防止に関し必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって住民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い主の責務 ・飼い犬等のフン放置の禁止 ・美化重点区域の指定 ・指導 ・勧告及び命令 ・過料 ・推進員の設置	・勧告書 ・命令書 ・過料処分告知・弁明書 ・過料処分通知書	人口 登録犬(令和2年3月31日) 約0.9万人 900頭
木津川市 (京都府)	木津川市空き缶等のポイ捨て、飼い犬のフン放置、落書きのない美しいまちづくりを推進する条例 平成19年3月12日公布 平成19年3月12日施行	この条例は、木津川市環境基本条例(平成19年木津川市条例第149号)の基本理念に基づき、空き缶等のポイ捨て、飼い犬のフン放置及び落書き行為(以下「ポイ捨て等」という。)の防止に関し必要な事項を定めることにより、学研都市にふさわしい清潔で美しいまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い主の責務 ・飼い犬のフン放置の禁止 ・飼い犬のフン放置防止重点区域 ・指導 ・過料	・過料処分告知・弁明書 ・過料処分通知書	人口 登録犬(令和2年3月31日) 約7.7万人 4,083頭
精華町 (京都府)	精華町まちをきれいにする条例 平成23年3月31日公布 平成23年7月1日施行	この条例は、精華町環境基本条例(平成23年条例第11号)第4条の規定に基づき、環境の保全及び美化の推進に関し、必要な事項を定めることにより、住民等のモラルの向上と環境美化思想の普及を図り、現在及び将来にわたり、住民等が清潔にして快適な生活を営むことができる住みよいまちづくりに資することを目的とする。	・飼い犬等の管理 ・調査及び指導 ・勧告 ・措置命令		人口 登録犬(令和2年3月31日) 約3.6万人 1,880頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
亀岡市 (京都府)	亀岡市環境美化条例 平成17年3月29日公布 平成17年4月1日施行	この条例は、本市の環境美化について必要な事項を定め、市、事業者及び市民等が一体となって、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止することにより、地域環境の美化を図り、清潔で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。	・飼い犬等のふんの放置の禁止 ・指導又は勧告 ・措置命令 ・公表	・改善措置指導書 ・改善措置勧告書 ・改善措置報告書 ・改善措置命令書 ・改善措置命令履行報告書	人口 登録犬(令和2年3月31日) 約8.7万人 5,782頭
宮津市 (京都府)	宮津市安全で美しいまちづくり条例 平成19年9月26日公布 平成20年1月1日施行	この条例は、市民と行政等が一体となって、犯罪のない安全なまち及びごみ、落書き等のない美しいまち(以下「安全で美しいまち」という。)をつくることを目的とする。	・清潔の保持		人口 登録犬(令和2年3月31日) 約1.7万人 742頭
与謝野町 (京都府)	与謝野町のまちを美しくする条例 平成18年3月1日公布 平成18年3月1日施行	この条例は、与謝野町の美化推進に関し必要な事項を定めることにより、町、町民等及び事業者が一体となってモラルの向上と美化思想の普及を図り、現在及び将来にわたり、町民が快適な生活を営むことができる住みよいまちづくりを進めることを目的とする。	・飼い主の責務 ・美化重点区域の指定 ・美化行動の日等 ・指導 ・勧告及び命令		人口 登録犬(令和2年3月31日) 約2.0万人 981頭
京丹後市 (京都府)	京丹後市美しいふるさとづくり条例 平成29年3月30日公布 平成29年4月1日施行	この条例は、京丹後市の豊かで美しい環境の保全及び持続可能なまちづくりの推進並びに取組を通じた地球環境との共生のために必要な事項を定め、もって美しい自然環境を次代に継承するまちづくりを推進することを目的とする。	・市の責務 ・清潔な生活環境の確保 ・立入検査等 ・指導		人口 登録犬(令和2年3月31日) 約5.1万人 2,189頭
岸和田市 (大阪府)	岸和田市きれいなまちづくり条例 平成25年3月26日公布 平成25年7月1日施行	この条例は、協働によるきれいなまちづくりの推進に関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、ごみの散乱、落書き及び愛玩動物のふんの放置行為を防止するために必要な事項を定め、もって快適な生活環境の確保に資することを目的とする。	公共の場所におけるごみ等の回収、空き缶等の投げ捨て禁止、落書き行為の禁止、愛玩動物のふんの回収等	なし	人口 登録犬 約19.4万人 9,286頭
池田市 (大阪府)	池田市美しいまち推進条例施行規則 平成21年3月30日公布 平成21年4月1日施行	吸い殻、空き缶等及び印刷物等のポイ捨て及び散乱、ふん害並びに落書き行為の防止について必要な事項を定めることにより、市、事業者及び市民等がそれぞれの責務を自覚し協働してうつくしいまちづくりを推進し、もって市民等の清潔で快適な生活環境を確保することを目的とする。	吸い殻、空き缶等及び印刷物等のポイ捨て及び散乱、ふん害並びに落書き行為の防止及び禁止(指導、過料)	過料処分通知書 告知・弁明書	人口 登録犬 103,730人 4,368頭
泉大津市 (大阪府)	泉大津市ごみ等のポイ捨て及び飼い犬のふん等の放置の禁止に関する条例 平成23年12月13日公布 平成24年4月1日施行	ごみ等のポイ捨て及び飼い犬のふん等の放置の禁止に関し、必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	・ごみ等のポイ捨てや飼い犬のふん等の放置に関する飼い主等の責務及び禁止事項 ・指導、勧告及び命令		人口 登録犬 7.5万人 2,746頭
大阪狭山市 (大阪府)	大阪狭山市ごみ等のポイ捨て等の防止に関する条例 平成8年6月28日公布 平成8年10月1日施行	ごみ等のポイ捨て等を防止することに関し、市、市民等及び事業者の責務その他の必要な事項を定めることにより、市内の環境美化の促進と美観の保護を図り、もって市民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。	犬のふんの放置禁止		人口 登録犬 約5.9万人 2,655頭
守口市 (大阪府)	守口市まちの美化推進に関する条例 平成13年10月1日公布 平成15年3月3日施行	市、市民、事業者が一体となって、ポイ捨て等の防止、屋外広告物の掲出又は表示の適正化等を図ることにより、快適で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	犬等のふん害の防止		人口 登録犬 14.3万人 5,181頭
茨木市 (大阪府)	茨木市生活環境の保全に関する条例 平成20年9月30日公布 平成21年4月1日施行	生活環境の保全のため公害等の原因となる行為に関して必要な規制を行うとともに、市、事業者及び市民の責務並びに環境の保全に必要な措置を定めることにより、良好な生活環境の保全を図り、環境への負荷を低減して、現在及び将来の市民の健康と安全を確保することを目的とする。	・愛がん動物の管理 ・飼養者不明動物への給餌 ・指導及び勧告 ・ふん害の防止に関する啓発	・飼養者不明動物への給餌禁止勧告書 ・飼い犬のふんの適正処理勧告書	人口 登録犬 28.3万人 11,388頭
富田林市 (大阪府)	富田林市空き缶等のポイ捨て、飼い犬のふん放置及び落書きのない美しいまちづくりを推進する条例 平成24年9月18日公布 平成25年1月1日施行	富田林市の環境保全と向上に関する基本条例の理念に基づき、空き缶等のポイ捨て、飼い犬のふん放置及び落書き行為の防止に関し必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告		人口 登録犬 約11.1万人 5,556頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
泉佐野市 (大阪府)	泉佐野市環境美化推進条例 平成18年4月1日公布・施行 平成24年1月1日一部改正	清潔で美しいまちづくりを図るため、ポイ捨て等及び路上喫煙を防止するための措置を講じ、もって快適な生活環境の保全と都市環境の美化に寄与することを目的とする。	放置フンの防止に関する啓発 飼い主等の責務 是正命令 過料	告知書 過料処分決定 通知書	人口 登録犬 約10万人 4,618頭
河内長野市 (大阪府)	河内長野市きれいなまちづくり 条例 平成24年3月28日公布 平成24年9月28日施行	生活環境の確保に関し基本となる事項を定めるとともに、市、市民等及び事業者の役割を明らかにすることにより、相互の協力のもとに地域の環境美化を図り、もってきれいなまちづくりを推進することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する 啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	勧告書 命令書 通知書	人口 登録犬 104,031人 5,499頭
大東市 (大阪府)	大東市環境の保全等の推進に 関する条例 平成18年3月30日公布 平成18年6月5日施行	事業活動及び市民生活に伴って生ずる環境への負荷の低減を図り、快適でうお いのある豊かな環境の保全に寄与することを目的とする。	愛がん動物の適正な管理		人口 登録犬 約12.0万人 5,487頭
	大東市マナー条例 平成25年3月25日公布 平成25年10月1日施行 (平成27年9月30日改正)	快適で健やかな生活環境の支障となるマナーに反する迷惑行為の防止及びマナー 向上に関する基本理念を定め「日本一マナーの良いまち」を実現することを目的と する。	ペットの糞の放置その他ペットの管 理		
松原市 (大阪府)	松原市きれいなまちづくり条例 平成8年12月26日公布 平成9年4月1日施行 (平成26年1月1日改正)	市民がより健康で高度な文化的生活を営む上において必要で良好な生活環境の確 保と都市の美化促進を図るため、市長、市民及び事業者のそれぞれの責務を明ら かにし、緑あふれるきれいなまちづくりを総合的に推進するための基本的事項を定 め、もって市民福祉のより一層の向上に寄与することを目的とする。	平成26年1月1日改正により、飼い犬 のふんの放置の禁止とこれに伴う、 指導、勧告、命令、罰則(過料)の規 定を行なった。	・指導書 ・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約12万人 6,516頭
和泉市 (大阪府)	和泉市生活環境の保全等に関 する条例 第4章第4節愛玩動物の管理 (第41条、第42条) 平成11年10月13日公布 平成12年4月1日施行 (平成19年10月1日改正施行)	愛玩動物の管理義務	飼育者は飼育施設の設置等、適正 な管理をするとともに、悪臭・病害虫 の予防・ふん尿の処理や、不要・死 亡の際も適切に処理しなければならない。 これに違反した場合は必要な 措置をとるよう指導し、又は勧告す る。		人口 登録犬 約18.6万人 8,549頭
	和泉市ごみ等のポイ捨て及び 飼い犬等の愛玩動物のふんの 放置を防止する条例 平成26年3月28日公布 平成26年7月1日施行	市民等、事業者及び市の相互協力の下に、ごみ等のポイ捨て及び飼い犬等の愛玩 動物のふんの放置を防止することにより、清潔できれいなまちづくりを推進し、もって 市民の快適な生活環境の保全及び都市環境の美化に資することを目的とする。	この条例は、ごみ等のポイ捨てや飼 い犬等のふんの放置を禁止し、市・ 市民・事業者が一体となって取り組 み清潔できれいなまちづくりを推進す るためのものです。 指導・勧告・命令・公表	指導内容記録 書 勧告書 命令書 意見陳述通知 書 (公表)	
箕面市 (大阪府)	箕面市まちの美化を推進する 条例 平成22年3月29日公布 平成22年4月1日施行	ごみの散乱及び落書きを行うことの防止についての必要な事項を定めることによ り、市、市民等、事業者及び土地所有者等の協働によるまちの美化を推進し、もって 市民の生活環境の向上に資することを目的とする。	・市民等の責務 ・ポイ捨て等の禁止(犬のふん放置) ・立入調査 ・指導、勧告、命令 ・過料	・勧告書 ・命令書 ・過料処分通 知書	人口 登録犬 約13.8万人 6,591頭
柏原市 (大阪府)	柏原市犬のふんの放置及びポ イ捨てによるごみ等の散乱の 防止に関する条例 平成17年6月29日公布 平成17年12月1日施行	犬の糞の放置及びポイ捨てによるごみ等の散乱を防止することについて、市・市民 等及び飼い主等の責務、その他必要な事項を定めることにより、柏原市の環境の美 化を推進し清潔で美しい町づくりに寄与する。	飼い主等の責務 犬のふんの放置の禁止美化推進員 の設置 指導及び勧告、命令、過料	勧告書 命令書	人口 登録犬 約6.9万人 3,338頭
門真市 (大阪府)	門真市美しいまちづくり条例 平成25年9月30日公布 平成25年10月1日施行	【趣旨】 野良犬・野良猫・カラスなどが生ゴミに依存してゴミを散らかし生活環境を悪化させ、 又鳩等に餌を与えることでふん害を起こすことがないように注意すること。	【内容】 1 市民等は、飼主又は管理する者 のいない動物が、生ゴミ等に依存する ことにより、ゴミを散らかしたりするこ とにより良好な生活環境を損なうこと のないよう、当該生ゴミ等を適正に管 理しなければならない。 2 市民等は、野良犬、野良猫に給 餌を行なうことにより、野良犬等が増 えて人間に危害を与え、狂犬病予防 接種を受けていない犬が噛みつくな どが発生し又ふん害を発生させるな ど、良好な生活環境を損なってはな らない。	・勧告 ・措置命令 ※様式は特に なし	人口 登録犬 約12.1万人 3,914頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
摂津市 (大阪府)	摂津市環境の保全及び創造に関する条例 平成11年6月29日公布 平成11年12月1日施行 (平成29年4月1日改正)	良好な環境の保全及び創造に関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策の総合的推進を図ることにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。	・愛がん動物の適正管理 ・指導及び勧告	なし	人口 登録犬 約8.7万人 3,312頭
藤井寺市 (大阪府)	藤井寺市美しいまちづくり推進条例 平成15年3月31日公布 平成15年4月1日施行	藤井寺市環境保全基本条例(昭和58年藤井寺市条例第9号)第6条の規定に基づき、市民の健康で文化的な生活を保持、促進するため、廃棄物の不法投棄の防止や公共の場所の清潔保持など、市民の身近な生活環境の美化に関する行動の基本となる事項その他必要な事項を定め、これらを市、市民及び事業所等が一体となって取り組み、市内の美しいまちづくりを推進することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 飼い主の遵守事項	該当なし	人口 登録犬 64,384人 3,067頭
泉南市 (大阪府)	泉南市きれいなまちづくり条例 平成17年3月31日公布 平成17年4月1日施行	まちの美化を進め、よりよい生活環境を作るために必要な事項を定め、清潔できれいなまちづくりに資することを目的とする。	・美化を進めるための施策への市民、事業者の協力 ・ペットのふんの投棄禁止		人口 登録犬 約6.1万人 3,794頭
四條畷市 (大阪府)	四條畷市生活環境の保全等に関する条例 平成20年3月28日公布 平成20年7月1日施行	市民の良好な環境の確保に関し、屋外作業に関する規制、ペットのふんの放置禁止、ポイ捨て禁止などを定め、健康で文化的な生活の実現に寄与することを目的とする。	・犬、猫等愛がん動物の適正管理 ・ふん害防止 ・死亡した際の処理等		人口 登録犬 55,637人 2,827頭
阪南市 (大阪府)	阪南市まちの美化に関する条例 平成14年3月29日公布 平成14年8月1日施行	市民等、事業者、所有者等及び市が一体となって、空き缶等のポイ捨て及び愛がん動物のふんの放置を防止することにより、地域における環境美化の促進を図り、もって清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告及び過料	命令書	人口 登録犬 約5.4万人 3,722頭
能勢町 (大阪府)	能勢町ごみのポイ捨て及び飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成21年12月24日公布 平成22年4月1日施行	町、事業者及び町民等がそれぞれの責務を自覚するとともに清潔で美しいまちづくりを推進し、快適な生活環境を確保するためにポイ捨て等を防止することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導 ・勧告及び命令 ・過料	・過料 ・告知・弁明書 ・処分通知書	人口 登録犬 9,814人 1,042頭
忠岡町 (大阪府)	忠岡町環境保全条例 昭和51年8月11日公布 昭和51年8月11日施行	町における社会環境及び自然環境の保全並びに育成に関し、必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の住民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 指導及び勧告		人口 登録犬 約1.7万人 651頭
	忠岡町ごみ等のポイ捨て等の防止に関する条例 平成11年9月17日公布 平成12年1月1日施行	ごみ等のポイ捨て等を防止することに関し、町、住民等及び事業者の責務その他の必要な事項を定めることにより、町内の環境美化の促進と美観の保護を図り、もって住民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発		
熊取町 (大阪府)	美しいまちづくり条例 平成9年10月8日公布 平成9年12月1日施行 (平成25年10月1日一部改正施行)	環境の美化に関し、町、町民等及び事業者の責務その他必要な事項を定めることにより、まちの環境の美化の促進と美観の保護を図り、もって美しいまちづくりを推進することを目的とする。	飼い犬を散歩させたときに排出されたふんの適切な処理に関する啓発 違反者に対する勧告及び命令	勧告書 命令書	人口 登録犬 43,589人 2,440頭
田尻町 (大阪府)	田尻町安全、安心で快適な生活環境の整備に関する条例 平成23年3月22日公布 平成23年7月1日施行	町民等がより一層安全で安心して快適に暮らせるまちづくりについて、基本となる事項を定め、町民等の自主性及び主体性を尊重し、生活環境を整備することにより、安全、安心快適なまち田尻の実現と将来の田尻町を担うこどもの手本になる生活環境づくりを目的とする。	犬猫その他の動物の飼い主(その所有者以外で犬猫その他愛護動物を飼育し、又は保管している者を含む。)又は管理者は、当該動物のふんを公共の場所に放置してはならない。	なし	人口 登録犬 8,479人 356頭
岬町 (大阪府)	岬町環境の美化に関する条例 平成10年6月29日公布 平成10年10月1日施行	環境の美化に関し、町、町民等、事業者及び占有者等の責務、その他の必要な事項を定めることにより、ごみ等の散乱の防止等を図り、快適で美しいまちづくりを推進し、もって良好な都市環境を確保することを目的とする。	・犬のふんの放置禁止 ・勧告及び命令 ・公表	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約1.6万人 1,041頭
太子町 (大阪府)	太子町美しいまちづくり条例 平成19年12月27日公布 平成20年4月1日施行	空き缶、吸い殻の散乱及び粗大ごみの不法投棄の防止並びに愛護動物の管理等について必要な事項を定めることにより、町民が良好な環境の中で快適な生活を営めるよう、清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	愛護動物の飼い主の責務として、飼い主は、愛護動物が近隣住民に危害を加え、又は迷惑を及ぼすことのないよう適切に管理し、愛護動物を飼養場所以外の場所へ移動するときは、ふんを回収するための用具等を携帯するなどして、これを適切に処理しなければならない。又、やむを得ず愛護動物を継続して飼養することができなくなった場合及び愛護動物が死亡したときは、関係法令の規定に基づいて適切に措置しなければならない。	なし	人口 登録犬 約1.3万人 872頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
河南町 (大阪府)	美しい河南町環境条例 平成26年12月9日公布 平成27年4月1日施行	公害の防止その他の環境生活の保全に関する施策について必要な事項を定めることにより、町民が快適に過ごすことのできる生活環境の向上に資することを目的とする。	【飼い犬の管理等】 飼い犬が人に危害を加えないように、また、清潔の保持、散歩時のふんの持ち帰り等飼い犬の適正管理	勧告書 命令書	人口 登録犬 15,484人 1,113頭
千早赤阪村 (大阪府)	金剛山(こごせ)の里を守り育てる千早赤阪村環境条例 平成30年9月25日公布 平成31年1月1日施行	豊かな環境の保全及び創造について基本理念を定め、村、村民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、豊かな環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の村民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	(飼い犬等の管理) 飼い犬、飼い猫、その他の愛がん動物(以下「飼い犬等」という。)の飼育者は、その飼い犬等の性質、形状に応じた衛生管理を行うとともに、人に危害を加えないよう管理をし、ふん尿については、飼育者の責任において適正に処理しなければならない。		人口 登録犬 5,140人 626頭
芦屋市 (兵庫県)	芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例 平成19年3月20日公布 平成19年6月1日施行 (平成25年10月1日改正)	国際文化住宅都市として良好な住環境を有していることにかんがみ、市民生活において特に迷惑となる行為の禁止について必要な事項を定めることにより、市民の清潔で安全かつ快適な生活環境を確保することを目的とする。	犬を所有し、又は管理する者は、当該犬が公共の場所等においてふんを排泄したときは、当該ふんを回収しなければならない。	勧告書 命令書 告知・弁明書 通知書	人口 登録犬 約9.4万人 5,286頭
丹波篠山市 (兵庫県)	丹波篠山市ポイ捨て等及び路上喫煙防止条例 平成11年4月1日公布・施行 (平成28年4月1日改正)	ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害並びに路上喫煙の防止について必要な事項を定めることにより、環境美化及び自然環境保全の推進並びに公共の場所での喫煙による被害の防止を図り、もって安全、清潔かつ快適な生活環境を推進することを目的とする。	(飼い主の遵守事項) 飼い犬等のふんを処理するための用具を携帯するなどし、飼い犬等が公共の場所でふんをしたときは直ちに回収する。 公園等の砂場で飼い犬等にふんをさせない。	なし	人口 登録犬 約4.2万人 2,925頭
丹波市 (兵庫県)	丹波市美しいまちづくり条例 平成16年11月1日公布・施行	この条例は、環境美化と快適な生活環境の保全を図り清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	動物の所有者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 動物を飼育する際、ふん尿等の汚物を適正に処理し、悪臭、衛生害虫等の発生を防止するとともに、他人に迷惑のかからないよう飼育しなければならない。 (2) 動物を戸外へ連れ出すときは、ふんを処理するための用具を携帯し、ふんは直ちに回収しなければならない。 (3) 猫等ペットを飼育する際は、飼い主標示に努めなければならない。	なし	人口 登録犬 約6.5万人 3,355頭
加古川市 (兵庫県)	加古川市空き缶等の散乱及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例 平成13年3月29日公布 平成13年10月1日施行	この条例は、空き缶等の散乱及び飼い犬のふんの放置の防止について、必要な事項を定めることにより、環境の美化を推進し、もって良好な環境を確保することを目的とする。	投げ捨て及び飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導・勧告・罰金 ※投げ捨てのみに対し勧告・罰金有		人口 登録犬 約26.1万人 13,192頭
高砂市 (兵庫県)	高砂市犬のふん放置防止対策事業(イエローカード作戦)実施要綱 公布日はなし 平成21年5月11日施行	犬の飼い主等による公共の場所での犬のふんの放置を防止するため、犬のふん放置の一掃に取り組む団体等を支援する事業を実施することにより、市内各地域の環境美化の推進に寄与する。	犬の飼い主等に対し、犬のふんを適切に処理するよう啓発に努めるとともに、事業を実施しようとする対象団体等に対し、支援をするものである。	申請者にイエローカードの交付	人口 登録犬 約9.1万人 4,452頭
播磨町 (兵庫県)	播磨町まちをきれいにする条例 平成22年12月10日公布 平成23年4月1日施行	まちの環境美化を促進し、住民の生活環境を向上させる。	第4条 住民等は、公共の場所を汚さないようにしなければならない。 3 動物を飼育する住民等は、飼育場所を清潔に保持し、ふん尿等を適正に処理しなければならない。	なし	人口 登録犬 約3.5万人 2,022頭
加東市 (兵庫県)	加東市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例 平成19年10月1日公布 平成20年1月1日施行 (平成21年4月1日一部改正)	この条例は、加東市環境基本条例の本旨にかんがみ、市・市民・事業者等の責務を明らかにすることにより、ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの公共の場所等への放置のない清潔で美しいまちをつくり、もって市民の快適な生活環境の確保に資することを目的とする。	必要な施策の実施 市民や事業者の協力 飼い主の責務 飼い主のふんの放置禁止 勧告及び命令	勧告書 命令書 告知及び弁明の機会 付与通知書 弁明書 過科処分通知書	人口 登録犬 40,214人 2,547頭
三木市 (兵庫県)	三木市ポイ捨て等防止に関する条例 平成20年3月31日公布 平成20年4月1日施行 (第14条及び16条は平成20年7月1日施行)	この条例は、たばこの吸い殻及び空き缶のポイ捨て(みだりに捨て、又は放置する行為をいう。)飼い犬のふんの放置等並びに落書きの防止について必要な事項を定めることにより、市民と市がともに力をあわせて清潔で快適な生活環境を実現することを目的とする。	必要な施策の実施 市民の協力 公共の場所の管理者の協力 飼い主の責務 飼い主のふんの放置禁止 勧告及び命令	勧告書 命令書	人口 登録犬 約7.7万人 5,831頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
西脇市 (兵庫県)	西脇市の環境をまもる条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行 (平成28年6月23日改正)	この条例は、西脇市民が健康で快適な生活を営むためには、良好な環境の保全と創造が極めて重要であることにかんがみ、良好な環境の確保に関する市、事業者及び市民それぞれの責務を明らかにし、地域環境及び地球環境を守るための施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、その施策の総合的推進を図り、もって人と地球にやさしい環境を確保することを目的とする。	必要な施策の実施 飼い主の責務 飼い主の糞の放置禁止 勧告及び命令	なし	人口 登録犬 約4.0万人 2,394頭
多可町 (兵庫県)	多可町環境保全条例 平成21年9月25日公布 平成22年4月1日施行	この条例は、すべての町民が健康で文化的な生活を営む上において、良好な環境がきわめて重要であることにかんがみ、人為による環境の保全上の支障を防止し、豊かな自然に囲まれた多可町の環境を守り、ごみのない美しいまちづくりの推進に資することを目的とする。	飼育者の責務 勧告及び命令	なし	人口 登録犬 約2.0万人 1,154頭
相生市 (兵庫県)	相生市民の住みよい環境を守る条例 昭和49年9月24日公布 昭和50年3月20日施行 (平成28年4月1日改正)	この条例は、現在及び将来に亘って相生市民が健康で文化的な生活を営むために、良好な環境の確保に関する市長、事業者及び市民それぞれの責務を明らかにし、市民の安全、かつ、快適な環境をまもるための施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、その施策の総合的推進を図り、もって市民の良好な環境を確保することを目的とする。	愛がん動物の飼育者の義務等		人口 登録犬 約2.9万人 1,527頭
神河町 (兵庫県)	神河町環境にやさしい町づくり条例 平成17年11月7日公布 平成17年11月7日施行	市川流域の上流に位置する本町の特性を踏まえ、将来にわたり、うるおいとやすらぎのあふれる環境にやさしい町づくりや流域づくりに資するため必要な事項を定めるものとする。	飼い犬の所有者等は、飼い犬のふんを自ら処理すること。	なし	人口 登録犬 11,130人 773頭
養父市 (兵庫県)	養父市環境保全条例 平成16年4月1日施行 (平成20年4月1日改正) (平成24年4月1日改正)	養父市民が健康で快適な生活を営むに必要な生活環境を確保するため、基本的な事項その他の必要な事項を定めることにより、その施策の総合的な推進を図り、もって住みよい郷土の実現に資することを目的とする。	(飼い主の遵守事項)飼い犬の糞により公共の場所及び他人の土地を汚した場合、は、直ちに清掃処理すること。 (指導)市長は、飼い主が前条の規定に違反して、同条各号の規定を遵守していないと認めるときは、当該飼い主に対し、必要な指導をすることができる。	なし	人口 登録犬 約2.3万人 948頭
洲本市 (兵庫県)	洲本市ポイ捨て等防止条例 平成18年2月11日公布 平成18年2月11日施行	美しい景観を維持し、さわやかな生活環境を創出するため、市、事業者及び市民等が一体となって空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置を防止することにより、住みよい地域づくりと環境の美化の推進を図ることを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	勧告書 命令書 通知書	人口 登録犬 約4.3万人 3,055頭
南あわじ市 (兵庫県)	ポイ捨てをなくす南あわじ市美しい島づくり条例 平成17年1月11日公布 平成17年1月11日施行	美しい自然とさわやかな淡路島を維持し、創出するため、市長、事業者及び住民が一体となってごみの散乱、飼い犬のふんの放置、ポイ捨て等を防止するとともに、散乱ごみの清掃及びその再資源化に努め、住みよい地域・島づくりと環境の美化の促進を図ることを目的とする。	住民等の責務 勧告及び命令	勧告書 命令書	人口 登録犬 42,973人 3,059頭
淡路市 (兵庫県)	ポイ捨てをなくす淡路市美しい島づくり条例 平成17年4月1日公布 平成17年4月1日施行	美しい自然とさわやかな淡路島を維持、創出するため、市、事業者及び市民が一体となってごみの散乱、飼い犬のふんの放置、ポイ捨て等を防止するとともに、散乱ごみの清掃とその再資源化に努め、住みよい地域(島)づくりと環境の美化の促進を図ることを目的とする。	市の責務、住民等の責務 公共の場所の管理者の責務、飼い犬のふんの放置に対する勧告及び命令、報告、公表、関係機関への要請	勧告書 命令書	人口 登録犬 46,767人 3,370頭
大和郡山市 (奈良県)	大和郡山市美しいまちづくり条例 平成16年12月24日公布 平成17年4月1日施行	市、市民等、事業者等の責務を明らかにするとともに、三者が協働して清潔で美しいまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境の確保に資することを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・義務及び禁止行為 ・調査・指導及び勧告・命令	勧告書 弁明書 命令書	人口 登録犬 約8.5万人 3,315頭
天理市 (奈良県)	天理市美しいまちづくり条例 令和2年3月18日公布 令和2年5月30日施行	生活環境を保全し、及び創造するために必要な事項を定めることにより、魅力に満ちた美しいまちの実現に寄与することを目的とする。	・飼い主等の責務 ・愛護動物による他者への危害、迷惑行為の防止 ・愛護動物の糞の放置の禁止		人口 登録犬 約6.5万人 2,650頭
生駒市 (奈良県)	生駒市まちをきれいにする条例 平成22年9月28日公布 平成23年1月1日施行 (平成25年10月1日一部改正施行)	環境美化に関する市民等、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、それぞれが協働してまちをきれいにするための施策について必要な事項を定め、市民等が快適で安全な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い主等の責務 ・土地所有者の責務 ・ふん放置の禁止 ・勧告 ・命令及び公表 ・過料	命令書 命令に係る公表に対する意見書 意見陳述機会の付与通知書 告知書 弁明書 科料処分決定通知書	人口 登録犬 約11.7万人 5,812頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
平群町 (奈良県)	平群町ポイ捨て等の防止条例 令和元年12月13日公布 令和2年1月1日施行	ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止について必要な事項を定めることにより、町民等、事業者、土地所有者等及び町が協働して環境美化の推進を図り、快適な住環境を確保し、清潔できれいなまちづくりを実現することを目的とする。	・飼い主等の責務 ・飼い犬のふんの放置の禁止 ・勧告 ・命令及び公表	なし	人口 登録犬 約1.9万人 1,092頭
三郷町 (奈良県)	三郷町美しく住みよいまちづくり条例 平成27年3月19日公布 平成27年4月1日施行	まちの環境美化に関する町民等、事業者、飼い主等、所有者等及び町の責務を明らかにするとともに、それぞれが協働して美しく住みよいまちづくりを推進するために必要な事項を定め、清潔で安らぎのある生活環境を確保することを目的とする	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・調査・指導及び勧告・命令・公表	助言・指導書 勧告書 命令書	人口 登録犬 約2.3万人 1,093頭
斑鳩町 (奈良県)	斑鳩町環境保全条例 平成7年12月22日公布 平成7年12月22日施行	すべての町民が健康で文化的な生活を営むうえにおいて、良好な環境が極めて重要であることにかんがみ、町、町民及び事業者の責務を明らかにし、並びに良好な環境を確保する施策の基本となる事項を定め、その施策の総合的な推進を図り、もつて町民の良好な環境を確保することを目的とする。	・飼い犬のふん害等の防止に関する啓発 ・飼い犬等の飼育・ふん害の防止 ・調査及び指導		人口 登録犬 約2.7万人 1,074頭
王寺町 (奈良県)	王寺町みんなできれいなまちにする条例 平成29年12月18日公布 平成30年4月1日施行	まちの環境美化に関する町、町民等、飼い主等、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、それぞれが協働してきれいなまちにすることを推進するための施策に関し必要な事項を定めることにより、現在及び将来にわたり良好な自然環境及び生活環境を確保することを目的とする。	・飼い主等の責務、犬のふん等の適正処理、公共の場における犬のふん等の放置・投棄の禁止	勧告書 命令書	人口 登録犬 約2.4万人 1,071頭
大和高田市 (奈良県)	大和高田市ポイ捨ての防止等に関する条例 平成17年9月27日公布 平成18年4月1日施行 (平成21年3月18日一部改正)	空き缶等のポイ捨て及び犬等のふんの放置防止について必要な事項を定めるとともに、まちを美しくすることを推進することにより、清潔で快適な生活環境を確保することを目的とする。	・犬等のふんの放置の防止 ・指導及び勧告	勧告書 命令書	人口 登録犬 約6.5万人 1,962頭
三宅町 (奈良県)	三宅町飼い犬のふん害等の防止に関する条例 平成22年4月1日公布 平成22年4月1日施行	飼い主の責任として飼い犬のふん等の処理に関し必要な事項を定めることにより、飼い犬のふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、町民の良好な生活環境づくりの推進に寄与することを目的とする。	・飼い犬のふん害等防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	・飼い犬のふん害等防止勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約0.7万人 275頭
河合町 (奈良県)	河合町飼い犬ふん害等防止に関する条例 平成9年3月28日公布 平成9年4月1日施行	飼い主の責任としての飼い犬のふん等の処理に関し必要な事項を定めることにより、飼い犬のふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、町民の良好な生活環境づくりの推進に寄与することを目的とする。	・飼い犬のふん害等防止に関する啓発 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告		人口 登録犬 約1.8万人 645頭
海南市 (和歌山県)	海南市美しいまちづくり条例 平成17年4月1日公布・施行	この条例は、市民等、事業者、所有者等及び市が一体となって環境の美化に関する活動を行うことにより、美化意識の向上を図るとともに、市民の快適な生活環境を確保し、もって清潔な美しいまちづくりに資することを目的とする。	飼い主責務 飼い犬等のふんの放置の禁止 指導又は勧告 措置命令	飼い犬のふん害等勧告書 命令書	人口 登録犬 約5万人 2,200頭
岩出市 (和歌山県)	岩出市の環境を守る条例 平成12年12月27日公布 平成13年4月1日施行	良好な環境の保全に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、良好な環境を守るために必要な事項を定めることにより、ゆたかな環境づくりを推進し、もって健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。	飼い犬を屋外で運動させる場合のふんの適正処理	なし	人口 登録犬 約5.4万人 2,678頭
紀の川市 (和歌山県)	紀の川市環境保全条例 平成17年11月7日公布・施行	この条例は、すべての市民が健康で文化的な生活を営む上において、良好な環境が極めて重要であることをかんがみ、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、良好な環境を保全する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もっと市民の良好な環境を保全することを目的とする。	飼い犬、飼い猫、その他の愛玩動物を屋外で運動させる場合のふんの適正処理	なし	人口 登録犬 約6.2万人 3,798頭
橋本市 (和歌山県)	橋本市環境保全条例 平成18年3月1日公布 平成18年3月1日施行	市民、事業者及び土地所有者等、並びに市の責務を明らかにし、市民の清潔で快適な生活環境の確保と地域における環境美化の促進を図り、もってきれいなまちづくりに資する。	飼主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼主の遵守事項 指導及び勧告		人口 登録犬 約6.2万人 3,384頭
有田市 (和歌山県)	有田市美しいまちづくり条例 平成11年10月19日公布 平成12年1月1日施行 (平成17年7月7日改正)	環境基本法 の精神にのっとり、ふるさと有田市の美しいまちづくりの形成を目指し有田市、市民等及び事業者の責務を明らかにし、かつ一体となって取り組むべき事項を定めることにより、環境美化意識の向上及び美観の保護を行い、現在及び将来の世代に美しいまち有田市を提供することを目的とする。	飼い犬のふんを適切に処理する責務 飼い主の遵守事項 罰則	勧告書 命令書	人口 登録犬 約2.8万人 1,146頭
湯浅町 (和歌山県)	湯浅町美しいまちづくり条例 平成26年12月22日公布 平成27年4月1日施行	吸い殻、空き缶のポイ捨て、愛玩動物のふんの放置を防止することで美しいまちづくりの形成をめざし、将来の世代に美しいまち湯浅町を引き継ぐ事を目的とする。	飼い主のふん害防止		人口 登録犬 約1.2万人 457頭
串本町 (和歌山県)	串本町の豊かな自然と住みよい環境を守る条例 平成17年4月1日公布 平成17年4月1日施行	串本町の豊かな自然環境と住みよい生活環境を守るため、町、町民、旅行者等が一体となって美しい町づくりを推進することを目的とする。	・飼主のふん等の防止に関する啓発 ・町民の協力 ・飼主の責務 ・措置命令及び制裁		人口 登録犬 約1.6万人 772頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
米子市 (鳥取県)	米子市みんなできれいな住み よいまちづくり条例 平成19年3月28日公布 平成19年7月1日施行	空き缶、たばこの吸い殻その他のごみの投棄及び飼い犬等のふんの放置の防止並びに歩行喫煙の制限に関し必要な事項を定めることにより、市並びに市民等、事業者及び土地所有者等が協働して環境の美化を図り、もってきれいな住みよいまちづくりを推進することを目的とする。	飼い犬のふんの回収等 指導 命令 罰則	なし	人口 登録犬 147千人 6,122頭
倉吉市 (鳥取県)	倉吉市ポイ捨て等及び公共の 場所における喫煙の制限に関 する条例 平成20年7月1日公布 平成20年8月1日施行	公共の場所におけるポイ捨て及び飼い犬等のふんの放置の防止並びに公共の場所における喫煙の制限に関し必要な事項を定め、市、市民等、事業者及び土地所有者等が協働して環境美化の推進並びに喫煙マナーの向上及び受動喫煙の防止を図ることにより、清潔で快適な環境を確保することを目的とする。	飼い犬等のふんの放置の禁止 指導 命令 過料	改善命令書 告知書 過料処分決定 通知書	人口 登録犬 47千人 1,842頭
境港市 (鳥取県)	境港市飼い犬ふん害等防止条 例 平成9年12月19日公布 平成9年12月19日施行	飼い主の責任としての飼い犬のふん及び尿の処理等に関し必要な事項を定めることにより、飼い犬のふん害等防止に関する意識の高揚を図り、市民の快適な生活環境の推進に寄与することを目的とする。	飼い犬のふんの放置の禁止 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	なし	人口 登録犬 33千人 1,519頭
岩美町 (鳥取県)	岩美町環境美化に関する条例 平成23年9月14日公布 平成24年4月1日施行	環境を害することとなる行為の防止等について、町、町民等、事業者及び土地占有者等の責務を明らかにするとともに、ごみ問題の解決の一環として空き缶等のポイ捨て等の防止及び清掃その他環境美化促進に関する取組の推進を図り、もって本町の美観の保持及び快適な生活環境の保全に資することを目的とする。	飼い犬のふんの放置の禁止 勧告 命令 罰則	なし	人口 登録犬 11千人 396頭
八頭町 (鳥取県)	八頭町美しい町づくり条例 平成20年12月25日公布 平成21年4月1日施行	ポイ捨て及び犬のふん害を防止することにより、清潔で美しい町づくりを推進し、もって快適な生活環境の保全に資することを目的とする。	町民、飼い主の責務 ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の 禁止 立入調査等 勧告、命令、公表	勧告書 命令書	人口 登録犬 16千人 612頭
湯梨浜町 (鳥取県)	湯梨浜町ふるさとを守る環境美 化条例 平成21年7月21日公布 平成21年11月1日施行	町民等、事業者、土地占有者等及び町が一体となって、公共の場所における空き缶・ごみくず等のポイ捨て防止、犬のふん害防止及び清掃その他の環境美化の促進に関する取組みの推進を図り、もって本町の美観の保持及び快適な生活環境の保全に資することを目的とする。	町民等の責務 飼い犬等のふんの放置の禁止 指導 命令、過料	改善命令書 告知書 過分処分決定 通知書	人口 登録犬 16千人 591頭
琴浦町 (鳥取県)	琴浦町きれいな町づくり条例 平成21年9月25日公布 平成21年11月1日施行	ごみのポイ捨て及び飼い犬等のふん害を防止することにより、きれいな町づくりを推進し、もって生活環境の保全を図ることを目的とする。	町民等の責務 飼い犬等のふんの放置の禁止 指導、勧告、命令、公表	勧告書 命令書 公表理由等通 知書 告示	人口 登録犬 16千人 762頭
日吉津村 (鳥取県)	日吉津村ごみのポイ捨て等禁 止条例 平成25年3月22日公布 平成25年3月22日施行	空き缶等の投棄及び飼い犬等のふんの放置の防止並びに歩行喫煙の制限に関し必要な事項を定めることにより、村、村民等、コミュニティ(自治会、ボランティア団体等)、事業者及び土地所有者等が協働して、環境の美化に向けた取組みを推進し、もって全村において良好な生活環境を保全することを目的とする。	飼い犬等のふんの回収 改善命令、罰則	改善命令書 過料処分決定 通知書	人口 登録犬 3千人 166頭
出雲市 (島根県)	出雲市飲料容器及び吸い殻等 の散乱の防止に関する条例 平成17年3月22日公布 平成17年3月22日施行 (平成23年9月30日改正)	飲料容器や吸い殻等の散乱の防止について、市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、飲料容器や吸い殻等の投棄の禁止、飲料容器の回収及び資源化並びに飼い犬等のふん害防止その他の必要な事項を定めることにより、清潔できれいな街をつくり、かつ、資源の有効な利用を促進し、もって快適な都市環境を確保することを目的とする。	・飼い主の責務 ・美化推進員による啓発、指導 ・命令 ・罰則	命令書	人口 登録犬 約17.4万人 8,549頭
雲南市 (島根県)	雲南市ポイ捨て及び飼い犬等 ふん害の防止に関する条例 平成16年11月1日公布 平成16年11月1日施行	飲料容器や吸い殻等の散乱の防止及び飼い犬等によるふん害の防止について、市、事業者、市民等の責務を明らかにするとともに、ポイ捨ての禁止、飲料容器の回収及び資源化並びに飼い犬等のふん害防止その他の必要な事項を定めることにより、清潔できれいな市をつくり、かつ、資源の有効な利用を促進し、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び助言 ・勧告 ・命令 ・罰則	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約3.7万人 2,840頭
海士町 (島根県)	海士町環境美化条例 平成15年12月24日公布 平成16年4月1日施行 (平成22年6月17日改正)	地域環境の美化を促進し、町民の快適な生活環境の保全及び清潔で美しいまちづくりの実現を図ることを目的とする。	・飼い主の責務及び遵守事項 ・指導又は勧告 ・命令	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 約0.2万人 70頭
隠岐の島町 (島根県)	隠岐の島町環境保全条例 平成16年12月17日公布 平成17年1月1日施行	すべての町民が自然に親しみながら、健康で文化的な生活を営むことができるよう、必要な事項を定め、町民及び事業者(町内で事業活動を営むすべての者の自覚と協力のもとに環境の保全を図ることを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導、助言又は勧告 ・命令 ・罰則	・勧告書 ・措置命令書	人口 登録犬 約1.3万人 521頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
総社市 (岡山県)	総社市飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成23年12月19日公布 平成24年1月1日施行 ただし、第5条、第6条及び第8条は平成24年4月1日施行	飼養管理されている犬及び猫(以下「飼い犬等」という。)のふん及び尿の処理について飼い主のマナーを高め、ふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、住民の良好な生活環境の維持、環境美化の促進に寄与する事を目的とする。	市の責務 飼い主の責務 指導又は勧告 命令及び公表 罰則		人口 登録犬 (令和2年3月31日) 約6.9万人 2,980頭
瀬戸内市 (岡山県)	瀬戸内市環境美化条例 平成19年12月21日公布 平成20年4月1日施行	市、市民等、事業者、土地所有者等及び飼い主等が一体となって地域の環境美化の推進を図り、快適な生活環境の保全及び美しいまちづくりに資する事を目的とする。	ふん害防止	勧告書 命令書	人口 登録犬 (令和2年3月31日) 約3.6万人 1,786頭
真庭市 (岡山県)	真庭市環境美化条例 平成20年3月27日公布 平成20年3月27日施行	市、事業者、市民等、土地所有者等及び飼い主が一体となって空き缶等及び吸い殻等の散乱並びにふん害を防止することにより、快適で美しいまちと良好な生活環境をつくることを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発(飼い主の遵守事項)	勧告書 命令書	人口 登録犬 (令和2年3月31日) 約4.4万人 2,592頭
浅口市 (岡山県)	浅口市環境美化条例 平成18年3月21日公布 平成18年3月21日施行	市民等、事業者、占有者及び市が一体となって快適環境への意識向上を図るとともに、環境美化について必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを勧めることを目的とする。	ふん害等の防止	氏名及び内容等の公表	人口 登録犬 (令和2年3月31日) 約3.3万人 1,898頭
赤磐市 (岡山県)	赤磐市環境美化条例 平成17年3月7日公布 平成17年3月7日施行	市民、事業者、土地所有者等及び市が一体となって空き缶等の散乱防止、清掃等に努めることにより、市内の環境美化に積極的に取り組み美しいまちづくりを推進することを目的とする。	飼い犬等の糞尿の処理 指導及び勧告 命令		人口 登録犬 (令和2年3月31日) 約4.4万人 2,615頭
早島町 (岡山県)	早島町愛護動物のふん害等の防止に関する条例 平成23年3月25日公布 平成23年6月1日施行	飼い主の責任としての愛護動物のふん及び尿の処理に関し必要な事項を定めることにより、愛護動物のふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、良好な生活環境の保全とともに清潔で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。	町・町民・占有者等の責務 相互協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告 命令	勧告書 勧告履行命令書	人口 登録犬 (令和2年3月31日) 約1.2万人 630頭
三原市 (広島県)	きれいな三原まちづくり条例 平成23年3月31日公布 平成23年10月1日施行	三原市環境基本条例の趣旨を達成するため、三原市、市民、市民団体、所有者等及び事業者の協働で、地域の環境美化及び保護並びに清潔で安全なまちづくりを推進し、もって、市の良好な環境の保全に資することを目的とする。	飼犬のふんの放置の禁止 飼い犬の放し飼いの禁止 勧告・命令・公表	勧告書 命令書 告知・弁明書 過料処分決定 通知書	人口 登録犬 約9.27万人 4,869頭
尾道市 (広島県)	尾道市環境美化に関する条例 平成8年6月26日公布 平成8年9月1日施行	この条例は、空き缶等・たばこの吸い殻等及び犬のふんの散乱の防止に関し、市、市民等、事業者、占有者等、犬の飼い主等の責務及び必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進を図り、もって良好な都市環境を形成することを目的とする。	犬のふんの散乱の防止に関する施策の策定、実施 啓発、指導又は助言 占有者等の責務 犬の飼い主等の責務		人口 登録犬 135,841人 6,392頭
三次市 (広島県)	三次市ポイ捨て等禁止条例 平成17年3月25日公布 平成17年7月1日施行	この条例は、三次市環境基本条例(平成16年三次市条例第176号)の趣旨を達成するため、市、事業者、所有者等及び市民等が一体となって、ポイ捨てによる空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに違法広告物及び落書きを防止することにより、地域の環境美化及び保護を促進し、もって本市の良好な環境の保全に資することを目的とする。	市の環境保護のため、住民・事業所・市各々の責務や禁止行為を定めている。	勧告書 勧告履行命令書 身分証明書	人口 登録犬 51,507人 3,312頭
庄原市 (広島県)	庄原市ポイ捨て等防止に関する条例 平成17年7月1日公布 平成17年7月1日施行	市、市民等、事業者、占有者等、犬の飼い主等が一体となって、空き缶等の散乱及び犬のふんの放置を防止することにより、地域の環境の美化と良好な生活環境の保全に資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害等勧告書 命令書 通知書	人口 登録犬 約3.5万人 2,270頭
東広島市 (広島県)	東広島市ポイ捨て等防止に関する条例 平成7年12月21日公布 平成8年6月1日施行	市民等、事業者、占有者等及び市が一体となって、ポイ捨てによる空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに犬のふんの放置を防止することにより、地域の環境美化及び保護を促進し、もって本市の良好な環境の保全に資することを目的とする。	犬のふんの放置の防止 環境美化意識の啓発 飼い主の責務 市民の協力 占有者等の責務 環境美化強化地域の指定 立入調査 指導及び勧告 罰則	資格証明書	人口 登録犬 188,465人 9,138頭
廿日市市 (広島県)	廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例 平成6年3月28日公布 平成6年7月1日施行 (令和2年4月1日改正)	廃棄物の排出を抑制し、及び再利用を促進することによって廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、生活環境の清潔を保持することにより、循環型社会の形成及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。	(公共の場所の清潔保持等)公園、広場、道路、河川、海浜、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。 (散乱ごみの防止) みだりに空き缶、たばこの吸い殻、紙くずその他の廃棄物を捨ててはならない。	なし	人口 登録犬 約11万人 6,365頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
海田町 (広島県)	海田町美しいまちづくり条例 平成18年3月29日公布 平成18年7月1日施行	この条例は、清潔で美しいまちづくりを推進することにより、海田町の恵まれた自然環境を後世に継承し、及び地域の良好な生活環境を確保することを目的とする。	(飼い犬等の管理) 第10条 犬、猫その他の愛がん動物(以下この条において「飼い犬等」という。)の所有者又は管理者は、公共施設等その他の第三者が管理する場所に飼い犬等がふんをしたときは、直ちに回収し、及び持ち帰り適正に処理しなければならない。	勧告書 命令書	人口 登録犬 30,097人 1,085頭
北広島町 (広島県)	北広島町環境美化に関する条例 平成17年2月1日公布・施行	町、町民等、事業者、占有者が一体となって、ごみの錯乱又は法地、簡易広告物の放置、河川の水質汚濁等を防止することにより、環境美化の推進及び環境保全を図り、清潔で快適な生活環境を確保し、美しい町づくりを目指すことを目的とする。	犬等の飼主は、自ら飼養又は保管する犬等が公共の場所及び他人の土地において、ふんを排泄したときは、その排泄物を適正に処理しなければならない。	なし	人口 登録犬 18,344人 1,433頭
世羅町 (広島県)	世羅町生活環境保全等に関する条例 平成16年10月1日公布 平成16年10月1日施行 (平成23年9月9日一部改正)	広島県環境基本条例(平成7年広島県条例第3号)及び広島県生活環境の保全等に関する条例(平成15年広島県条例第35号)(以下これらを「県条例」という。)の趣旨にのっとり、町の環境の保全について、基本理念を定め、事業者、町及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる必要な事項を定めることにより環境の保全対策を総合的かつ計画的に推進し、もって住民の健康を保護し、生活環境の保全を図ることを目的とする。	飼い犬等の飼育に関する啓発 飼主の遵守事項指導		人口 登録犬 15,885人 1,131頭
和木町 (山口県)	和木町環境美化条例 平成13年3月23日公布 平成13年4月1日施行 (平成19年4月1日一部改正)	粗大ごみ等の投棄及び空き缶等のポイ捨て並びに飼い犬のふんの放置等の防止について必要な事項を定めることにより、町民等、事業者、占有者等及び町が一体となって、環境の美化を図り、清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・町の責務 ・町民等の責務 ・禁止行為 ・命令		人口 登録犬 約0.6万人 224頭
岩国市 (山口県)	岩国市良好な生活環境確保のための迷惑行為防止に関する条例 平成21年12月24日公布 平成22年4月1日施行	空き缶等のポイ捨てをはじめとした迷惑行為の防止について必要な事項を定め、市民等、事業者、占有者等及び市の責務を明らかにし一体となって環境美化意識の向上を図るとともに、思いやりのある行動を促し、もって市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 飼い主の遵守事項 要請・命令・氏名公表	特になし	人口 登録犬 約13.3万人 7,764頭
柳井市 (山口県)	柳井市をきれいにする条例 平成17年6月30日公布 平成17年6月30日施行	柳井市の良好な生活環境を保全し、市民の誇れる清潔で美しいまちづくりを図ることを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・飼い犬等の遺棄及びふんの放置の禁止 ・市民等に対する勧告 ・命令 ・公表	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 31,464人 1,604頭
周防大島町 (山口県)	サザンセト周防大島町をきれいにする条例 平成16年10月1日公布 平成16年10月1日施行	町民等、事業者、占有者及び町が一体となって、地域における環境美化の促進を図り、きれいな町をつくることを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・飼い主のふん害防止		人口 登録犬 約1.6万人 758頭
平生町 (山口県)	快適な環境づくり推進条例 平成15年3月28日公布 平成15年4月1日施行	町民等、事業者、土地占有者等及び町が一体となって、地域における快適な環境を創造し、清潔で美しく魅力のあるまちづくりを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・犬の飼い主の責務 ・指導、要請 ・勧告 ・公表	・勧告書	人口 登録犬 11,733人 690頭
田布施町 (山口県)	美しいまちづくり推進条例 平成13年12月26日公布 平成14年4月1日施行	この条例は、美しく魅力のある景観及び環境を構築することが、本町への定住意欲を高め、まちを発展させる原動力になることから、まちづくり行政に携わる者と町民及び事業者などの関係者が互いに協力しあって美しいまち田布施をつくることを目的とする。	・散歩中の犬の糞の始末 ・立入検査、改善要請 ・改善勧告又は命令 ・公表	・改善要請書 ・勧告書 ・命令書 ・公表通知書	人口 登録犬 約1.5万人 851頭
周南市 (山口県)	周南市空き缶等のポイ捨て禁止条例 平成15年4月21日公布 平成15年4月21日施行 (平成23年3月28日一部改正)	市民等、事業者、占有者等及び市が一体となって、空き缶等のポイ捨てを防止し、地域における環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・飼い犬のふん害防止 ・命令 ・公表	・原状回復等命令書 ・勧告履行命令書	人口 登録犬 14.2万人 6,872頭
下松市 (山口県)	下松市空き缶等のポイ捨て禁止条例 平成9年12月18日公布 平成10年4月1日施行	市民等、事業者、占有者等及び市が一体となって、空き缶等のポイ捨てを防止し、地域における環境美化の促進を図り、もって清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 飼い主の遵守事項 命令、勧告及び氏名の公表		人口 登録犬 約57,000人 2,714頭
光市 (山口県)	光市空き缶等のポイ捨て禁止条例 平成16年10月4日公布 平成16年10月4日施行	市民等、事業者、占有者及び市が一体となって、空き缶等のポイ捨てを防止し、地域における環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	飼い犬のふん害防止 市民等の飼い犬屋外運動時の厳守事項		人口 登録犬 約5万人 2,369頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
山口市 (山口県)	山口市の生活環境の保全に関する条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行	山口市環境基本条例に掲げる基本理念にのっとり、市民が健康な心身を保持し、安全かつ快適な生活を営むことができる生活環境の確保に必要な事項を定め、もって健康で文化的な生活の実現に寄与することを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・動物の所有者及び占有者の責務 ・動物の販売に際しての説明義務 ・犬の飼養者の遵守事項 ・猫の飼養者の遵守事項 ・勧告及び命令	・犬のふんによる汚損の回復等措置勧告書 ・犬のふんによる汚損の回復等措置命令書 ・猫の飼養に関する措置勧告書 ・猫の飼養に関する措置命令書	人口 登録犬 約19.4万人 9,211頭
防府市 (山口県)	防府市空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例 平成13年12月26日公布 平成14年4月1日施行	ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止について、必要な事項を定めることにより、市、事業者、市民等及び占有者等が一体となって地域における環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・市の責務 ・飼い主の責務 ・禁止行為 ・勧告 ・公表		人口 登録犬 115,368人 7,526頭
宇部市 (山口県)	宇部市空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のふん害及び落書きの防止並びに公共の場所における喫煙のマナーの向上に関する条例 平成24年6月26日公布 平成24年10月1日施行	宇部市における空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のふん害及び落書きの防止並びに公共の場所における喫煙のマナーの向上に関し必要な事項を定め、市、市民等、事業者及び占有者等が協働して地域の環境美化の推進を図ることにより、もって市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い犬等のふんの放置又は投棄することの禁止 ・飼い犬等の適正な飼養の責務		人口 登録犬 16.4万人 8,624頭
山陽小野田市 (山口県)	山陽小野田市空き缶等のポイ捨て禁止条例 平成17年3月22日公布 平成17年3月22日施行	市、市民等、事業者及び占有者等が一体となって空き缶等のポイ捨てを防止することにより、地域における環境美化の促進を図り、もって清潔なまちづくりに資することを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・飼犬のふん害防止 ・勧告 ・命令 ・公表	・勧告書 ・勧告履行命令書	人口 登録犬 約6.2万人 3,226頭
美祢市 (山口県)	美祢市空き缶等のポイ捨て禁止条例 平成20年3月21日公布 平成20年3月21日施行	市民等、事業者、占有者及び市が一体となって、地域における環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・飼い主のふん害防止 ・命令 ・公表	・原状回復等命令書 ・勧告履行命令書	人口 登録犬 2.4万人 1,590頭
長門市 (山口県)	長門市ポイ捨て等防止条例 平成17年7月11日公布 平成17年7月11日施行	市、市民(市内に滞在又は市内を旅行等により通過する者を含む。)、事業者及び土地又は建物の所有者(建物の使用又は管理を任されている者を含む。)が協力して、空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻等のごみの散乱や犬のふんの放置をなくし、きれいで美しいまちづくりの推進に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	指導書 勧告書	人口 登録犬 約3.3万人 1,528頭
徳島市 (徳島県)	徳島市ポイ捨て及び犬のふん害の防止に関する条例 平成13年12月27日公布 平成14年7月1日施行	ポイ捨て及び犬のふん害を防止することにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	・市の責任 ・飼い主の責務 ・ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止 ・罰則	なし	人口 登録犬 約25万人 10,410頭
鳴門市 (徳島県)	鳴門市ポイ捨て防止等環境美化の促進及び放置自転車の適正な処理に関する条例 平成14年12月25日公布 平成15年4月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等の散乱の防止及びふん害の防止並びに放置自転車の適正な処理に関し必要な事項を定める事により、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	・市の責務 ・市民等の責務 ・飼い主の責務 ・指導及び勧告	・飼い主のふん害等勧告書 ・命令書 ・弁明通知書	人口 登録犬 約5.7万人 3,016頭
吉野川市 (徳島県)	吉野川市飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成16年10月1日公布 平成16年10月1日施行	飼い犬等のふん及び尿の処理等について飼い主のマナー向上を高め、ふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、住民の良好な生活環境の維持及び環境美化の促進に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害等指導書 勧告書 命令書	人口 登録犬 40,716人 2,546頭
阿波市 (徳島県)	阿波市ポイ捨て等及び犬のふん害防止に関する条例 平成17年4月1日公布 平成17年4月1日施行	市民等、事業者、所有者等及び市が一体となって、ポイ捨て及び落書き並びに犬のふん害を防止することにより、快適な生活環境の保全と環境の美化の推進を図ることを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発・広報 市民等の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害等勧告書 指導書 命令書	人口 登録犬 約3.7万人 2,850頭
藍住町 (徳島県)	藍住町ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成15年9月25日公布 平成16年4月1日施行 (平成16年10月1日一部改正)	ポイ捨て及び落書き並びに犬のふん害を防止することにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・町民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告・罰則	飼い主のふん害等勧告書	人口 登録犬 約3.5万人 1,670頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
北島町 (徳島県)	北島町ポイ捨て及び犬のふん害の防止に関する条例 平成14年12月24日公布 平成15年4月1日施行 (平成16年4月1日改正)	町、町民等、事業者及び所有者等が一体となって、ポイ捨て及び犬のふん害を防止することにより、清潔で美しいまちづくりを推進し快適な生活環境を保全することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 住民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	勧告書 命令書	人口 登録犬 約2.3万人 1,250頭
上板町 (徳島県)	上板町環境美化の推進に関する条例 平成14年12月25日公布 平成15年4月1日施行	町民、事業者、土地所有者及び滞在者等並びに市が一体となつてごみ及び再生資源の散乱の原因となる不法投棄、ポイ捨て及びペットのふんの放置を防止することにより、環境の保全、美観の保持及び資源の循環的な利用を推進し、もつて自然及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 町民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告		人口 登録犬 約1.2万人 763頭
上勝町 (徳島県)	上勝町廃棄物処理及び再利用促進に関する条例 平成8年3月19日制定	廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、快適で暮らしやすい生活空間の確保に資することを目的とする。	動物が排出したふん便、又は当該行為に伴いその付近に散乱した不要物、チラシ、ビラ等をすみやかに清掃しなければならない。	記載なし	人口 登録犬 約1.3千人 99頭
阿南市 (徳島県)	阿南市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成16年4月1日公布 平成16年4月1日施行	この条例は、市民等、事業者、所有者等及び市が一体となって、ポイ捨て及び犬のふん害を防止することにより、快適な生活環境の保全と環境の美化の推進を図ることを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発	なし	人口 登録犬 7.2万人 6,266頭
美波町 (徳島県)	美波町ごみのないきれいな町にする条例 平成18年3月31日公布・施行	町、事業者、住民等が協力して町内における空き缶等及び吸い殻等のポイ捨てを防止するとともに、犬のふんの適切な処理に努め、清潔で美しいまちづくりを推進し、もつて住民の良好な生活環境を確保するため	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害等勧告書 命令書 通知書	人口 登録犬 約6,500人 411頭
牟岐町 (徳島県)	牟岐町ごみのないきれいな町にする条例 平成14年12月19日公布 平成15年4月1日施行	この条例は、町、事業者及び住民等が協力して町内における空き缶等及び吸い殻等のポイ捨てを防止するとともに、犬のふんの適切な処理に努め、清潔で美しいまちづくりを推進し、もつて住民の良好な生活環境を確保するため、必要な事項を定めることを目的とする。	ごみの投捨て及び散乱、飼い犬のふん害の防止 町民の協力 勧告・公表・命令・罰則	なし	人口 登録犬 約4,000人 200頭
美馬市 (徳島県)	美馬市の環境美化の推進に関する条例 平成17年3月1日公布 平成17年3月1日施行 (平成29年3月23日一部改正)	市の環境美化を図るため、ごみの投捨て及び散乱、飼い犬のふん害の防止並びに空き地の環境保持その他必要な対策を講ずることにより、市、市民等、事業者、占有者等、犬の飼い主等が一体となって地域環境の美化及び資源の有効利用を図り、もつて環境に配慮した住民の自発的活動を促すことにより、豊かな自然と歴史を活かした生活環境の保全と循環型社会の構築を目的とする	ごみの投捨て及び散乱、飼い犬のふん害の防止 空き地の環境保持について市民等、事業者及び占有者に対する意識の啓発 広報活動の促進 空き缶等の再資源化の促進に関すること 環境パトロールの実施体制の整備に関すること 立入調査に関する事(改正) その他環境美化に必要と認める事項	なし	人口 登録犬 約2.8万人 2,215頭
つるぎ町 (徳島県)	つるぎ町環境美化条例 平成19年3月16日公布 平成19年4月1日施行	ごみの投捨て及び散乱並びに飼い犬のふん害の防止に関し必要な措置を講ずることにより、町の環境美化の促進を図るとともに、町民の生活環境の向上に資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 町民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	勧告書 命令書	人口 登録犬 約7千人 567頭
丸亀市 (香川県)	丸亀市まちをきれいにする条例 平成17年3月22日公布・施行 平成27年3月27日改正	空き缶や吸い殻のポイ捨て及び飼い犬のふん放置の防止並びに空き地の適正管理その他生活環境の保全のための方策について定め、きれいなまち丸亀の実現に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 飼い主の遵守事項 立入調査 指示		人口 登録犬 約10.9万人 8,380頭
坂出市 (香川県)	坂出市環境美化条例 平成14年3月26日公布 平成14年7月1日施行	地域環境の美化に関し、市、市民および事業者の責務を明らかにするとともに、空き缶、吸い殻等の投棄および犬のふんの放置を防止することにより、本市における生活環境の保全に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	勧告書	人口 登録犬 約5.1万人 3,330頭
善通寺市 (香川県)	善通寺市環境美化条例 平成9年12月26日公布 平成10年4月1日施行	空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止し、空き缶等の回収及び再資源化を促進するための措置を講ずること等により、地域環境の美化及び資源の有効利用を図り、もつて快適な生活環境の保全と清潔で美しいまちづくりに寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	勧告書	人口 登録犬 約3.2万人 2,487頭
観音寺市 (香川県)	観音寺市美しいまちづくり条例 平成17年10月11日公布・施行	この条例は、ごみ等の散乱を防止し、市民等、事業者及び市が一体となって環境の美化に関する活動を行うことにより、快適な生活環境の保全及び資源の再利用の促進を図り、もつてごみのない美しいまちづくりを推進することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害等 勧告書 指導書 命令書	人口 登録犬 約5.7万人 4,302頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
さぬき市 (香川県)	さぬき市環境美化の促進に関する条例 平成14年4月1日公布・施行	この条例は、市、事業者、市民及び土地又は建物の占有者等が一体となって日常生活と地域の環境とのかかわりを再認識し、ごみの減量化及び清潔な生活環境の保全のため、空き缶、空き瓶、吸い殻、紙くず、犬のふん等(以下「ごみ等」という。)の散乱を防止するとともに、散乱したごみ等の清掃活動に努めることにより、地域環境の美化及び資源の有効利用を図り、もって環境に配慮した住民の自発的活動を促すとともに、快適な生活環境の保全と美しい街づくりに資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告		人口 登録犬 約4.7万人 4,037頭
東かがわ市 (香川県)	東かがわ市環境美化の促進に関する条例 平成15年4月1日公布・施行	この条例は、市、事業者、市民及び土地又は建物の占有者等が一体となって日常生活と地域の環境とのかかわりを再認識し、ごみの減量化及び清潔な生活環境の保全のため、空き缶、空き瓶、吸い殻、紙くず、犬のふん等(以下「ごみ等」という。)の散乱を防止するとともに、散乱したごみ等の清掃活動に努めることにより、地域環境の美化及び資源の有効利用を図り、もって環境に配慮した住民の自発的活動を促すとともに、快適な生活環境の保全と美しい街づくりに資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告		人口 登録犬 約2.9万人 2,308頭
三豊市 (香川県)	三豊市環境美化条例 平成18年1月1日公布・施行	空き缶等及び吸殻等の散乱を防止し、空き缶等の回収及び再資源化を促進するための措置を講ずること等により、地域環境の美化及び資源の有効利用を図り、もって快適なまちづくりに寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害等 勧告書 命令書 戒告書 代執行命令書	人口 登録犬 約6.2万人 5,383頭
土庄町 (香川県)	土庄町美しいまちづくり条例 平成17年3月28日公布・施行 平成27年9月30日改正・施行	この条例は、町民等、事業者及び町が一体となって環境の美化に関する活動を行うことにより、快適な生活環境の保全及び資源の再利用の促進を図り、もってごみのない清潔で観光立町として美しいまちづくりを推進することを目的とする。	・町民等及び事業者の意識の啓発 ・飼い犬のふんの放置の禁止 ・指導及び勧告 ・命令 ・立入調査	勧告書 命令書 立入調査員証	人口 登録犬 約1.3万人 667頭
小豆島町 (香川県)	小豆島町みんなでまちをきれいにする条例 平成18年12月22日公布 平成19年4月1日施行	この条例は、小豆島町の良好な生活環境を保全し、町民の誇れる清潔で美しいまちづくりを目指すため必要な事項を定め、町、町民及び事業者等が一体となり地域の環境美化の促進を図り、もって清潔で快適な生活環境の向上に資することを目的とする。	・町民及び事業者の環境美化意識の啓発 ・飼育動物の遺棄及び飼い犬のふんの放置の禁止 ・指導、勧告 ・立入調査	勧告書 立入調査員証	人口 登録犬 約1.4万人 990頭
三木町 (香川県)	三木町環境美化条例 平成13年3月23日公布 平成13年4月1日施行	この条例は、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止し、空き缶等の回収及び再資源化を促進するための措置を講ずること等により、地域環境の美化及び資源の有効活用を図り、快適な生活環境の保全と清潔で美しい町づくりに寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 町民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告		人口 登録犬 約2.7万人 1,841頭
宇多津町 (香川県)	快適かつ安全な生活環境の保全に関する条例 平成8年12月19日公布・施行	町民等、事業者及び町が一体となって、生活環境の保全に取り組み、快適でかつ安全なまちづくりに資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 飼い主の遵守事項 指導及び勧告		人口 登録犬 約1.9万人 1,034頭
綾川町 (香川県)	綾川町環境美化条例 平成18年3月21日公布・施行	空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止し、空き缶等の回収及び再資源化を促進するための措置を講ずること、落書きの禁止、犬の飼育に関する遵守事項、空き地の管理等により、地域環境の美化及び資源の有効利用を図り、もって快適な生活の保全と清潔で美しいまちづくりに寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 飼い主の遵守事項 指導、勧告及び措置命令	勧告書 命令書	人口 登録犬 約2.3万人 2,094頭
琴平町 (香川県)	琴平町環境美化条例 平成10年3月24日公布 平成10年10月1日施行	空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止し、空き缶等の回収及び再資源化を促進するための措置を講ずること等により、地域環境の美化及び資源の有効利用を図り、もって快適な生活環境の保全と清潔で美しいまちづくりに寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	勧告書	人口 登録犬 約0.9万人 661頭
多度津町 (香川県)	多度津町環境美化条例 平成13年2月20日公布 平成13年4月1日施行	町民の健康で快適な生活の確保と良好な地域環境を保全するため、町、町民等、事業者、占有者等のそれぞれの責務を明らかにするとともに、清潔で水と緑の豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	勧告書 命令書	人口 登録犬 約2.3万人 1,638頭
まんのう町 (香川県)	まんのう町環境美化条例 平成18年3月20日公布・施行	空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止し、空き缶等の回収及び再資源化を促進するための措置を講ずること等により、地域環境の美化及び資源の有効利用を図り、もって快適な生活環境の保全と清潔で美しいまちづくりに寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	勧告書	人口 登録犬 約1.7万人 1,634頭
新居浜市 (愛媛県)	きれいなまち新居浜をみんなでつくる条例 平成13年12月25日公布 平成14年4月1日施行	市民、事業者及び占有者等が一体となってごみ等の散乱及び投棄を防止し、空き缶等の回収及び再資源化を促進するための措置を講じることにより、地域環境の美化及び資源の有効利用を図り、もって環境に配慮した市民の自発的な活動を促すとともに、清潔で美しいまちづくりに資することを目的とします。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	勧告書 命令書	人口 登録犬 約11.9万人 7,516頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
上島町 (愛媛県)	上島町良好な生活環境の確保に関する条例 平成22年9月27日公布 平成22年10月1日施行	この条例は、健康生活阻害行為の防止等について必要な事項を定めることにより、町民の良好な生活環境を確保することを目的とする。 2 町は、この条例の運用に当たっては、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)その他の関係法令の趣旨を十分に踏まえるものとする。	給餌によるえさの残さ、給餌によるえさを目当てに集散する動物のふん尿その他の汚物の放置又は不適切な処理及びこれらにより発生する臭気等、給餌による不良状態を生じさせてはならない。 ・町の責務 ・町民等の責務 ・給餌による不良状態の禁止 ・勧告及び命令 ・立入調査等 ・委任 ・罰則 ・両罰規定	勧告書 命令書	人口 登録犬 約0.7万人 448頭
久万高原町 (愛媛県)	久万高原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 平成21年3月19日公布 平成21年4月1日施行 (令和元年10月1日改正)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定めるもののほか、本町における廃棄物の排出を抑制し、再生利用を促進すること等により廃棄物の減量化を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	犬の飼い主又は管理者は、公共の場所等に犬のふんを放置してはならない。	—	人口 登録犬 約0.8万人 593頭
八幡浜市 (愛媛県)	八幡浜のまちをみんなできれいにする条例 平成23年3月28日公布 平成23年6月1日施行	空き缶等及び吸殻等の投げ捨て並びに飼い犬の糞の放置を防止することにより、自然豊かな八幡浜を更にごみの散乱のない清潔できれいなまちにすることを目的とする。	市の責務 市民の責務 事業者の責務 土地所有者の責務 助言又は指導 立ち入り調査 罰則	命令書 身分証明書	人口 登録犬 約3.3万人 1,688頭
西予市 (愛媛県)	西予市犬の管理に関する条例 平成16年4月1日公布 平成16年4月1日施行	犬の飼養又は管理に関し必要な事項を定めることにより、飼い主の責務を明確にし、人の生命、身体及び財産に対する犬の危害防止並びに公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 飼い犬を運動等させるときは、汚物を処理するための用具を携帯するとともに、飼い犬が公園、道路その他公共施設・場所又は他人の財産を汚染し、又は損傷したときは、直ちに汚物の処理その他必要な措置をとること。	なし	人口 登録犬 3.7万人 2,326頭
内子町 (愛媛県)	内子町ポイ捨て防止に関する条例 平成17年1月1日公布 平成17年1月1日施行	この条例は、町、事業者、町民等および土地の所有者等が協力して、環境に配慮した町民の行動を促し、ポイ捨てによる空き缶等又は紙くず等の散乱を防止することによって、清潔できれいなまちをつくり、快適な生活環境を確保することを目的とする。	町民等の意識の啓発 町民等の責務 飼い犬の糞の処理 指導及び勧告	改善勧告書 措置命令書 告知書	人口 登録犬 1.6万人 922頭
伊方町 (愛媛県)	伊方町きれいなまちづくり条例 令和2年3月26日公布 令和2年4月1日施行	この条例は、町、町民等、事業者及び土地所有者等が一体となつてごみ等の散乱及び投棄を防止することにより、きれいなまちづくりを推進することを目的とする。	(町民等の責務)第4条 2 町民等は、その飼い犬が自己の所有し、又は管理する土地以外の土地にふんをしたときは、当該ふんを直ちに回収し、適切に処理しなければならない。	命令書	人口 登録犬 約0.9万人 391頭
宇和島市 (愛媛県)	宇和島市飼い犬ふん害等防止条例 平成17年8月1日公布 平成17年8月1日施行	飼主の責任としての飼犬の糞及び尿の処理等に関し必要な事項を定めることにより、飼い犬の糞害等防止に関する意識の高揚を図り、市民の快適な生活環境の推進に寄与することを目的とする。	飼犬の糞害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼主の遵守事項 指導及び勧告	なし	人口 登録犬 約7.4万人 3,422頭
安芸市 (高知県)	安芸市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例 平成15年3月25日公布 平成15年4月1日施行	地域の環境美化と清潔で快適な生活環境を確保することを目的とする。	市民の環境美化の協力 飼い主の責務 指導及び勧告	命令書	人口 登録犬 約1.7万人 1,195頭
東洋町 (高知県)	東洋町空き缶等ポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例 平成19年12月19日公布 平成19年12月19日施行	ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止について必要な事項を定めることにより、町、事業者、町民等及び占有者等が一体となつて地域における環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 町民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	特になし	人口 登録犬 約2.3千人 121頭
馬路村 (高知県)	安田川清流保全条例 平成15年9月17日公布・施行	(家畜のふん尿の適正処理) 第13条 家畜を飼育する者は、処理施設の設置等により家畜のふん尿を適正に処理し、家畜のふん尿により公共用水域を汚濁しないよう努めなければならない。	飼い主のふん害等の防止	なし	人口 登録犬 約0.7千人 54頭
南国市 (高知県)	南国市ごみのポイ捨て及び犬のふんの放置防止条例 平成11年3月24日公布 平成11年6月1日施行 (平成29年4月1日改正施行)	空き缶等及び吸殻等のポイ捨て並びに犬のふんの放置に関して、市民等、事業者及び占有者等の責務及び必要な事項を定めることにより、美しく、かつ、快適な生活環境を確保するとともに、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。	公共の場所においてふんをしたときは、そのふんを放置し、又は投棄してはならない。 ふん尿により公共の場所及び他人の土地、建物を不潔にしているはならない。 規定に違反した者は、3万円以下の罰金に処する。	なし	人口 登録犬 4.7万人 3,239頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
香南市 (高知県)	香南市ごみ捨て防止条例 平成18年3月1日公布 平成18年3月1日施行	市民、事業者、土地又は建物の占有者等及び市が一体となって、空き缶等及び吸い殻等のごみの散乱を防止するために必要な事項を定めることにより、地域の環境美化及び保全の促進を図り、清潔で美しいまちづくりをめざすことを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	勧告書 弁明通知書 命令書	人口 登録犬 3.3万人 2,440頭
香美市 (高知県)	香美市環境美化条例 条例第155号 平成18年3月1日公布・施行	第8条 飼い主は、飼い犬を屋外で運動させる場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 飼い犬を綱、鎖等でつなぎ制御できるようにすること。 (2) 飼い犬のふんを処理するための用具を携行する等し、飼い犬が公共の場所及び他人の土地等をふんで汚したときは、飼い主は直ちに適正な処理を行うこと。 第10条 市長は、市民等、事業者及び犬の飼い主に対し、ポイ捨てによる空き缶等、吸い殻等及び紙くず等の散乱並びにふん害を防止する上で必要な指導及び助言を行うことができる。	飼い主の遵守事項 指導及び助言	なし	人口 登録犬 約2.6万人 1,738頭
大豊町 (高知県)	おおとよの環境を守ろう条例 平成12年3月24日公布 平成12年6月1日施行	大豊町ひいては地球のかけがえのない環境を良好な状態に保ち、次世代に引き継いでいくため、環境を考えた暮らしや事業活動に努めるとともに、ごみの投げ捨て等を防止し、地域の環境美化・保全活動の一層の推進を図り、町民の良好な生活環境を確保し、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	飼い主のふん害等の禁止	なし	人口 登録犬 約3.5千人 316頭
土佐市 (高知県)	土佐市環境美化条例 平成15年12月25日制定 平成24年1月1日横書き施行	空き缶等ごみのポイ捨て並びに飼い犬のふんの放置を防止し、空き缶等の回収及び再資源化を促進するための措置を講ずること等により、資源の有効利用及び環境の美化の促進を図り、もって快適な生活環境の保全と清潔で美しいまちづくりに寄与することを目的とする。	空き缶等及びごみの散乱の防止等について 飼い犬のふん放置の防止等について 空き缶等の再資源化の促進に関すること 環境パトロール実施体制の整備に関すること その他環境美化に必要と認める事項	勧告書 命令書 勧告履行命令書 立入調査職員証	人口 登録犬 約2.7万人 1,911頭
いの町 (高知県)	いの町ポイ捨て及びふん害防止条例 平成18年3月31日公布 平成18年6月1日施行	町民、事業者、飼い主及び所有者等並びに町の責務を明らかにし、地域の環境美化の促進を図り、清潔で快適な生活環境を確保することを目的とする。	ふん害の防止に関する啓発及び広報活動 町への協力 犬等のふん放置禁止勧告、命令及び公表	勧告書 命令書 通知書	人口 登録犬 約2.2万人 1,330頭
佐川町 (高知県)	佐川町環境美化条例 平成27年12月21日公布 同日施行	この条例は、町民、事業者、土地又は建物の占有者及び町が一体となって、ごみ等の散乱及び犬等の糞害を防止するために必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりをめざすことを目的とする。	・糞害 犬等の糞により公共の場所及び他人の土地等を汚さない事。		人口 登録犬 約1.3万人 821頭
日高村 (高知県)	日高村ポイ捨て及びふん害防止条例 平成24年4月1日施行	この条例は、ポイ捨てによる空き缶等ゴミの散乱及び犬等のふん害の防止について必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進を図り、清潔で快適な生活環境を確保することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 村民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	なし	人口 登録犬 約5.0千人 446頭
大牟田市 (福岡県)	大牟田市飼い犬の管理及び野犬の取締りに関する条例 昭和44年4月15日公布 昭和44年6月1日施行 (平成26年4月1日改正施行)	犬が人畜その他に危害を加えることを防止するため、飼い犬の管理について守るべき事項及び野犬の取締りに関する事項を定め、もって住民の日常生活の安全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	飼い犬が、公の場所及び他人の敷地内をふん、その他により汚染しないようにすること。	指導書 措置命令	人口 登録犬 約11.3万人 5,389頭
太宰府市 (福岡県)	太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例 昭和49年3月12日公布 昭和49年3月12日施行 (平成25年12月25日改正)	畜犬の愛護及び管理に関する事項を定め、畜犬が人、家畜、農作物その他に害を加えることを防止し、社会生活の安全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	(飼い主の義務) 飼い主は、畜犬が道路、公園、広場、その他の公共の場所又は民地においてふんを排泄した場合は、直ちにふんを除去しなければならない。	なし	人口 登録犬 約7.17万人 3,329頭
宇美町 (福岡県)	宇美町飼い犬等のふん害防止に関する条例 平成18年9月29日公布 平成19年4月1日施行	動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び福岡県動物愛護及び管理に関する条例(昭和53年福岡県条例第39号)に基づき、宇美町における飼い犬等のふん害等の防止に関し必要な事項を定めることにより、飼い主の意識の高揚を図り、もって住民の良好な生活環境の維持、環境美化の促進に寄与することを目的とする。	・町・飼い主の責務 ・指導及び勧告 ・是正命令	・是正命令に違反 →5万円以下の過料	人口 登録犬 約3.7万人 2,746頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
志免町 (福岡県)	志免町飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成12年9月28日公布 平成12年12月1日施行	飼い犬等のふん及び尿の処理等について飼い主のマナー向上を高め、ふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、住民の良好な生活環境の維持、環境美化の促進に寄与する事を目的とする。	(1) 飼い主は、マナーの向上を高め、ふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、町が行う施策に協力しなければならない。 (2) 公共の場所等において、飼い犬等を移動させるときは、ふんを処理するための用具を携帯すること。 (3) 飼い犬等のふんにより、公共の場所等を汚したときは、当該ふんを持ち帰ること。 (4) 飼い犬等の尿により、公共の場所等を汚したときは、他人に迷惑を及ぼさないよう適正に処理すること。	・是正命令に違反 →5万円以下の罰金	人口 登録犬 46,407人 2,062頭
粕屋町 (福岡県)	粕屋町飼い犬等のふん害等防止に関する条例 平成24年9月26日公布 平成24年12月1日施行	この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律及び福岡県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、飼い主の責任としての飼い犬等のふん又は尿の処理等に関し必要な事項を定めることにより、飼い主のマナーの向上及びふん害等防止に関する意識の高揚を図り、もって住民の良好な生活環境の推進に寄与することを目的とする。	・町内の清潔の保持 ・指導及び勧告	・是正命令に違反 →5万円以下の過料	人口 登録犬 47,938人 1,954頭
須恵町 (福岡県)	須恵町飼い犬・猫のふん害等の防止に関する条例 平成22年6月18日公布 平成22年9月1日施行	この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び福岡県動物愛護及び管理に関する条例(昭和53年福岡県条例第39号)に基づき、須恵町における飼い犬・猫のふん害等の防止に関し、必要なことを定めることにより、飼い主のマナーの向上並びにふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、もって住民の良好な生活環境の維持、環境美化の促進に寄与することを目的とする。	・町・飼い主の責務 ・住民の権利 ・指導、勧告及び公表 ・罰則	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 28,666人 1,932頭
水巻町 (福岡県)	水巻町飼い犬・猫のふん害等の防止に関する条例 平成23年3月30日公布 平成23年4月1日施行	町内における飼い犬・猫のふん及び尿の処理等について、飼い主のマナーの向上及びふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、住民の良好な生活環境の維持、環境美化の促進に寄与することを目的とする	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	公表	人口 登録犬 約2.8万人 1,411頭
飯塚市 (福岡県)	飯塚市生活環境の保全に関する条例 平成26年3月26日公布 平成26年7月1日施行	市民が健康で文化的な生活を営むことができる生活環境の確保に資するため、市、市民等、事業者及び土地の所有者等の責務を明らかにするとともに、公共の場所等の美化の推進について必要な事項を定め、もって市民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。	・市、市民等、事業者、土地の所有者の責務 ・公共の場所等の美化 ・飼い犬・飼い猫等の適正管理 ・立入調査、助言又は指導、勧告、命令、公表	身分証明書 指導書 勧告書 命令書 公表通知書	人口 登録犬 127,557人 6,212頭
嘉麻市 (福岡県)	嘉麻市環境美化条例 平成18年12月15日公布 平成18年12月15日施行	この条例は、環境美化の推進及びその保持を図るため、必要な事項を定めることにより、嘉麻市、市民等及び事業者が一体となって、廃棄物の不法投棄の禁止、飼い犬のふん害を防止することにより、快適な生活環境の保持と清潔で美しい緑豊かなまちづくりを目指すことを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	・勧告書 ・措置命令書 ・戒告書 ・代執行令書	人口 登録犬 37,454人 1,708頭
桂川町 (福岡県)	桂川町環境美化推進条例 平成21年3月27日公布 平成21年4月1日施行	この条例は、桂川町の地域の環境美化を図り、貴重な自然環境と快適な生活環境を保全し、もって美しいまちづくりを推進することを目的とする。	愛がん動物の飼い主の責務	指導書 勧告書	人口 登録犬 13,334人 795頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
田川市 (福岡県)	田川市人に優しいうつくしいまちづくり条例 平成19年12月25日公布 平成20年10月1日施行	人に優しくうつくしいまちづくりについて、基本理念並びに市民等、事業者及び市それぞれの責務を明らかにするとともに、その施策の基本事項を定めることにより、市民等が安全で快適な環境の中で生活を営めるよう、清潔で人に優しくうつくしいまちづくりを目指すことを目的とする。	・愛がん動物の飼い主の責務 ・市の啓発活動 ・指導及び勧告	指導員証明書 勧告書 報告書	人口 登録犬 47,208人 2,445頭
香春町 (福岡県)	香春町飼い犬などふん害の防止に関する条例 平成20年9月30日公布 平成20年10月1日施行	飼い犬などのふん及び尿の処理について飼い主のマナー向上を高め、ふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、住民の良好な生活環境の維持、環境美化の促進に寄与することを目的とする。	・町の責務 ・飼い主の責務 ・指導、勧告及び公表 ・罰則	飼い犬等のふん害の防止勧告書命令書	人口 登録犬 10,787人 732頭
大任町 (福岡県)	大任町飼い犬等のふん害の防止に関する条例 平成21年6月24日公布 平成21年6月24日施行	飼い犬などのふん及び尿の処理について飼い主のマナーの向上。ふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、住民の良好な生活環境の維持、環境美化の促進に寄与することを目的とする。	・町の責務(啓発) ・飼い主の責務 ・指導、警告及び公表 ・命令	・ふん害防止 警告書 ・命令書	人口 登録犬 5,229人 347頭
朝倉市 (福岡県)	朝倉市環境美化推進条例 平成18年3月20日公布 平成18年3月20日施行	市の地域の環境美化を図り、貴重な自然環境と快適な生活環境を保全し、もって美しいまちづくりを推進することを目的とする。	飼い犬等のふんの適切な処理		人口 登録犬 約5.3万人 2,762頭
小郡市 (福岡県)	小郡市飼い犬管理条例 昭和50年12月27日公布 昭和51年4月1日施行	飼い犬の保護管理等について定めることにより、飼い犬が人及び家畜等(以下「人畜等」という。)に害を加えることを防止し、日常生活の安全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	(清潔の保持) 飼い主は、飼い犬を飼育、管理している場所を常に生活にするとともに、ふん尿その他汚物を衛生的に処理し害虫発生防止及び駆除に努めなければならない。		人口 登録犬 約6.0万人 2,813頭
筑前町 (福岡県)	筑前町環境美化推進条例 平成17年3月22日公布・施行	廃棄物等の散乱を防止し、空き地を適正に管理するとともに、飼い犬のふんの適正な処理をすることにより、地域の環境美化を図り貴重な自然環境と快適な生活環境を保全し、もっと美しい町づくりを推進することを目的とする	飼い犬のふんの適正な処理		人口 登録犬 約3.0万人 2,813頭
大川市 (福岡県)	大川市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 平成5年6月25日公布 平成5年12月1日施行	市民、事業者、土地又は家屋の占有者及び市が一体となって、回収促進資源物の散乱を防止し、その回収による再資源化を促進するための措置を講ずること等により、生活環境の快適性の向上及び資源の有効利用を図り、もって環境に配慮した住民活動を促すとともに、環境と調和した地域社会の構築に資することを目的とする。	(市民等の責務) 市民及び滞在者は、たばこ、チューインガム、チラシ等の投げ棄てその他生活環境の快適性を阻害する行為をしてはならない。	命令書	人口 登録犬 約3.3万人 1,058頭
豊前市 (福岡県)	豊前市飼い犬条例 昭和45年3月30日公布 昭和45年6月1日施行 (平成13年3月28日改正施行)	飼い犬が人の生命、身体又は財産に害を加えることを防止し、飼い犬の管理を適正にし、もって社会生活の安全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	飼い主の義務・遵守事項 措置命令 立入検査 罰則		人口 登録犬 25,168人 1,025頭
苅田町 (福岡県)	苅田町飼い犬・猫のふん害等の防止に関する条例 平成16年6月24日公布 平成17年1月1日施行	町内における飼い犬・猫のふん及び尿の処理等について、飼い主のマナーの向上並びにふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、住民の良好な生活環境の維持、環境美化の促進に寄与する事を目的とする。	町、飼い主の責務 住民の権利 指導、勧告、公表、命令		人口 登録犬 37,361人 1,540頭
みやこ町 (福岡県)	みやこ町人と犬・ねこの共生に関する条例 平成18年3月20日公布 平成18年3月20日施行	動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に基づき、人と犬・ねこのより良い共生社会の形成に関し必要な事項を定め、町・町民・飼い主の三者が協力し合うことによって、犬・ねこの健康と安全の確保及び犬・ねこによる人の生命・身体・財産に対する侵害の防止並びに町民の良好な生活環境の維持、環境美化の促進に寄与する事を目的とする。	町・町民・飼い主の責務 飼い主の遵守事項 指導、勧告及び是正命令 罰則	勧告書 命令書	人口 登録犬 19,349人 1,459頭
築上町 (福岡県)	築上町畜犬条例 平成18年1月10日施行	畜犬が人、家畜その他に害を加えることを防止するため、畜犬の管理を適正にし、社会生活の安全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	・清潔の保持 ・飼い主の義務 ・措置命令	なし	人口 登録犬 17,843人 700頭
吉富町 (福岡県)	吉富町ポイ捨て等防止条例 平成19年9月21日公布 平成20年4月1日施行	空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置の防止、清潔で美しいまちづくりを推進し、快適な生活環境の確保に資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	勧告書 命令書	人口 登録犬 6,744人 240頭
佐賀市 (佐賀県)	佐賀市飼い犬のふん害の防止に関する条例 平成18年12月21日公布 平成19年4月1日施行	飼い犬のふんの適切な処理について必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境の維持を図ることを目的とする。	市の責務 市民の協力 飼い主等の責務、遵守事項 指導及び命令 調査 罰則	措置命令書	人口 登録犬 約23.3万人 9,695頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
鳥栖市 (佐賀県)	鳥栖市犬取締条例 昭和47年9月30日公布 昭和47年10月1日施行 (平成20年10月1日一部改正)	犬による人、農作物、家畜、その他の被害を防止し、もって住民の日常生活の安全をはかることを目的とする。	飼い主のとるべき措置 飼い主への措置命令 野犬の薬殺等 罰則	飼い主の指導票 身分証明書 標識 措置命令	人口 登録犬 約7.3万人 3,191頭
唐津市 (佐賀県)	唐津市犬取締条例 平成17年1月1日公布 平成17年1月1日施行	犬による人畜その他の被害を防止し、もって市民生活の安全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	飼い主の遵守事項 措置命令	指導票 措置命令書	人口 登録犬 約12万人 5,833頭
伊万里市 (佐賀県)	伊万里市動物の愛護及び管理に関する条例 平成22年6月30日公布 平成22年7月1日施行	動物の健康及び安全の保持について必要な措置を講じ、市民の動物を愛護する意識の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物とが調和し、共生する社会の実現に資することを目的とする。	・市の責務 ・市民の責務 ・飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・飼い主の係留義務 ・犬のふんの回収 ・野犬の薬殺 ・勧告及び命令 ・罰則	・指導職員の身分証明書 ・毒えさの標識 ・勧告書 ・措置命令書	人口 登録犬 約5.5万人 2,449 頭
嬉野市 (佐賀県)	嬉野市環境美化条例 平成18年1月1日施行	市民、事業者、占有者及び市が一体となり、ごみ等の散乱防止対策、減量化対策、生活排水の対策等により、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	(ポイ捨ての禁止等) 道路、河川、水路、広場等及び第三者が所有し、管理する場所にごみ等を捨てたり、飼い犬のふんを放置したりしてはならない。	なし	人口 登録犬 約2.5万人 1,303頭
基山町 (佐賀県)	基山町犬取締条例 昭和47年4月1日公布・施行 平成13年12月28日一部改正	犬の管理を適正にすることにより犬が人畜その他に危害を加える事を防止し、もって公衆衛生の向上と日常生活の安全を図ることを目的とする。	飼い犬が道路その他公共の場所又は他人が所有し、若しくは管理する土地にふんをした場合は、ふんを適切に処理すること。		人口 登録犬 (H31.3.31現在) 約1.7万人 794頭
みやき町 (佐賀県)	みやき町生活環境の保全に関する条例 平成17年3月1日公布 平成17年3月1日条例第86号	この条例は、環境基本法(平成5年法律第91号)に定める基本理念にのっとり、法令に特別の定めがある場合を除くほか、生活環境の保全等について、町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、必要事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び創造に資することを目的とする。	犬の所有者(所有者以外の者が管理するときは、その者を含む。)は、その犬がふんをしたときは、これを放置してはならない。 命令・罰則規定あり	なし	人口 登録犬 約2.5万人 1,122頭
大町町 (佐賀県)	大町町ごみのポイ捨て及び飼い犬のふん害の防止に関する条例 平成17年3月22日公布 平成17年7月1日施行	町、町民等、事業者及び所有者等が一体となって、ごみのポイ捨て及び飼い犬のふん害を防止することにより、地域における環境美化の促進を図り、町民の快適な生活環境を確保することを目的とする。	・町の責務 ・土地所有者等の責務 ・飼い主の責務 ・禁止行為 ・指導及び勧告、・命令 ・立入調査 ・公表	・身分証明書 ・勧告書 ・原状回復等命令書 ・勧告履行命令書	人口 登録犬 (平成31年3月31日) 約0.6万人 316頭
江北町 (佐賀県)	江北町ごみのポイ捨て防止及び環境美化を推進する条例 平成15年9月24日公布 平成16年1月1日施行	廃棄物の不法投棄ごみのポイ捨て及び愛玩動物のふんの放置等を防止するため必要事項を定め、町、町民等、事業者及び土地の所有者が一体となって、快適な生活環境の保全及び清潔で美しい町づくりの実現に資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項		人口 登録犬 約1万人 538頭
西海市 (長崎県)	西海市犬取締条例 平成17年4月1日公布 平成17年4月1日施行 (平成22年4月1日一部改正)	犬による人畜その他の被害を防止し、もって市民生活の安全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	飼い主の遵守事項 措置命令 犬の抑留、抑留の公示	飼い主への指導書 飼い主への措置命令書	人口 登録犬 約2.6万人 1,274頭
長与町 (長崎県)	長与町犬取締条例 昭和42年12月8日公布 昭和43年1月8日施行 (平成22年4月1日改正)	犬による人身の咬傷、農作物、家畜その他(以下「人畜等」という。)の被害を防止し、もって公共の福祉の増進及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	飼い犬に街路又は公園その他公共の場所を汚染するような行為をさせないこと。 飼い犬が人畜等に被害を加えないように注意し、その措置を講ずること。 飼い犬及び犬舎は常に清潔にし、こん虫等の発生防止と駆除に努めること。	長与町犬取締条例施行規則 第3条関係指導票 措置命令書 蓄犬指導員身分証明書	人口 登録犬 約4.1万人 1,793頭
時津町 (長崎県)	時津町犬取締条例 昭和43年3月19日公布 昭和43年5月1日施行 時津町犬取締条例施行規則 昭和43年3月23日公布 昭和43年5月1日施行	この条例は、犬による人身の咬傷、農作物、家畜その他の被害を防止し、もって公共の福祉の増進及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導及び命令	・措置命令書 ・身分証明書	人口 登録犬 約2.9万人 1,189頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
大村市 (長崎県)	大村市犬取締条例 昭和44年9月27日公布 昭和44年10月1日施行 (平成21年12月17日一部改正)	犬による人畜その他の被害を防止し、もって市民生活の安全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	公共の場所でのふんの処理義務	畜犬取締指導票 措置命令書	人口 登録犬 約9.7万人 4,953頭
東彼杵町 (長崎県)	東彼杵町犬取締り条例 平成25年9月26日公布 平成25年9月26日施行	犬による人畜その他の被害を防止し、もって町民生活の安定及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	(飼い主の義務) 第3条3項 飼い犬を管理する場所以外に連れ出すときは、ふんを処理するための用具を携行し、ふんを排泄した場合はこれを持ち帰り、適切に処理しなければならない。 (措置命令) (罰則)	措置命令(第3号様式)	人口 登録犬 約0.5万人 434頭
島原市 (長崎県)	島原市犬取締条例 昭和43年12月24日公布 昭和44年4月1日施行 (平成18年1月1日一部改正)	犬による人畜その他の被害を防止し、もって市民生活の安全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	飼い主の義務	なし	人口 登録犬 4.4万人 1,531頭
雲仙市 (長崎県)	雲仙市犬取締条例施行規則 平成17年10月11日公布 平成17年10月11日施行	犬による人身の咬傷、農作物、家畜その他の被害を防止し、もって公共の福祉の増進及び公衆衛生の向上を図る	第2条(遵守事項) (1)飼い犬に公共の場所を汚染するような行為をさせないこと	措置命令書	人口 登録犬 4.3万人 2,038頭
南島原市 (長崎県)	南島原市犬取締条例 平成18年3月31日公布 平成18年3月31日施行 (平成24年3月21日一部改正)	犬による人身の咬傷、農作物、家畜その他(以下「人畜等」という。)の被害を防止し、もって公共の福祉の増進及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	飼い犬を道路その他公共の場所に連れ出すときは、ふん尿を衛生的に処理すること。	なし	人口 登録犬 4.1万人 2,217頭
平戸市 (長崎県)	平戸市畜犬取締条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行	犬による人身こう傷、農作物、家畜その他(以下「人畜等」という。)の被害を防止し、もって公共の福祉の増進及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	飼主の責務 措置命令 野犬の捕獲及び薬殺 公示 委任 罰則	公示	人口 登録犬 約3.0万人 1,486頭
	平戸市の環境を美しくする条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行	ごみ等の散乱、愛がん動物のふんの放置等の防止について必要な事項を定め、市、市民等、事業者及び土地の所有者等が一体となり地域の環境美化の促進を図り、もって清潔で快適な生活環境の向上に資することを目的とする。	市の責務 市民等の責務 喫煙者の責務 愛がん動物の飼養者の責務 事業者の責務 土地の所有者の責務 市への施策への協力 協力 勧告 命令 公表	勧告 命令 公表	
松浦市 (長崎県)	松浦市犬取締条例(同施行規則) 平成18年1月1日公布 平成18年1月1日施行 (平成22年4月1日一部改正)	犬による人身の咬傷、農作物、家畜その他(以下「人畜等」という。)の被害を防止し、もって市民生活の安全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	飼い主の義務 放し飼いの禁止 飼い犬の係留 ふん尿の衛生的処理 措置命令 野犬の薬殺	措置命令書	人口 登録犬 約2.2万人 1,394頭
佐々町 (長崎県)	佐々町犬取締条例 昭和47年3月21日公布 昭和47年5月1日施行 (平成22年3月15日改正)	犬による人身の咬傷、農作物、家畜、その他(以下「人畜等」という。)の被害を防止し、もって公共の福祉の増進、社会生活の安全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	街路又は公園その他公共の場所を汚染するような行為をさせないこと	措置命令書	人口 登録犬 約1.4万人 676頭
対馬市 (長崎県)	対馬市犬取締条例 平成16年3月1日公布 平成16年3月1日施行 (平成22年4月1日一部改正)	この条例は犬による人畜その他の被害を防止し、もって市民生活の安全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	飼い主の遵守事項 措置命令	措置命令書	人口 登録犬 約3.0万人 1,191頭
八代市 (熊本県)	八代市環境美化の推進に関する条例 平成12年9月29日公布 平成13年4月1日施行 (平成17年8月1日改正)	空き缶等の散乱、ふん害等及び雑草の繁茂の防止について必要な事項を定めることにより、市民等の環境美化への意識の高揚を図り、もって市と市民等がそれぞれの主体的な取り組みによって、良好な生活環境に配慮し、その確保に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項	なし	人口 登録犬 約12.5万人 5,369頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
人吉市 (熊本県)	人吉市生活環境保全美化条例 平成26年3月25日公布 平成26年10月1日施行	人吉市環境基本条例(平成25年人吉市条例第6号。以下「基本条例」という。)の趣旨に基づき、生活環境保全及び環境美化について必要な事項を定め、市、市民等及び事業者が協働して、清潔で美しく快適な生活環境をつくることを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	なし	人口 登録犬 約3.3万人 1,802頭
玉名市 (熊本県)	玉名市環境美化に関する条例 平成24年3月29日公布 平成24年6月1日施行	ポイ捨てによる空き缶等の散乱、ふん害等、雑草の繁茂の防止について、市、市民等、事業者等及び土地の所有者等の責務を明らかにするとともに、ポイ捨て、空き地等の不良状態及び飼い犬等のふん等放置の防止等に関し、必要な事項を定めることにより、市内の環境美化の促進及び市民等の快適な生活環境の確保を図り、もって清潔できれいなまちづくりを推進すること。	飼い主の飼養、ふん害等の防止に関する啓発	なし	人口 登録犬 約6.5万人 3,119頭
合志市 (熊本県)	合志市美しいまちづくり条例 平成18年2月27日公布 平成18年2月27日施行 (平成28年6月16日改正)	郷土を愛し、自然の恵みに感謝し、人と環境が調和した健康で安全かつ快適な生活を営むことができる郷土を次代に引き継ぐため、市、住民等、事業者及び所有者等が一体となり、美しいまちづくりを推進し、生活環境の向上を図ることを目的とする。	ふんの適正な処理	なし	人口 登録犬 約6.1万人 3,130頭
長洲町 (熊本県)	長洲町環境美化条例 平成18年6月27日公布 平成18年8月1日施行	ごみのポイ捨て防止、落書きの防止及びペットのふんの適切な処理並びに空き地等の適正な管理等について必要な事項を定めることにより、清掃思想の普及及び地域の環境美化についての意識啓発を図り、もって町民の快適な生活環境の保全及び清潔で美しいまちづくりの実施を目指すことを目的とする。	ふんの適正な処理 飼い主の遵守事項	なし	人口 登録犬 約1.6万人 658頭
和水町 (熊本県)	和水町環境美化条例 平成18年3月1日公布 平成18年3月1日施行	豊かで美しい自然と良好な生活環境を確保するため、町、町民等、事業者及び所有者等の責務を明らかにし、清潔で美しい町づくりを目指すことを目的とする。	ふんの適正な処理	なし	人口 登録犬 約1万人 637頭
南阿蘇村 (熊本県)	南阿蘇村環境美化条例 平成17年2月13日施行 (令和2年4月1日改正)	南阿蘇村民等への清掃思想の普及、地域の環境美化についての意識啓発による清潔で美しいむらづくりを目指すため、南阿蘇村民等、事業者、占有者等が一体となって、ごみの散乱を防止することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 村民の協力 飼い主の遵守事項 勧告及び命令	なし	人口 登録犬 約1.1万人 755頭
山都町 (熊本県)	山都町美しいまちづくり条例 平成18年12月18日公布 平成19年4月1日施行	町、町民等、事業者及び占有者等が一体となって、河川の水質汚濁の防止、廃棄物の不法投棄及び散乱の防止、清潔な生活環境の保持並びに清掃その他環境美化に努めることにより、郷土の誇るべき自然環境を保護するとともに、清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	(犬のふんの適正処理) 第13条 犬の飼い主等(町内において犬を飼養し、又は現に管理する者をいう。)(は、その所有し、占有し、又は管理する場所以外の場所において、犬を運動させ、又は移動させるときは、犬のふんを処理するための用具等を携帯し、生活環境が損なわれることのないように、犬のふんを適正に処理しなければならない。	勧告書 命令書	人口 登録犬 約1.4万人 1,110頭
芦北町 (熊本県)	芦北町環境美化条例 平成17年1月1日公布 平成17年1月1日施行 (平成28年4月1日改正)	豊かで美しい自然と良好な生活環境を確保するため、町、町民等、事業者及び所有者等の責務を明らかにし、清潔で美しい町づくりの施行に関し必要な事項を定めるものとする。	(町民等の責務) 第3条 3 町民等は、畜犬等を飼育する場合は、当該畜犬等のふんなどで道路等を汚すことのないようふんを持ち帰るなど適切な措置を講じなければならない。 改善勧告及び措置命令 違反者の公表	改善勧告書 措置命令書	人口 登録犬 約1.7万人 806頭
錦町 (熊本県)	錦町ふるさと環境美化条例 平成24年12月14日公布 平成25年4月1日施行	町民等、事業者、所有者等及び町が相互協力するとともに、人吉球磨地域の市町村が一体となって、空き缶等のポイ捨てや廃棄物の散乱を防止するなどの環境美化に努め、清潔で美しいふるさとづくりを推進し、次世代に引き継ぐことを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 町民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	勧告書 命令書	人口 登録犬 約1.1万人 734頭
多良木町 (熊本県)	多良木町環境美化条例 平成24年12月20日公布 平成24年12月20日施行	町民が健康で安全かつ快適な生活を営むのに必要な生活環境を確保するため、町民等、事業者、土地建物の占有者等が相互協力するとともに、人吉球磨地域の市町村が一体となって廃棄物の散乱の防止、不法投棄の防止、地域の環境美化等についての意識の高揚と啓発を図ることにより、清潔で美しい町づくりを目指すことを目的とする。	町の責務 町民等の責務 事業者の責務 占有者等の責務 犬の飼い主の責務 ポイ捨て等の禁止 落書きの禁止 環境美化指導員 立入調査 勧告 公表 委任	特になし	人口 登録犬 9,200人 666頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
湯前町 (熊本県)	湯前町環境美化条例 平成24年12月20日公布 平成25年4月1日施行	この条例は、町民が健康で安全かつ快適な生活を営むのに必要な生活環境を確保するため、町民等、事業者、土地又は建物の占有者等が相互協力するとともに、人吉球磨地域の市町村が一体となって廃棄物等のごみの散乱を防止するとともに環境美化に努め、清潔で美しい町づくりを目指すことを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 町民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	飼い犬のふん害等 勧告書 命令書 通知書	人口 登録犬 3,785人 268頭
五木村 (熊本県)	五木村ふるさと環境美化条例 平成24年12月17日公布 平成25年4月1日施行	村民等、事業者、所有者等及び村が相互協力するとともに、人吉球磨地域の市町村が一体となって、空き缶等のポイ捨てや廃棄物の散乱を防止するなどの環境美化に努め、清潔で美しいふるさとづくりを推進し、次世代に引き継ぐことを目的とする。	(犬の飼い主の責務) 犬の飼い主は、公共の場所等において飼い犬を運動させ、又は移動させるときは犬のふんを回収するための用具等を携帯し、飼い犬がふんをしたときはそのふんを回収し、適正に処理しなければならない。	立入調査員証 勧告書 命令書	人口 登録犬 976人 137頭
山江村 (熊本県)	山江村ふるさと環境美化条例 平成24年12月14日公布 平成25年4月1日施行	村民が健康で安全かつ快適な生活を営むのに必要な生活環境を確保するため、村民、事業者、土地又は建物の占有者及び村が一体となって廃棄物等のごみの散乱を防止することにより環境美化につとめ、清潔で美しい村づくりを目指す。	動物等のふん尿の散乱防止	なし	人口 登録犬 3,311人 271頭
球磨村 (熊本県)	球磨村ふるさと環境美化条例 平成24年12月19日公布 平成25年4月1日施行	村民等、事業者、所有者等及び村が相互協力するとともに、人吉球磨地域の市町村が一体となって、空き缶等のポイ捨てや廃棄物の散乱を防止するなどの環境美化に努め、清潔で美しいふるさとづくりを推進し、次世代に引き継ぐことを目的とする。	(犬の飼い主の責務) 犬の飼い主は、公共の場所等において飼い犬を運動させ、又は移動させるときは犬のふんを回収するための用具等を携帯し、飼い犬がふんをしたときはそのふんを回収し、適正に処理しなければならない。 勧告及び命令	勧告書 命令書	人口 登録犬 3,421人 219頭
あさぎり町 (熊本県)	あさぎり町環境美化条例 平成15年4月1日公布 平成15年4月1日施行 (平成25年4月1日改正)	町民が健康で安全、かつ、快適な生活を営むのに必要な生活環境を確保するため、町民、事業者、土地又は建物の占有者及び町が相互協力するとともに環境美化に努め、清潔で美しい町づくりを推進し、次世代に引き継ぐことを目的とする。	(犬の飼い主の責務) 犬の飼い主は、公共の場所等において飼い犬を運動させ、又は移動させるときは犬のふんを回収するための用具等を携帯し、飼い犬がふんをしたときはそのふんを回収し、適正に処理しなければならない。	なし	人口 登録犬 約1.5万人 906頭
相良村 (熊本県)	相良村環境美化条例 平成27年6月17日公布 平成27年6月17日施行	この条例は、村民が健康で安全かつ快適な生活を営むのに必要な生活環境を確保するため、村民、事業者、土地又は建物の占有者及び村が相互協力するとともに、人吉球磨地域の市町村が一体となって、廃棄物等のごみの散乱を防止することにより環境美化に努め、清潔で美しい村づくりを推進し、次世代に引き継ぐことを目的とする。	(犬の飼い主の責務) 第7条 犬の飼い主は、公共の場所において飼い犬がふんをしたときは、そのふんを回収し適正に処理しなければならない。	勧告 命令	人口 登録犬 4,230人 379頭
中津市 (大分県)	中津市環境美化に関する条例 平成21年12月18日公布 平成22年4月1日施行	市内の環境美化の促進及び市民等の快適な生活環境の確保を図るため、市、市民等、事業者及び土地の所有者等の責務を明らかにするとともに、ポイ捨て及び落書きの禁止並びに空き地の不良状態及び飼い犬等のふんの放置の防止等に関し、必要な事項を定めることにより、清潔できれいなまちづくりを推進する。	・犬、猫及び愛玩動物の飼い主はふん回収・適正な処理をしなければならないと規定 ・違反者を指導、勧告及び公表できる。	指導・勧告書 違反者公表決定書 公表対象者に対する「通知書」及び「意見書」	人口 登録犬 約8.3万人 3,530頭
日田市 (大分県)	日田市ポイ捨て等の防止に関する条例 平成21年3月24日公布 平成22年4月1日施行	たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止並びに喫煙のマナー向上に関し必要な事項を定めることにより、市、市民等及び事業者が協働して、安全で快適な生活環境の実現に努めるとともに、市民一人ひとりのモラル・マナーの向上を図り、もって快適で美しいまちづくりに資する。	・市民等の責務として、飼い犬のふん放置を禁止 ・違反者に指導、勧告、措置命令及び罰則を適用できる。	勧告書 措置命令書 告知書	人口 登録犬 約6.2万人 3,387頭
佐伯市 (大分県)	佐伯市環境美化条例 平成17年3月3日公布 平成17年3月3日施行	空き缶等、吸い殻等、犬のふんの散乱などを防止し、環境の美化を推進することに関し、市及び住民等の責務その他の必要な事項を定めることにより、広く環境美化に関する意識を啓発するとともに、環境に配慮した住民等の自発的活動を促し、もって清潔で美しいまちづくりに資する。	・市民の責務等として、飼い犬のふん放置を禁止 ・違反者に助言、指導、勧告及びその他必要な措置を執ることができる。	注意書	人口 登録犬 約6.7万人 2,902頭
竹田市 (大分県)	竹田市空き缶等のポイ捨て禁止条例 平成19年12月25日公布 平成20年4月1日施行	市民等、事業者、土地所有者等及び市が一体となって、空き缶等のポイ捨てを防止し、地域における環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	(市民等の責務)「飼い犬のふんを公共の場所に放置すること」をしてはならない。	勧告書 命令書 通知書	人口 登録犬 約2万人 1,472頭
豊後高田市 (大分県)	ごみゼロぶんごたかだ条例 平成23年6月29日公布 平成23年10月1日施行	たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止並びに喫煙のマナー向上に関し必要な事項を定めることにより、市、市民等及び事業者が協働して、安全で快適な生活環境の実現に努めるとともに、市民一人ひとりのモラル・マナーの向上を図り、もって快適で美しいまちづくりに資する。	・公共の場所でペットがふんをしたときは回収しなければならないと規定 ・違反者に対して指導、勧告、公表及び罰則を適用できる。	勧告書 公表告知・弁明書 公表決定通知書 過料処分告知・弁明書 過料処分通知書	人口 登録犬 約2.2万人 1,256頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
都城市 (宮崎県)	都城市環境保全条例 平成18年1月1日公布 平成18年1月1日施行 (平成24年4月1日一部改正)	人、まち、自然が一体となったウエルネス都城を実現するために、市長、事業者及び市民の良好な環境の保全に関する責務を明らかにし、公害防止に関する事項、その他良好な環境の保全に必要な事項を定めることにより、すべての市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。	第39条 公共の場所において動物がふんを排泄したときは、その動物の管理者又は連行者は、速やかに清掃しなければならない。 ・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・清掃義務	なし	人口 登録犬 約16万人 8,301頭
延岡市 (宮崎県)	延岡市生活環境保護条例 昭和58年3月25日公布 昭和58年9月1日施行 (平成23年7月12日改正)	この条例は、法令に特別の定めのあるものを除くほか、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むに必要な生活環境を保護するため、事業者、市及び市民それぞれの責務を明確にし、市民の生活環境をまもるための施策を基本となる事項その他必要な事項を定めることによりその施策をの総合的推進を図り、もって市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。	・愛護動物の適正な管理 ・犬所有者のふんの持ち帰り	なし	人口 登録犬 約12.1万人 4,689頭
日南市 (宮崎県)	日南市ごみのぼい捨て等の防止及び公共の場所における喫煙の制限に関する条例 平成21年3月30日公布 平成21年3月30日施行	ごみのぼい捨て及び犬等のふんの放置の防止並びに公共の場所における喫煙の制限に関し必要な事項を定めることにより、市、市民等及び事業者が協働して地域の環境美化を推進し、もって清潔かつ快適な生活環境を維持し、更に観光都市日南にふさわしい環境を確保することを目的とする。	土地所有者等のふんの放置の防止 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	指導書 勧告書	人口 登録犬 5.3万人 2,543頭
高原町 (宮崎県)	高原町環境保全条例 平成6年4月1日公布 平成6年7月1日施行	町民が健康で快適な生活を営む上において、良好な環境の保全、創造が極めて重要であることに鑑み、これらの施策に関する町、町民等及び事業者の責務を明らかにし、基本的な事項及びその他の必要な事項を定めることによりその施策の総合的推進を図り、もって良好な環境を確保することを目的とする。第8条 (愛がん動物の飼育者の義務) 愛がん動物の飼育者は、その動物が地域の良好な環境を妨げないよう飼育しなければならない。	愛がん動物飼育者に地域の環境を妨げないよう、適正な飼育に関する啓発	任意	人口 登録犬 約0.9万人 616頭
高鍋町 (宮崎県)	高鍋町環境美化条例 平成6年3月28日公布 平成6年7月1日施行	この条例は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、町民が健康的で快適な生活を営むため、町民等、事業者、土地又は建物の占有者等及び町がそれぞれの責務を明確にし、良好な環境を守るための基本的な事項を定めることにより、その施策の総合的推進を図ることを目的とする。	第7条 愛玩動物の飼育者は、その動物の性情を十分に把握し、適正に管理するとともに、町民等の身体、生命、財産等に危害を加えたり、地域の良好な環境を妨げないように飼育しなければならない。	なし	人口 登録犬 約2万人 1,216頭
新富町 (宮崎県)	新富町の環境をまもる条例 平成6年3月25日公布 平成6年10月1日施行	法令に特別の定めがある場合のほか、町民が健康で快適な生活を営むに必要な生活環境を確保するため、町民等、事業者、土地又は建物の占有者等及び町のそれぞれの責務を明確にし、町民の生活環境をまもるための基本的な事項その他必要な事項を定めることにより、その施策の総合的推進を図り、もって良好な環境を確保することを目的とする。	(愛玩動物の飼育者の義務)その動物の性状を十分に把握し、適正に管理するとともに、町民の身体、生命、財産等に危害を加えたり、地域の良好な環境を妨げないよう飼育しなければならない。	なし	人口 登録犬 約1.6万人 1,185頭
五ヶ瀬町 (宮崎県)	五ヶ瀬町的美観保護及び美化推進に関する条例 平成6年9月22日公布 平成6年9月22日施行	本町、町民等、事業者、占有者等が一体となって、空き缶、空きびんその他のごみの散乱を防止するとともに、地域の清掃美化を推進することにより、清潔で快適な生活環境の確保と美観の保護形成に資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 町民の協力 指導及び勧告	なし	人口 登録犬 約0.4万人 272頭
指宿市 (鹿児島県)	指宿市空き缶ポイ捨て等防止条例 平成18年12月27日公布 平成19年4月1日施行	この条例は、ポイ捨て及び犬のふん害の防止について必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、市民の快適な生活に寄与することを目的とする。	・飼い主のふん害防止遵守事項 ・指導 ・勧告 ・命令 ・公表 ・過料(5万円以下罰金)	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 38.9千人 1,978頭
南九州市 (鹿児島県)	南九州市空き缶等ポイ捨て防止条例 平成19年12月1日公布 平成19年12月1日施行	この条例は、空き缶等のポイ捨てを禁止するとともにごみの散乱を防止し、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	・市の責務 ・市民等の責務 (犬のふんの適正処理) ・事業者の責務 ・指導 ・勧告及び命令 ・公表	・勧告書 ・勧告履行命令書	人口 登録犬 33.5千人 1,673頭
日置市 (鹿児島県)	日置市空き缶ポイ捨て防止条例 平成17年5月1日公布 平成17年5月1日施行	空き缶等のポイ捨てを禁止するとともにごみの散乱を防止し、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	・市の責務 ・市民等の責務 ・事業者の責務 ・勧告及び命令 ・環境美化推進 ・委任	・勧告書 ・勧告履行命令書	人口 登録犬 46.8千人 2,339頭
いちき串木野市 (鹿児島県)	いちき串木野市市民の手による美しいまちづくり推進条例 平成19年3月30日公布 平成19年7月1日施行	ごみ等の散乱、愛がん動物のふんの放置等の防止及び土地、建物等の適切な管理について必要な事項を定め、市、市民等及び事業者が一体となり地域の環境美化の推進を図り、もって清潔で快適な生活環境の向上に資することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告	・飼い犬のふん害等勧告書 ・命令書	人口 登録犬 27.3千人 1,231頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
薩摩川内市 (鹿児島県)	薩摩川内市環境美化推進条例 平成16年10月12日公布 平成17年4月1日施行	市、市民、事業者等が一体となって、空き缶等のごみの散乱の防止等に努めることにより、環境の美化を積極的に推進し、もって市の美しい自然及び良好な生活環境の確保に資することを目的とする。 ～抜粋～ (禁止行為) 第9条第2項 犬又は猫その他愛玩動物の所有者又は管理者は、当該動物を適正に飼養管理するとともに、みだりにふんを放置してはならない。	・市民等への啓発 ・市民及び事業者の協力 ・改善勧告 ・改善命令	様式は定めていない。	人口 登録犬 92.3千人 4,279頭
さつま町 (鹿児島県)	さつま町環境美化条例 平成17年3月22日公布 平成17年3月22日施行	町、町民等及び事業者等が一体となって、空き缶等の散乱の防止等に努めることにより、環境の美化を積極的に推進し、もってさつま町の美しい自然と快適な生活環境の確保に資することを目的とする。 ふん害に関する条文 第10条第3項 犬その他愛玩動物の所有者又は管理者は、公共の場所においてみだりにふんを放置してはならない。	・町、町民等の責務 ・禁止行為等 ・ボランティアの参加協力 ・改善勧告・命令	改善措置命令書	人口 登録犬 20.3千人 1,019頭
阿久根市 (鹿児島県)	環境美化条例 平成18年3月31日公布 平成18年10月1日施行	空き缶、吸い殻等の散乱の防止等について必要な事項を定めることにより、市、市民等、事業者及び占有者等が一体となって環境の美化を積極的に推進し、もって本市の美しい自然環境及び良好な生活環境の確保に資することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告 ・命令・罰則	・改善勧告書 ・改善命令書	人口 登録犬 19.2千人 1,027頭
出水市 (鹿児島県)	環境美化推進条例 平成18年3月13日公布 平成18年3月13日施行	空き缶等のポイ捨て及び犬又は猫のふん害の防止について必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者が一体となって清潔で美しいまちづくりを推進し、市民の快適な生活に寄与することを目的とする。	・飼い主の遵守事項 ・市民の協力 ・指導及び勧告 ・命令・罰則	・改善勧告書 ・改善命令書	人口 登録犬 51.8千人 2,366頭
伊佐市 (鹿児島県)	伊佐市環境美化推進条例 平成20年11月1日公布 平成20年11月1日施行	市、市民、事業者等が一体となって、空き缶等のごみの散乱の防止等に努めることにより、環境の美化を積極的に推進し、もって市の美しい自然と良好な生活環境の確保に資することを目的とする。	・犬や猫等の適正飼養 ・ふんの放置の禁止	・勧告書 ・命令書 ・弁明等通知書	人口 登録犬 24.4千人 1,793頭
霧島市 (鹿児島県)	霧島市生活環境美化条例 平成19年12月26日公布 平成20年4月1日施行	この条例は、市、市民等及び事業者が協働して自然と共生した清潔できれいな住みよいまちづくりを推進するために必要な事項を定めることにより、環境共生宣言都市にふさわしい快適で良好な生活環境の実現に資することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・指導及び勧告、罰則	なし	人口 登録犬 123.5千人 6,225頭
始良市 (鹿児島県)	始良市環境美化条例 平成22年3月23日公布 平成22年3月23日施行	始良市の環境美化の推進に関し、市、市民、事業者及び関係行政機関の責務を明らかにするとともに、空き缶、吸い殻等その他のごみの散乱の防止等に必要な措置を講ずることにより、本市の豊かな自然及び快適な生活環境の保全を図ることとする。	禁止行為等	・改善勧告 ・改善命令 ・公表	人口 登録犬 76.3千人 4,249頭
志布志市 (鹿児島県)	志布志市ポイ捨て防止条例 平成21年3月27日公布 平成21年10月1日施行	空き缶・吸い殻等の投棄、飼い犬のふんの放置等ポイ捨ての防止について必要な事項を定め、市民等及び事業者の意識の向上を図り、市民総参加による共生協働の美しいまちづくりを推進することを目的とする。	・市の責務 ・市民等の責務 ・事業者の責務 ・市民等の義務 ・命令 ・委任 ・過料(5万円以下)	・命令書 ・告知・弁明書 ・過料処分通知書	人口 登録犬 29.6千人 1,737頭
大崎町 (鹿児島県)	大崎町ポイ捨て等防止条例 平成21年12月16日公布 平成22年4月1日施行	ポイ捨て及び飼い犬のふん等の放置の防止について、必要な事項を定め、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって町民の快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	・町の責務 ・町民等の責務 ・事業者の責務 ・ポイ捨ての禁止等 ・指導 ・命令 ・委任 ・過料(5万円以下)	・命令書 ・告知・弁明書 ・過料処分通知書	人口 登録犬 12.2千人 1,005頭
垂水市 (鹿児島県)	垂水市ポイ捨て等防止条例 平成30年3月16日公布 平成30年7月1日施行	この条例は、市、事業者、市民等が一体となって、ポイ捨てによる空き缶、吸殻等の散乱防止等に努め、垂水市の環境美化を推進し、快適な生活環境を確保することを目的とする。	・飼養動物等の飼い主の責務 ・飼養動物等のふんの放置禁止	・飼養動物等の糞の放置 ・命令書 ・過料処分通知書	人口 登録犬 13.9千人 752頭
鹿屋市 (鹿児島県)	鹿屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 平成18年1月1日公布・施行 (令和元年10月1日改正施行)	この条例は、資源を有効に利用し、かつ、廃棄物の発生を抑制するとともに資源として再利用する循環型社会の実現を目指して、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持を推進することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。	(清潔の保持) 犬又は猫その他愛玩動物の所有者又は管理者は、当該動物を適正に飼養管理するとともに、みだりにふんを放置してはならない。	なし	人口 登録犬 100.4千人 5,437頭
南大隅町 (鹿児島県)	南大隅町ふるさと環境美化条例 平成27年3月25日公布 平成27年4月1日施行	この条例は、町民等、事業者、所有者等及び町が相互に協力し、空き缶等のポイ捨てや飼い犬のふんの放置(以下「ポイ捨て等」という。)を防止するなどの環境美化に努め、清潔で美しいふるさとづくりを推進することにより、快適な生活環境の維持、更に観光の町、南大隅町にふさわしい環境を確保することを目的とする	(犬の飼い主の責務) 犬の飼い主は、公共の場所において飼い犬を運動させ、又は移動させるときには、犬のふんを回収するための用具等を携帯し、飼い犬がふんをしたときはそのふんを回収し、適正に処理しなければならない	・立入調査員証 ・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 6.5千人 403頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
奄美市 (鹿児島県)	奄美市ポイ捨て等防止条例 平成23年12月26日公布 平成24年4月1日施行	この条例は、ポイ捨て及び犬のふん害の防止について必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進することを目的とする。	・市の責務 ・市民等の責務 ・飼い主の責務 ・飼い主の遵守事項 ・指導・命令・罰則 ・委任	様式は定めていない。	人口 登録犬 40.7千人 1,631頭
徳之島町 (鹿児島県)	徳之島町ごみのポイ捨て及び飼養動物等のふん害の防止に関する条例 平成22年3月9日公布 平成22年7月1日施行 徳之島町ごみのポイ捨て及び飼養動物等のふん害の防止に関する条例施行規則 平成22年5月28日公布 平成22年7月1日施行	この条例は、空き缶等のポイ捨て及び飼養動物等のふん害の防止に関し、必要な事項を定めることにより、人と環境にやさしいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	・飼養動物等の飼い主の責務 ・飼養動物等のふんの放置禁止	・飼養動物等の糞の放置 ・命令書 ・過料処分通知書	人口 登録犬 10.1千人 578頭
天城町 (鹿児島県)	天城町ごみのポイ捨て及び飼養動物等のふん害の防止に関する条例 平成22年10月1日公布 平成22年10月1日施行	この条例は、空き缶等のポイ捨て及び飼養動物等のふん害の防止に関し、必要な事項を定めることにより、人と環境にやさしいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	・飼養動物等の飼い主の責務 ・飼養動物等のふんの放置禁止	・飼養動物等の糞の放置 ・命令書 ・過料処分通知書	人口 登録犬 5.5千人 457頭
伊仙町 (鹿児島県)	伊仙町ごみのポイ捨て及び飼養動物等のふん害の防止に関する条例 平成22年9月17日公布 平成22年9月17日施行	この条例は、空き缶等のポイ捨て及び飼養動物等のふん害の防止に関し、必要な事項を定めることにより、人と環境にやさしいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	・飼養動物等の飼い主の責務 ・飼養動物等のふんの放置禁止	・飼養動物等の糞の放置 ・命令書 ・過料処分通知書	人口 登録犬 6.0千人 447頭
和泊町 (鹿児島県)	和泊町ポイ捨て及びふん害の防止条例 平成31年1月1日公布・施行	空き缶等のポイ捨てや飼養動物等のふん害の防止について必要な事項を定め、環境美化の促進を図り、町民が快適で住みよい生活環境を確保すること。	(ポイ捨て等の禁止) ・何人も公共の場所等で空き缶等をポイ捨て、散乱させてはならない。 ・飼い犬等の散歩時は、ふんを処理する用具を携帯するなどし、公共の場所等でふんをしたときは直ちに回収すること。 ※違反した場合、5万円以下の過料。	なし	人口 登録犬 6.2千人 543頭
宜野湾市 (沖縄県)	宜野湾市ポイ捨てのない快適なまちづくり条例 平成15年12月26日公布 平成16年4月1日施行	市民等、事業者、土地の占有等及び市が一体となって、空き缶、吸い殻等の散乱又は落書きを防止することにより、市民が健康で快適な生活を営み、生きがいを共感し、誇れるまちづくりに寄与することを目的とする。	・市民、飼い主等の協力 ・措置命令 ・立入調査等 ・助言又は指導 ↓ ・罰則(3万円以下の過料)	措置命令書	人口 登録犬 99,549人 3,669頭
渡名喜村 (沖縄県)	渡名喜村空き缶等のポイ捨て禁止条例 平成22年6月22日公布 平成22年6月22日施行	この条例は、村民等、事業者、土地所有者等及び村が一体となって空き缶等のポイ捨てを防止し、地球における環境美化の促進を図り、清潔で美しい村づくりを目指す事を目的とする。	・空き缶、空き瓶、ペットボトルその他ふん害防止 ・村民の協力 ・飼い主の遵守事項	勧告書 命令書	人口 登録犬 366人 9頭
渡嘉敷村 (沖縄県)	渡嘉敷村美ら島づくり条例 平成27年3月13日公布 平成27年3月13日施行	渡嘉敷村(以下「本村」という。))における快適な生活環境を確保し、国立公園にふさわしい美しいむらづくりを推進するため、本村、事業者等及び村民等が協力して村内の環境美化の促進を図ることを目的とする。	飼い主の遵守事項		人口 登録犬 695人 29頭
札幌市	札幌市動物の愛護及び管理に関する条例 平成28年3月30日公布 平成28年10月1日施行	市民の動物に対する愛護の意識の高揚を図り、動物の健康及び安全を保持し、動物の福祉の向上を推進するとともに、動物の取扱いにより人に及ぼす迷惑及び動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止し、もって人と動物が共生する社会の実現に寄与することを目的とする。	・飼い主の遵守事項	・身分証明書 ・措置命令書	人口(令和2年4月1日) 登録犬(令和2年3月31日) 1,958,408人 82,090頭
	札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例 平成16年12月14日公布 平成17年8月1日施行 (罰則の規定は平成17年10月1日施行)	たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止並びに喫煙の制限に関し、必要な事項を定めることにより、市、事業者及び市民等が協働して美しいまちづくりを推進し、もって市民の安全で快適な生活環境、さらには観光都市さっぽろにふさわしい環境を確保することを目的とする。	(市) ・吸い殻等の散乱防止等に関する施策の策定、実施 ・吸い殻等の散乱防止等に関する意識の啓発、自主的な活動の支援(飼い犬を連れている者) 公共の場所において、飼い犬のふんを回収しなければならない。	告知書 過料処分決定通知書	
仙台市	ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例 平成11年3月16日公布 平成11年5月30日施行	ごみの散乱の防止について必要事項を定めることにより、市、事業者、市民等、土地所有者等及び自主的活動団体の協働によるごみの散乱のない快適なまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。	・市、事業者、市民等の責務 ・行動計画の策定 ・推進地区、推進団体の認定、推進団体への支援 ・指導、勧告	なし	人口 登録犬 約109万人 46,090頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
新潟市	新潟市ばい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例 平成20年7月1日公布 平成20年10月1日施行	この条例は、吸い殻、空き缶等のばい捨て等美観を害する行為及び路上喫煙により他人の身体を害する行為を市、市民等及び事業者の協働により防止することについて必要な事項を定めることにより、快適な生活環境の確保に資することを目的とする。	・飼い犬等のふん回収用具の携帯及びふんの回収に関する責務 ・ふんの不回収に対する罰則(1,000円の過料)	なし	人口 登録犬 約79万人 32,439頭
静岡市	静岡市飼い犬条例 平成15年4月1日公布 平成15年4月1日施行 (平成20年11月1日一部改正)	飼い犬の管理を適正に行わせることにより、社会生活の安全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	・飼育場所の内外は常に清潔にし、汚物を衛生的に処理すること。 ・公の場所及び他人の所有地等を、ふんその他により汚すような行動をさせないこと。	なし	人口 登録犬 68.5万人 33,439頭
浜松市	浜松市快適で良好な生活環境を確保する条例 平成15年3月25日公布 平成15年7月1日施行	迷惑行為のない快適で良好な生活環境を確保するため、市民等、事業者及び市のそれぞれの責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、市民等及び事業者の意識の向上を図り、思いやりのある行動を促し、もって快適で良好な生活環境を実現することを目的とする。	・空き缶等及び吸い殻等の投棄に対する措置 ・歩行中の喫煙等に対する措置 ・落書きに対する措置 ・飼い犬・ねこのふんの放置に対する措置 ・身体障害者用駐車場を適正に利用するための措置	なし	人口 登録犬 約80万人 50,118頭
名古屋市	安心・安全で快適なまちづくりなごや条例 平成16年10月13日公布 平成16年11月1日施行 (平成18年6月1日改正) 名古屋市長動物の愛護及び管理に関する条例 平成13年3月29日公布 平成13年4月1日施行 (令和2年3月27日改正) (令和2年4月1日施行)	安心、安全で快適な環境に関する地域の身近な課題について、市民、事業者及び市がそれぞれの役割のもと、協同して取組みを進めることによって、安心、安全で快適なまちの実現をめざすことを目的とする。 動物の適正な取扱いその他動物の生命の尊重、健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて動物を愛護する気運を醸成するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。	飼犬のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼主の遵守事項 その他 (飼主の遵守事項) 犬の飼主は、飼犬が公共の場所等でふんを排せつしたときは、直ちに当該ふんを回収すること。	なし	人口 登録犬 約232.5万人 122,151頭
京都市	京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例 平成27年3月27日公布 平成27年7月1日施行 平成27年10月1日罰則の適用 (令和元年12月14日一部改正施行)	適正な動物の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、不適正な動物の取扱いに起因して人に迷惑を及ぼすことを防止し、もって生活環境の保全を図るとともに、人と動物の共生する社会の実現に資することを目的とする。	(1)犬のふん回収用具の携帯・回収義務 (2)自宅等における排せつ (3)ふんの不回収に対する罰則(3万円以下の過料)	-	人口 登録犬 約147万人 57,103頭
堺市	堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例 平成21年9月14日公布 平成21年10月1日施行	安全・安心・快適なまちづくりについて、施策の基本となる事項を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにすることにより、互いの自主性を尊重しながら協働して取組を進め、市民が安全に、安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的とする。	犬等の飼い主(その所有者以外で犬等を飼育し、又は保管している者を含む。)は、当該飼い犬等のふんを公共の場所に放置してはならない。		人口 登録犬 82.6万人 40,043頭
広島市	広島市ばい捨て等の防止に関する条例 平成15年7月10日公布 平成15年10月1日施行	この条例は、吸い殻、空き缶等のばい捨て等美観を害する行為及び喫煙により他人の身体を害する行為を本市、市民等及び事業者の協働により防止することについて必要な事項を定めることにより、快適な生活環境の確保に資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 飼い主の遵守事項 美化推進区域内では罰則		人口 登録犬 約120万人 57,112頭
北九州市	北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例 平成20年3月25日公布 平成20年4月1日施行 (平成21年3月31日改正)	公共の場所における喫煙その他の迷惑行為の防止について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、迷惑行為の防止の推進に関する基本となる事項を定めることにより、迷惑行為の防止のための施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の快適な生活環境の確保に寄与する	飼い犬のふんを放置しないこと (市の責務)迷惑行為の防止施策の推進 (市民の責務)迷惑行為を行わないこと、他人が迷惑行為をしているときは注意することなど (事業者の責務)従業員が迷惑行為を行わないよう指導・啓発することなど	防止巡視員証	人口 登録犬 93.5万 49,041頭
福岡市	人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例 平成14年12月19日公布 平成15年8月1日施行 (平成26年4月1日改正)	人に優しく安全で快適なまちづくりについて、基本理念並びに市民等、事業者及び市それぞれの責務を明らかにするとともに、その実現のための施策の基本となる事項を定めることにより、市民等及び事業者による主体的な取組みを促進し、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。	愛玩動物の飼主等の遵守事項		人口 登録犬 約159万人 69,862頭
旭川市	旭川市畜犬取締及び野犬掃とう条例 昭和28年12月28日公布 昭和28年12月28日施行 (平成19年4月1日一部改正)	畜犬及び野犬が人畜その他に害を加えることを防止し、もつて公衆衛生の向上及び社会生活の安全を図ることを目的とする	飼い主の遵守事項		人口 登録犬 約33.2万人 15,481頭
函館市	函館市犬による危害の防止等に関する条例 昭和49年1月12日公布 昭和49年1月12日施行 (平成16年12月1日最終改正施行)	畜犬の係留等について必要な事項を定め、犬による人、家畜などへの危害防止の措置を講ずることにより、市民生活の安全の確保を図ることを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発。 市民の協力。 飼い主の遵守事項、指導及び勧告。		人口 登録犬 253,340人 14,381頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
山形市	山形市空き缶等散乱防止条例 平成9年3月31日公布 平成9年10月1日施行 (平成11年12月24日改正)	公共の場所等におけるポイ捨てによる空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに飼養する動物のふんの放置を防止することにより、この市の美観の保全及び創造を図り、もって美しい山形をつくる基本条例に掲げる良好な環境の形成に資することを目的とする。	・市民等の責務 ・ふんの放置の禁止	命令書	人口 登録犬 約24.8万人 9,564頭
郡山市	郡山市ポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例 平成10年10月12日公布 平成11年4月1日施行	市民及び事業者、並びに市の責務を明らかにし、環境の美化を推進することにより、市民の快適な生活の確保を目的とする。	1 飼い主の遵守事項 2 指導及び助言 3 勧告 4 命令 5 立入検査	・勧告書 ・命令書	人口 登録犬 330,787人 16,263頭
福島市	福島市ポイ捨てのない美しいまちづくり推進事業 ポイ捨てのない美しいまちづくり条例 平成16年3月29日公布 平成16年6月1日施行	ポイ捨てによるごみの散乱及び飼い犬のふんの放置の防止について必要な事項を定めることにより、市、市民等、事業者、土地所有者等及び自発的活動団体が協働してごみのない美しい環境づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民の誇れる美しい快適なまちづくりに寄与することを目的とする。	飼い犬のふんの放置の防止について 市・市民等・事業者・土地所有者等の責務 指導及び助言	なし	人口 登録犬 約27.6万人 13,077頭
水戸市	水戸市飼い犬のふん害等の防止に関する条例 平成8年3月27日公布 平成8年10月1日施行	この条例は、飼い犬のふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、地域の環境美化の促進に寄与するため、飼い犬のふん及び尿の処理等について、必要な事項を定めることを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	なし	人口 登録犬 27.1万人 12,040頭
宇都宮市	宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例 平成20年6月30日公布 平成20年7月1日施行	ごみのないきれいなまちづくりを推進するために必要な事項を定めることにより、市民及び来訪者が快適に過ごすことのできる「きれいなまち宇都宮」を協働し、もって市民の良好な生活環境の維持に資することを目的とする。	・飼い主等の排泄した汚物の適正処理 ・意識啓発 ・市民活動 ・指導、勧告	・指導書 ・勧告書	人口 登録犬 約51.8万人 24,677頭
越谷市	越谷市まちをきれいにする条例 平成12年3月31日公布 平成12年10月1日施行	空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止について必要な事項を定めることにより、市、事業者及び市民等が協力して環境美化の促進を図り、もって快適な都市環境を確保し、清潔できれいなまちづくりを総合的に推進することを目的とする。	飼い犬のふんの放置の防止のために必要な施策 市民等の協力 飼い主等の責務 ふんの放置の禁止 調査、勧告、命令 罰則	身分証明書 勧告書 命令書	人口 登録犬 約34.4万人 17,203頭
八王子市	八王子市動物の愛護及び管理に関する条例 平成26年9月24日公布 平成27年4月1日施行	動物の愛護及び管理について必要な事項を定めることにより、市民の動物愛護の精神の高揚を図り、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。	犬の飼い主の遵守事項 犬が公共の場所又は他人の土地、建物等に排せつしたときは、直ちに排せつ物の除去その他の必要な措置を講ずること。	－	人口 登録犬 約56.2万人 28,749頭
横須賀市	横須賀市ポイ捨て防止及び環境美化を推進する条例 平成9年3月27日公布 平成9年10月1日施行 (平成19年7月1日改正)	空き缶等及び吸い殻等のポイ捨て並びに路上喫煙を防止するとともに、美化清掃活動の充実に努めることにより、清潔で美しいまちづくりを目指し、もって快適で安全な生活環境の保持に資することを目的とする。	第8条 2 市民等は、犬を飼養し、又は保管するときは、当該犬のふん等の汚物を適正に処理し、公園、広場、道路、河川、海岸その他の公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建物等を当該汚物で汚してはならない。	－	人口 登録犬 約39万人 22,407頭
金沢市	金沢市におけるぼい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例 平成24年3月26日公布 平成24年7月1日全部施行	本市におけるぼい捨て、飼い犬等のふんの放置及び路上喫煙等のない快適で美しいまちづくり(以下「ぼい捨て等のない快適で美しいまちづくり」という。)について、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、ぼい捨て等のない快適で美しいまちづくりを推進するための基本となる事項を定めることにより、市、市民等及び事業者が一体となってぼい捨て等のない快適で美しいまちづくりを総合的に推進し、良好な生活環境の確保に資することを目的とする。 (ぼい捨ての禁止) 第12条 市民等は、ぼい捨てをしてはならない (飼い犬等のふんの放置の禁止) 第13条 市民等は、飼い犬等を連れていく場合に当該飼い犬等がふんをしたときは、当該ふんをみだりに放置してはならない	ぼい捨ての禁止 飼い犬等のふんの放置の禁止	報告書 命令書 告知書	人口 登録犬 約46.3万人 17,342頭
福井市	福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例 平成8年12月25日公布 平成9年10月1日施行	この条例は、空き缶等の散乱及びふん害の防止について、必要な事項を定めることにより、清潔でうつくしいまちをつくり、もって生活・交流都市としての快適な都市環境の形成に資することを目的とする。	・飼い主の責務 ・飼い主の回収義務	飼い犬のふん害等 ・命令書	人口 登録犬 約26.2万人 10,968頭
長野市	長野市ポイ捨て、道路等における喫煙等を防止し、きれいなまちをつくる条例 平成22年12月27日公布 平成23年4月1日施行	この条例は、ポイ捨て、道路等における喫煙等の防止に関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、禁止行為その他必要な事項を定めることにより、きれいなまちの実現並びに市民等の身体及び財産の安全の確保を図り、もって良好で快適な市民等の生活環境の確保に資することを目的とする。	飼い犬の所有者(管理者を含む)は、道路、占有地等に飼い犬のふんを放置してはならない。	－	人口 登録犬 37.3万人 15,994頭
岐阜市	岐阜市まちを美しくする条例 平成11年3月30日公布 平成11年7月1日施行 (平成20年4月1日一部改正)	空き缶等ごみの散乱及び犬等のふん害の防止並びに喫煙の禁止について必要な事項を定めることにより、環境美化の推進を図り、もって緑豊かな自然と歴史を有する本市の美観を保全し、清潔で美しく快適な生活環境を確保することを目的とする。	市の責務 市民等の責務 空き缶等ごみの投棄等の禁止 指導及び勧告 命令及び公表 立入調査 ほか	命令書 告知・弁明書 身分証明書 ほか	人口 登録犬 約40.8万人 23,266頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
豊田市	豊田市の環境を守り育てる条例 平成18年3月30日公布 平成18年10月1日施行 (平成28年4月1日改正施行)	豊田市環境基本条例(平成8年条例第27号)の基本理念に基づき、市、事業者及び市民(団体等を含む。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、それぞれの日常生活及び事業活動において環境に配慮した行動を積極的に推進することにより、都市の持続的発展を図るとともに、現在及び将来の市民の健康的な生活の確保に寄与し、もって市の環境を守り育てることを目的とする。	飼い主の遵守事項(ふんの放置禁止、散歩時にふんの回収と処理)	なし	人口 登録犬 約42.4万人 22,410頭
豊橋市	豊橋市快適なまちづくりを推進する条例 平成24年3月30日公布 平成24年7月1日施行 (平成31年4月1日改正施行)	この条例は、路上喫煙、ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関し、必要な事項を定めることにより、市、市民等及び事業者が協働して、「530のまち豊橋」の名にふさわしい清潔で安全なまちづくりを推進し、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 勧告		人口 登録犬 37.6万人 23,232頭
岡崎市	岡崎市生活環境保全条例 平成18年3月27日公布 平成18年10月1日施行 (平成24年3月28日改正) 岡崎市生活環境の美化の推進に関する条例 平成31年3月25日公布 平成31年4月1日施行	生活環境の保全に関する市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、公害等の防止、地球温暖化の防止、環境の美化その他の快適で良好な生活環境の確保に関し必要な事項を定めることにより、現在及び将来の市民が健康で安全かつ安心して暮らすことができる生活環境を保全することを目的とする。 生活環境の美化に関し、市、市民等、事業者等の責務を明らかにするとともに、ごみのポイ捨ての防止、飼い犬等のふんの放置の防止、路上喫煙の制限等に関し必要な事項を定めることにより、ごみのない美しく快適なまちを目指すことを目的とする。	飼い主の遵守事項		人口 登録犬 約38.7万人 23,584頭
高槻市	高槻市まちの美化を推進する条例 平成18年3月29日公布 平成18年4月1日施行 (平成25年4月1日一部改正) (令和2年4月1日一部改正)	市、市民等及び事業者が協働して空き缶等及び吸い殻等のポイ捨てを防止し、併せて清掃活動等を行うことにより、まちの美化を推進し、もって市民の快適な生活環境の確保に資することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・助言及び指導	なし	人口 登録犬 35.1万人 15,187頭
東大阪市	東大阪市みんなで美しく住みよいまちをつくる条例 平成26年3月31日公布 平成26年10月1日施行 (平成30年10月10日改正)	この条例は、東大阪市環境基本条例(平成13年東大阪市条例第8号)の本旨を達成するため、まちの美化推進並びに空き地及び空き家の適正管理について必要な事項を定めるとともに、別に定めるもののほか、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「空家等対策法」という。)の施行について必要な事項を定めることにより、美しく住みよいまちづくりを推進し、もって安全かつ快適な生活環境の保全、良好な都市環境の確保及び市民の健康の保持に寄与することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 勧告、命令、事実等の公表		人口 登録犬 (令和2年3月31日) 約49.3万人 25,090頭
豊中市	豊中市美しいまちづくりの推進に関する条例 平成17年4月1日公布 平成17年7月1日施行	まちの美化について、ポイ捨て、犬のふんの放置及び美観を損なう屋外広告物の表示等の防止並びに空き地の適正管理に関し必要な事項を定めることにより、市と市民等、事業者及び団体が一体となって美しいまちづくりを推進し、もって良好な生活環境の向上を図ることを目的とする。	美しいまちづくりに関する意識の啓発 市民・事業者・団体の役割 まち美化活動協定について 罰則	立入調査員証 告知・弁明書 過料処分通知書	人口 登録犬 約40万人 15,671頭
枚方市	枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例 平成14年3月19日公布 平成14年10月1日施行	市、市民、事業者等の責務を明らかにすることにより、ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの公共の場所等への放置のない、清潔で美しいまちをつくり、もって市民の快適な生活環境の確保を目的とする。	犬のふんの放置禁止 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導	命令書	人口 登録犬 約40万人 18,723頭
寝屋川市	寝屋川市美しいまちづくり条例 平成17年3月30日公布 平成17年4月1日施行	寝屋川市内の区域内の良好な生活環境の維持向上を図るため、寝屋川市及び市民の責務及び役割を定め、安全で清潔な、みどり豊かなまちづくりの推進を目的とする。	(飼い犬等のふんの放置禁止) 第21条 飼い主は、飼い犬等を公共の場所等に連れ出すときは、用具を携帯し、ふんを持ち帰る等適正な処理をし、当該飼い犬等のふんを公共の場所等に放置してはならない。	なし	人口 登録犬 23.1万人 12,971頭
吹田市	吹田市環境美化に関する条例 平成11年3月29日公布 平成11年10月1日施行 (令和元年12月27日改正) 最終施行日令和2年4月1日	市、事業者及び市民等が連携し、ポイ捨て及び飼い犬等のふんの放置の防止、路上喫煙の適正化等を推進して環境美化を図ることにより、清潔できれいなまちをつくり、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項		人口 登録犬 約37.3万人 18,167頭
姫路市	姫路のまちを美しく安全で快適にする条例 平成8年3月26日公布 平成8年4月1日施行 (平成20年3月26日改正)	空き缶等の投げ捨て、自動車等の放棄及び飼い犬のふんの放置の防止並びに路上喫煙の防止について必要な事項を定めることにより、世界文化遺産を有する姫路にふさわしい美しく安全で快適なまちづくりを推進することを目的とする。	飼い犬の所有者又は占有者は、当該飼い犬が公共の場所においてふんを排せつした場合には、当該ふんを放置してはならない。	なし	人口 登録犬 約52.8万人 30,242頭
西宮市	快適な市民生活の確保に関する条例 平成12年3月30日公布 平成12年7月1日施行 (平成30年7月1日最終改正施行)	市民の平穏で清潔な日常生活の維持について必要な事項を定めることにより、快適な市民の生活環境を確保することを目的とする。	飼い主のふん害等の防止に関する啓発 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告		人口 登録犬 約48.7万人 24,567頭

自治体名	条例名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考
明石市	明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例 平成11年6月30日公布 平成11年10月1日施行	この条例は、空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、都市環境の美化を図り、もって市民の快適な生活を確保することを目的とする。	・市の責務 ・市民の責務 ・事業者等の責務 ・所有者等の責務 ・飼い主の責務 ・勧告及び命令 ・罰則	なし	人口 登録犬 約29万人 13,364頭
和歌山市	和歌山市美化推進及び美観の保護に関する条例 平成4年7月16日公布 平成4年11月1日施行	地域の美観環境の形成に関し、市、市民等、事業者、占有者等の責務及び必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び環境の保護に資することを目的とする。	飼い主の遵守事項		人口 登録犬 約35.4万人 19,128頭
鳥取市	鳥取市快適な生活環境の確保に関する条例 平成20年3月25日公布 平成20年4月1日施行	環境を害することとなる行為の防止等について、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、ポイ捨て等の禁止その他必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者の協働による清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の確保を図ることを目的とする。	飼い犬のふんの放置の禁止	なし	人口 登録犬 約18.6万人 6,987頭
松江市	松江市きれいなまちづくり条例 平成18年3月31日公布 平成18年10月1日施行	市、市民等、事業者、所有者等が協働してまちの美化を図り、国際文化観光都市にふさわしいきれいなまちづくりを推進することを目的とする。	・公共の場所における飼い犬の管理 ・指導及び勧告 ・命令 ・過料	・勧告書 ・命令書 ・告知書 ・弁明書 ・過料処分通知書	人口 登録犬 約20.1万人 8,532頭
倉敷市	倉敷市飼犬ふん害防止条例 平成23年9月28日公布 平成24年1月1日施行	飼主の責任としての飼犬のふん処理等に関し必要な事項を定めることにより、ふん害の防止に関する意識の高揚を図り、市民の良好な生活環境の推進に寄与することを目的とする。	変更なし		人口 登録犬 約48.2万人 25,993頭
福山市	福山市空き缶等の散乱防止及び環境美化に関する条例 平成7年6月27日公布 生成7年10月1日施行 (平成18年3月1日改正)	市民等、事業者、占有者等及び市が一体となって、空き缶等及びたばこの吸い殻等の散乱を防止することにより、美しい快適な生活環境の保全と良好な都市環境の形成を図り、あわせて資源の再生利用の資することを目的とする。	犬の所有者又は占有者は、その飼養又は保管する犬が公共の場所を排せつ物により汚染するような行為を行った場合、当該排せつ物を適切に処理しなければならない。	なし	人口 登録犬 47万人 23,128頭
下関市	下関市環境美化条例 平成17年2月13日公布 平成17年2月13日施行 (平成20年3月28日一部改正)	ポイ捨て、落書き及び路上喫煙の防止について必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び安全で快適な都市空間の形成を図り、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。	飼い犬等のふんの放置の禁止 市民の協力 飼い主の遵守事項 指導及び勧告	勧告書 勧告履行命令書 弁明等通知書	人口 登録犬 25.93万人 12,497頭
高松市	高松市環境美化条例 平成9年3月27日公布 平成9年10月1日施行 (平成21年12月21日一部改正)	容器包装及びたばこの吸い殻等の散乱を防止することにより、まちの環境美化及び容器包装の再資源化の促進を図り、もって快適な生活環境の保全及び創造と美しいまちづくりに寄与することを目的とする。	飼い主の遵守事項 指導及び勧告	なし	人口 登録犬 42.6万人 31,523頭
松山市	松山のまちをみんなで美しくする条例 平成15年3月24日公布 平成15年7月1日施行	空き缶等及び吸い殻等の投げ捨て並びに飼い犬のふんの放置を防止することにより、市民総参加による国際観光温泉文化都市松山にふさわしい美しいまちづくりを推進することを目的とする。	・飼い主のふん害等の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・助言、指導及び命令	命令書	人口 登録犬 約51.1万人 24,177頭
高知市	高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例 昭和49年10月15日制定 昭和49年11月15日施行 (平成19年4月1日一部改正)	都市生活にとつて良好な自然と豊かな緑がきわめて重要であることにかんがみ自然の保護、緑化の推進等のみどりのまちづくりについて基本となる事項を定めるとともに、その施策を総合的に推進することにより、現在及び将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。	飼犬、飼猫等の愛玩動物の飼育者は、その動物が近隣住民の生活環境や公共の場所の清潔を害さないよう飼育するとともに、ふん尿については飼育者の責任において処理しなければならない。	勧告及び命令	人口 登録犬 約32.6万人 15,422頭
久留米市	久留米市環境美化促進条例 平成19年3月29日公布 平成19年6月1日施行	久留米市環境基本条例の基本理念にのっとり、地域の環境美化について、市、市民等及び事業者等の責務を明らかにするとともに、ポイ捨ての禁止、不法投棄の防止その他環境美化の促進に必要な事項を定めること等により、清潔で美しいまちづくりの推進を図り、もって快適な生活環境の保全に寄与することを目的とする。	市民等(飼主)の責務		人口 登録犬 約30.5万人 16,256頭
大分市	大分市ポイ捨て等の防止に関する条例 平成18年6月28日公布 平成18年7月1日施行	たばこの吸殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止並びに喫煙の制限に関し、必要な事項を定めることにより、市、市民等及び事業者が一体となって清潔で美しいまちづくりを推進しもって、快適な生活環境を確保することを目的とする。	・飼い犬のふんの散乱防止に対する啓発 ・市・市民等、事業者の責務 ・飼い犬のふんの回収 ・ポイ捨て防止強化区域の指定 ・勧告、公表、過料	・告知 ・弁明書 ・過料処分通知書	人口 登録犬 47.7万人 21,325頭
鹿児島市	鹿児島市みんなでまちを美しくする条例 平成16年7月1日公布 平成16年10月1日施行	空き缶・吸い殻等の投棄、飼い犬のふんの放置等の防止について必要な事項を定め、市民等及び事業者の意識の向上を図り、市民総参加による美しいまちづくりを推進することを目的とする。	・市民等の義務(抜粋:市民等は、公共の場所及び他人の土地に、飼い犬のふんを放置してはならない。) ・措置命令 ・過料	・命令書 ・告知・弁明書 ・過料処分通知書	人口 登録犬 約59.3万人 23,050頭